

『あいさつ

本郷ふじやま公園運営委員会
古民家歴史部会

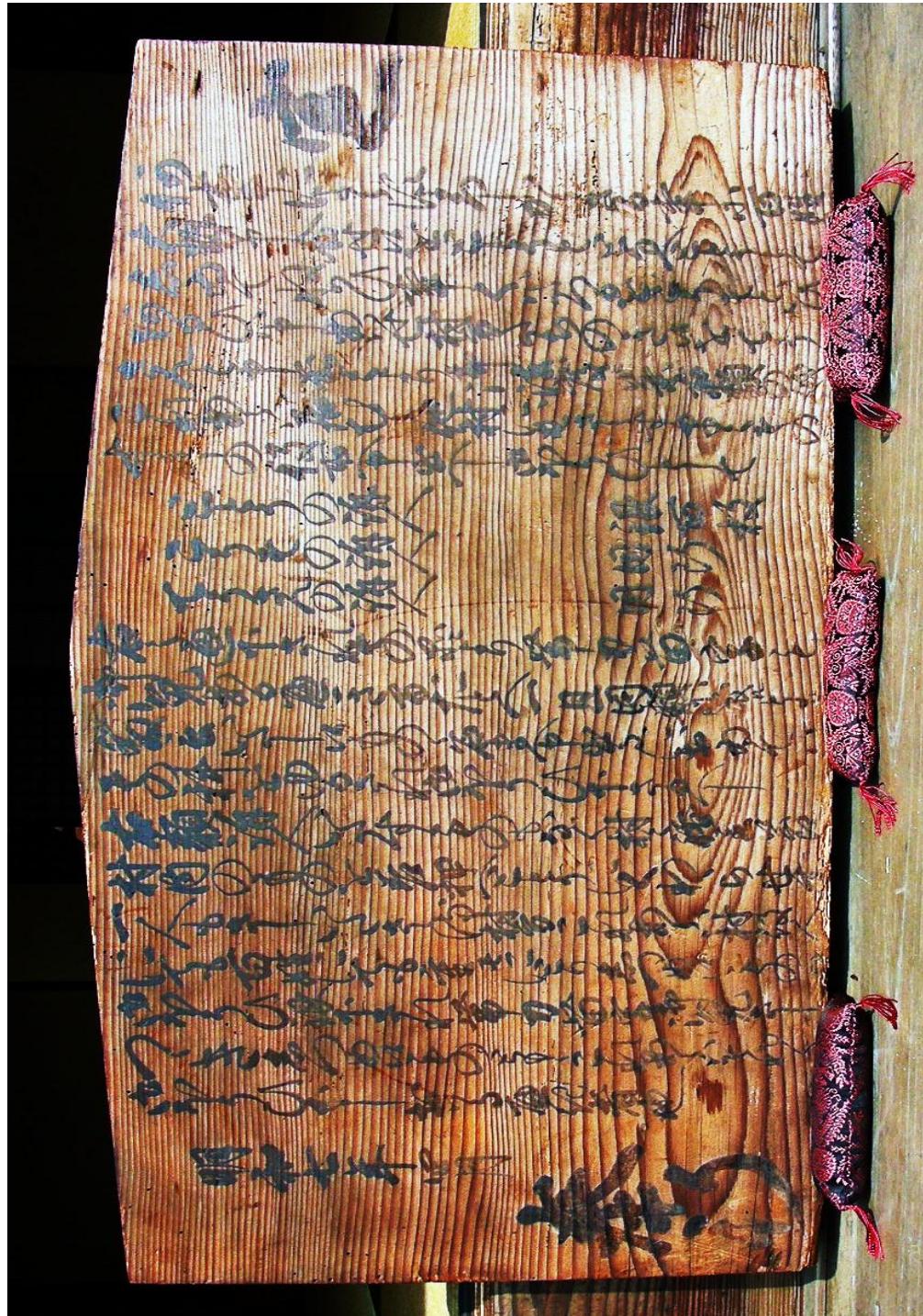
本郷ふじやま公園運営委員会は、古民家を中心に本郷地区の歴史文化を後世に伝えて行くべく、種々の部会を通して文化体験活動を行っています。その一つが古民家歴史部会の活動で、小岩井家に遺された古文書の解説に二十数年来取り組んでいます。

本部会ではその成果として、平成二十五年（2013）に「村政編」を、次いで令和二年（2020）に「海防編」をまとめて参りました。そしてこのたび「幕末維新編」を発刊致します。今回は、現在横浜市歴史博物館に寄託されている小岩井家文書のうち、幕末維新时期の文書「御用留」を中心に触書・回章を加えて部会員一同が銳意解説を進めて來たものです。

本書により、我が国の近世の激動期において幕府や新政府はどういうに国政を進め、それに応じて鍛冶ヶ谷村はどのように村政を運営して行つたか、皆様の郷土史への関心と理解が一層深まれば大変嬉しく、幸甚に存じます。

令和七年十二月

高札 「徒党札」



形状：横長五角形 主要寸法：横長さ：91 cm 中央部高さ：46 cm 左右高さ：43 cm 板厚さ：4 cm
材質：ケヤキ一枚板 裏側にそり防止や取付けの細工あり

定

何事によらずよろしからざる事に百姓

大勢申合せ候をとどくととなへとどくして

しゆてねがひ事くはだつるをこうそといひ

あるいは申あはせ村方たちのき候をてう

さんと申前々より御法度に候條右類の儀

これあらば居むら他村にかぎらず早々其の

すじの役所へ申出べし御ほうびとして

とどうの訴人銀百枚

こうその訴人同断

てうさんの訴人同断

右の通下されその品により帶刀苗字も

御免あるべき間たとへ一旦同類に成るとも

発言いたし候ものの名まへ申出るにおゐては

その科をゆるされ御ほうび下さるべし

右類訴人いたすものもなく村々騒立候節

村内のものを差押へとどくにくわらせず

一人もさしいださざる村方これあらば村役人

にても百姓にても重もにとりしづめ候ものは

御ほうび銀下され帶刀苗字御免さし

つづきしづめ候ものどもこれあらばそれ／＼

御ほうび下しおかるべき者也

明和七年四月

奉行

本「高札」は、現在、小岩井家（旧鍛冶ヶ谷村）に保管されているものである。

「高札」とは法令を板面に記して往来などに掲示して民衆に知らせる方法である。

本「高札」は幕府が各藩の大名や旗本を通して民衆に知らせたものであり、高札には明和七年の記載がある。鍛冶ヶ谷村は、明和七年には幕府直轄地で旗本牧野・高林氏の支配下にあり、本高札はその時に掲げられたものと思われる。

幕府から出される高札は、八代將軍吉宗（享保二十年（一七三五））までは度々改訂されたが、以降はそのまま使われているものが多くつた。この明和七年（一七七〇）の高札は、幕府が新たに出した高札で、従来にはない民衆の不穏な動きに対するためのものである。

これには「徒党」「強訴」「逃散」について書かれており、幕府の重要な施策に関わるものであり、その後の支配者である会津藩、川越藩、熊本藩、佐倉藩にそのまま受継がれたものと推量される。

幕末時的小岩井家文書には高札について書かれたものが二つある。

一つ目は、慶応三年八月付で、幕府から、従来の高札の状況を調べる旨の触書である。「徒党札一枚（熊本藩主の）細川様より御渡有之候」「此度御支配替に付、はづし置申候」とある。鍛冶ヶ谷村は、渡された高札は支配替えになったので、取外したと答えている。

（資料番号 御用留-29（十七））

二つ目は、慶応四年七月付で、維新政府からの触書である。「朝廷より御触達の趣、堅相守可申事」「是迄の高札の儀は皆以取廻し、村役人へ預り置申候」とある。旧來の高札を取外す旨の触書である。

凡例

- 一 本書に収録されている文書は、横浜市歴史博物館に寄託されている小岩井家（旧鍛冶ヶ谷村）文書から選択し、参考にした栗田家（旧岩瀬村）に所蔵されている文書を補足して収録した。
- 一 本書において文書は年代順に配列した。但し一部年代が不明のものがあり、内容によって適宜配列した。
- 一 各文書の表題は「横浜市教育委員会資料 小岩井家所蔵資料」記載の資料名を採用したが一部内容が分かる表題に変更した。
- 一 参考のため同委員会が付した資料の分類と整理番号を各解説の末尾に記載した。
- 一 漢字は原則として常用漢字を用いた。旧字体、異体字は現在慣用されている新字体に改めた。また、変体仮名は平仮名、片仮名に直した。漢数字は、そのまま一、二、三・・・十、壱、弐、參・・・捨、廿、卅とした。
- 一 改行は原文書によつたが、訛文の都合で適宜改行した。また、闕字や平出などは字間を詰め、行を揃えた。
- 一 読みやすいように、適宜読点（、）及び中黒（・）を挿入した。
- 一 合字などを含めて、次の文字は以下のように直した。

ち→より　与→と　者→は　江→へ　茂→も　ニ→に　ハ→は　之→の　而→て
- 一 欠損、虫食い、汚れなどで判読不能の箇所は伏字（□）で表示した。
- 一 なお、□の数は必ずしもこれらの文字数を表示するものではない。
- 一 誤字、脱字、あて字など意味不明の箇所は、下に（）内に適宜現用の文字に直して示した。
- 一 現在慣用の表音とするため清音に濁点及び半濁点を付した。
- 一 原文の振り仮名はそのまま、読み方が必要と思われる文字にはルビを振った。

卯用留 慶応三年正月（資料番号 御用留 29）
横浜歴博資料目録第20集

- (二) 松平民部大輔清水家相続
- (三) 助郷人足の儀
- (三) 郷兵稽古と助郷
- (四) 大行天皇崩御
- (五) 外国人通行について
- (六) 鎌倉事件の探索で褒美
- (七) 増石取調書
- (八) 組合宿取締役
- (九) 当卯宗門帳
- (十) 宗門御改帳 入用夫錢帳
- (十一) 在方武芸稽古相慎
- (十二) 兵賦金納
- (十三) 御代官様御手付衆
- (十四) 吹立式分判の引替について
- (十五) 浅草幸龍寺の配札
- (十六) 農兵稽古場所図面
- (十七) 農兵御台場詰
- (十八) 外した高札の取扱い
- (十九) 長谷觀音永代千願法要
- (二十) 農兵觀音永代千願法要

- (十八) 定免引替願い
- (十九) 関東取締組合人の儀
- (二十) 酒造のこと
- (二十一) 歩卒市内遊歩の規定
- (二十二) 江戸出張
- (二十三) 金札による御用金調達
- (二十四) 光明寺からの呼出状

御用留 慶応四年正月（資料番号 御用留 31）
横浜歴博資料目録第20集

- (一) 德川慶喜政権返上
- (二) 不埒の者嚴戒に処す
- (三) 慶喜変心に付き追討軍派遣
- (四) 諸国脇往還人馬賃錢割増

御用留 慶応四年正月（資料番号 御用留 32）
横浜歴博資料目録第20集

- (一) 宗門人別帳の差し出しの触書
- (二) 定免年季明後の跡請の差し出しの触書
- (三) 会津様家族の東海道下りの賃錢渡し

辰年御用留 慶応四年七月（資料番号 御用留 33）

横浜歴博資料目録第20集

- (二) 薩賊与党の乱防劫盜
- (三) 街道筋の取締り
- (三) 御親征軍御通行
- (四) 官軍御通行仰付松明夜具割合
- (五) 村々や街道筋の取締り(三月十三日)
- (六) 村々や街道筋の取締り(三月十八日)
- (七) 大総督府軍監差出被置候条
- (八) 主上御元服の御大礼恩赦
- (九) 差上申請事
- (十) 荘山代官所支配から莊山県支配へ
- (十一) 通用金銀銅錢の両替の触
- (十二) 神奈川十里四方の支配
- (十三) 神奈川府から村明細差し出しの通達
- (十四) 神奈川府支配模様の風聞
- (十五) 神奈川府へ差出明細帳の証拠物の持参
- (十六) 江川手代富沢正右衛門からの仰渡

御請一札 慶応四年正月（資料番号 觸書・回章 14）

横浜歴博資料目録第20集

- (二) 御達書 市中為取締の件
- (二) 請書 村中一同慥に承知仕候

御官軍様方御下向 御触書所並宿々より通達日記

慶応四年二月（資料番号 觸書・回章 15）

横浜歴博資料目録第20集

- (二) 官軍の編成・規模と行程
- (二) 達書 御親征に付駅々官軍通行の節
- (三) 差上申御請書之事

差上申御請書之事 慶応四年七月（資料番号 觸書・回章 16）

横浜歴博資料目録第20集

- (一) 差上申御請書之事

御触書 断簡 慶応四年十月（資料番号 觸書・回章 20）

横浜歴博資料目録第20集

- (一) 長防之事
- (二) 長防の儀 觸書書状
- (三) 兵庫開港の儀
- (四) 新帝即位と改元の定

乍恐以書付奉懇願候 明治九年七月（資料番号 新道開拓関係-2）

横浜歴博資料目録第24集

（二）新道開拓願書

辰割附 明治元年十月（資料番号 年貢割付状 66）

横浜歴博資料目録第22集

（二）辰御年貢可納割附之事

明細書上帳 控 嘉永七年八月（資料番号 村政・村況 77）

横浜歴博資料目録第20集

（一）明細書上帳

はじめに

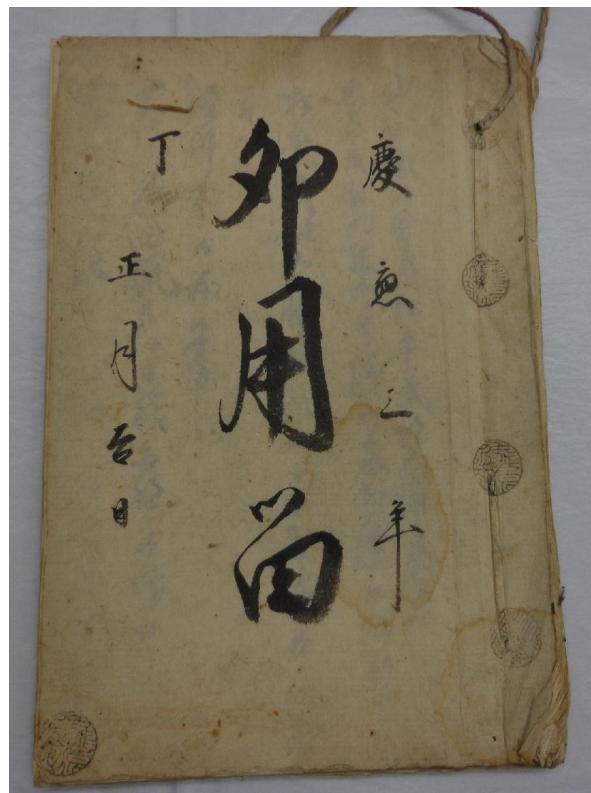
「幕末維新」の年代設定には諸説ありますが、本書では嘉永六年（一八五三）から明治六年（一八七三）にかけての激動期とし、その間に書かれた小岩井家文書の中の「御用留」に触書・回章を加えた計五五編を取り上げました。

最初の編は、開国後一三年経った慶応三年（一八六七）正月にパリ万国博覧会へ將軍の名代として派遣される弟の昭武が御三卿清水家を相続する文書です。その年の一〇月には將軍慶喜が大政奉還を上奏、翌慶応四年（一八六八）一月に鳥羽伏見の戦いが起こり、二月に新政府の東征軍が東海道を江戸に向かって進軍します。このときの様子は、戸塚宿の定助郷であつた小岩井家の文書にも遺つており、本書では詳述した編を設けています。

四月には江戸城が開城され、接收された神奈川奉行所は横浜裁判所から神奈川裁判所を経て神奈川県が設置されます。そして九月に明治と改元され、明治二年（一八六九）の藩籍奉還になります。

幕末から明治にかけて鍛冶ヶ谷村では助郷人足の供出、兵賦金納、農兵稽古、官軍下向時の動員など、負担の大きい村政運営を余儀なくされ、明治三年（一八七〇）の定免切替時の請願までを本書に収録しています。

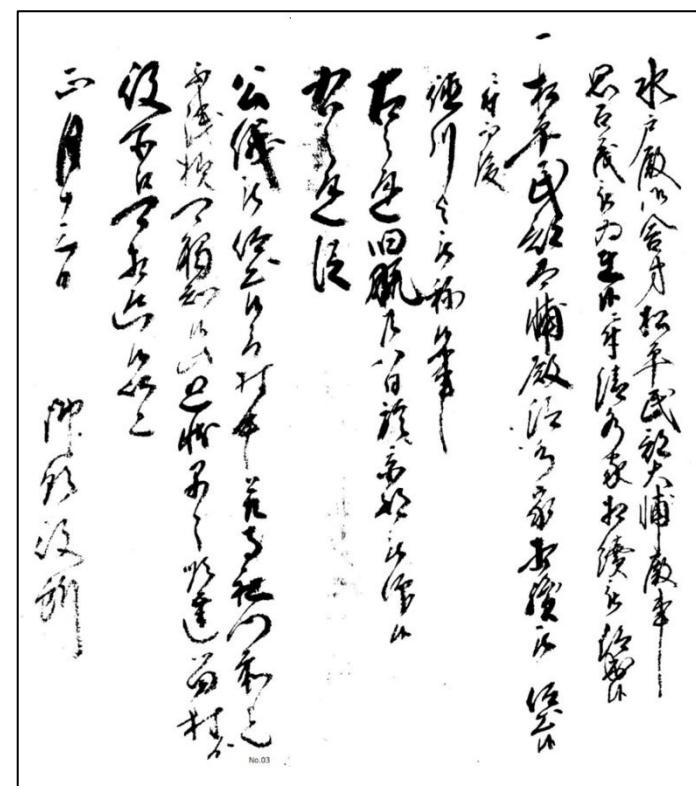
卯用留 慶応三年（一八六七）（資料番号御用留 - 29）



(二) 松平民部大輔清水家相続（正月十三日）

慶応二年（1866）、空席だった御三卿清水家の当主に、将军慶喜の弟で徳川斉昭の十八男松平昭武が指名され、松平から徳川に改姓した。

同時に昭武はパリで開催される万国博覧会に慶喜の名代として派遣されることになり、渋沢栄一などの随員を従えて同年三月、横浜港を出港した。



積文

水戸殿御舎弟松平民部大輔殿事

思召も被為在候に付、清水家相続被仰出候

一
松平民部大輔殿、清水家相続被仰出候

に付、向後

徳川と被称候事

右の通、旧曆廿八日、於京都被仰候

右の通、従

公儀被仰出候間、村中并寺社門前迄

不洩様可触知候、此廻状早々順達、留村より

役所へ可相返候、以上

正月十三日

御領役所

松平民部大輔と渋沢栄一の渡欧



慶應3年(1866)、パリで開かれた万国博覧会に出展した幕府は、將軍慶喜の名代として弟の松平民部大輔を派遣。

その隨員の一人として選ばれたのが渋沢栄一。

一行は横浜を出航、約1年半の滞在期間のうちに欧洲各国を視察し、多くの知見を得て明治維新の混乱期に帰国した。

渋沢はこの欧洲での見聞をもとに、「会社」を多数設立し、日本の産業発展に大きな功績を挙げた。

渋沢が設立にかかり、現在も存続する企業は167社を数え、そのうち上場企業が99社という。

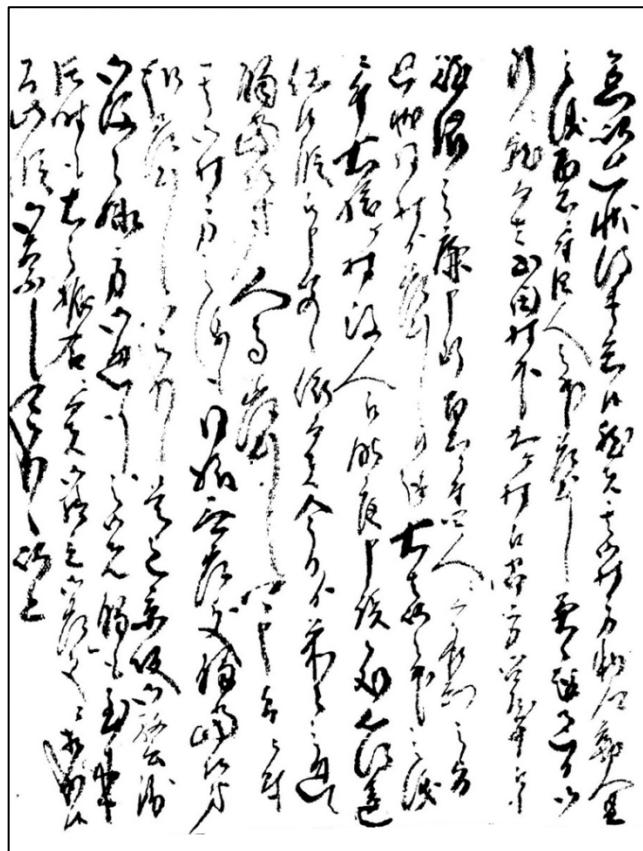
まさに日本の「資本主義の父」である。

(二) 助郷勤人足の儀（正月十五日）

京坂緊迫のため、幕府から派遣される役人通行が多くなっている状況の中で、戸塚宿への助郷人数を約束どおり派遣するよう、鍛冶ヶ谷村等五ヶ村に求める廻状。

狀文

急以廻状得貴意候、然ば其御村方、助郷勤人足の儀、百石に付四人の外差出し兼候趣、過日御断に就ては、山田村外九ヶ村へ、宿方問屋中へも難渉の廉申断、百石に付四人にて承知の旨廻状、同村より差出候趣、右は以外の儀



に付、右拾ヶ村役人へ、昨夜申談候處、心得違

仕候段、被申聞候、依ては今日より前々の通に
触當次第、人馬差出し、可申旨に付

其御村方の儀も同様、無差支、触當次第
趣差出し可被下候、是迄京坂御警衛

御役々様方御通行の御先触も到来

片時も右の振合にては御繼立御差支に相成候

間、此段御察し可被成候、以上

正月十五日

戸塚宿

問屋 仁兵衛

ノ 庄右衛門

ノ 庄 助

鍛治ヶ谷村

中之村

上野庭村

下野庭村

右村々

御名主中

(三) 郷兵稽古と助郷 (正月廿七日)

郷兵稽古と助郷について打合せのため、大組合惣代の梅沢宅へ参集するよう求める廻状。

郷兵は、地域の治安維持のため、土地の農民を集め訓練した守備兵。

積文

今冬被ち古し成事と爲め相成事
ニ年過り未度な懇意を多う有り
事多き故も古くより
望み致り少く成事と有り
はあらゆる事一子共持余らが故
は手折れも頭達う事もしくふと

手西四郎

梅澤与次右衛門

郷兵稽古の儀、近々御出役に相成候由
に付、諸事前広取極置度候間、明廿八日

早昼にて拙宅へ出合可被成候

一戸塚宿助郷村々の儀は、人馬過不足
賃錢取引等の儀も、右の節いたし
度候間、名主中印形持參可被成候

此廻状、早々順達可有之候、以上

卯正月廿七日 梅澤与次右衛門

(四) 大行天皇崩御 (二月)

孝明天皇崩御の通達

知候、此廻状早々順立（達）、留村より役所へ可相返候、

二月十三日

御領役所

以上

「大行天皇」は崩御した天皇に追号が贈られるまでの呼称。
ここでは前年十二月二十五日に崩御した孝明天皇のこと。

积文

大行天皇崩御に付、普請鳴物停止にて

候得共、類焼等にて難捨置分、穩便にて露

相凌候迄の普請は不苦候

二月



鳴物停止令

大行天皇崩御による普請鳴物停止令は二月十三日、つぎの通達で解除されている。

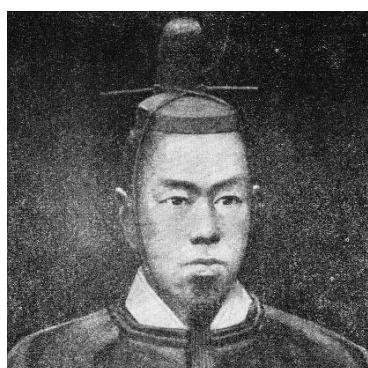
京都で二月三日に通達された情報が、権力の空白期間ではあつたが、十日遅れてこの地域にも届いていたことがわかる。

积文

普請は来る十五日より被成御免候。

右の通、去る三日、於て京地被仰出候間、向々へ可被相触候事

右の通、従公儀被仰出候間、村中并寺社門前迄不洩様可觸



孝明天皇

第121代天皇 在位21年間

慶應2年12月25日崩御。

満35才

外国嫌いとして知られる。死因は天然痘とされているが、毒殺されたとの説もある。

(五) 外国人通行について 一月十一日

横浜開港で外国人が多数住むようになったため、外国人が自由に遊歩できる範囲が定められた。

横浜周辺では外国人通行が多くなり、住民との接触により、生麦事件、井土ヶ谷事件、鎌倉事件などの事件が発生した。この文書は、外国人とのトラブルを危惧した幕府が住民に注意を促す通達である。

积文

覺

又は瓦礫等打候もの有之哉に候處
御国辱にも相成候儀に付、右様の所業
致し候者は、急度可申付候、尤町役人共
おいて精々心付、万一右様の儀有之
候ばゞ、見請次第、早々取押候様可致、
隠したていたし候ものは、本人同様急
度可申付候

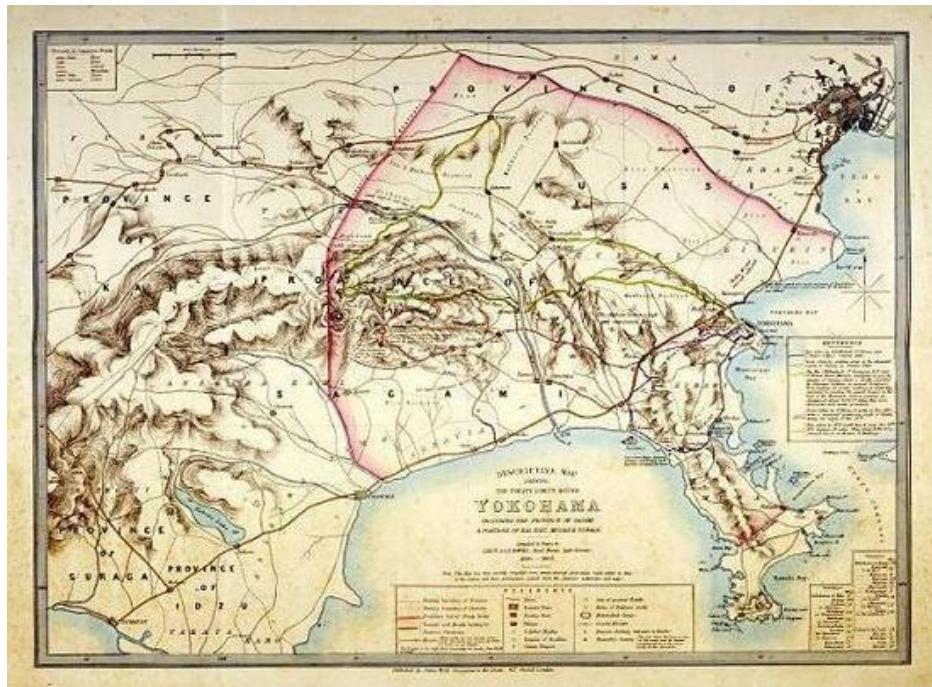
公儀被仰出候間、村中并寺社門前迄
不洩様可触知候、此廻状早々順達、留村より
役所へ可返相候、以上

二月十一日
御領役所

某人今年過節後還要回
到處走走所以沒有成書文
間空了一天相隔三五天換上布
衣一去志在高遠不求甚解所以才
耽擱了幾日一言以蔽之有二
事是應該有的就是古押沙拉烏
西和大約一百二十種之類
卷之二

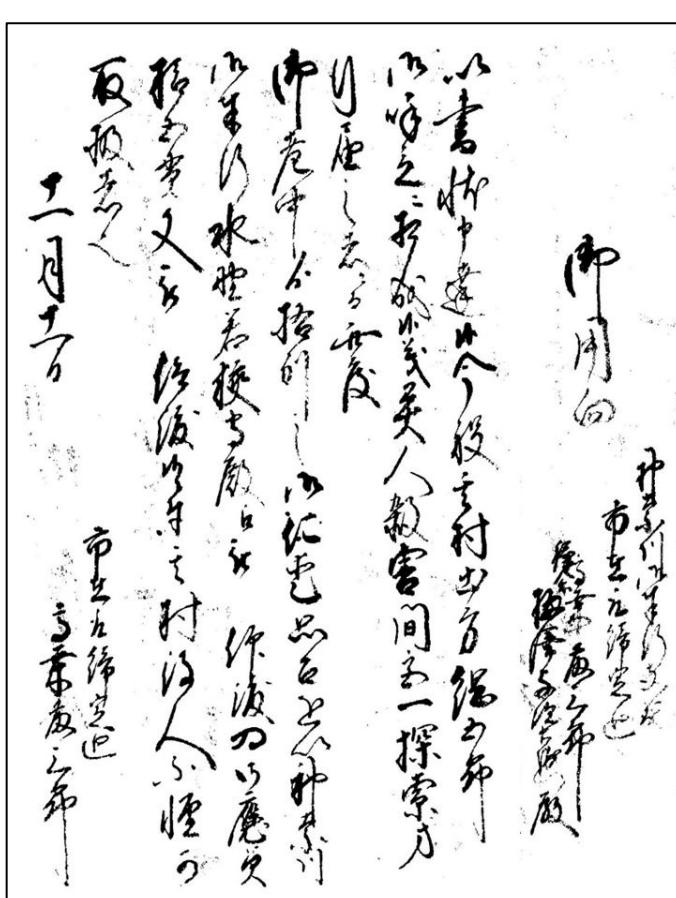
外国人遊歩規定 (横浜開港資料館)

横浜居留の外国人が自由に遊歩できる範囲は多摩川と酒匂川の間と定められた。



(六) 鎌倉事件の探索で褒美 (十一月十一日)

元治元年十月、鎌倉八幡宮参道で英国人二名が殺害された事件（鎌倉事件）の犯人探索に協力した出方の綱五郎に褒美として十五貫文を与えるとの神奈川奉行所役人からの書状。



以書状申達候、今般其村出方綱五郎
御呼立に相成候義、異人殺害間宮一探索方

鎌倉
梅澤与次右衛門殿
高桑藤三郎

鎌倉事件の真犯人

生麦事件、井土ヶ谷事件と同様、一連の外国人殺傷の事件のひとつである鎌倉事件の真犯人が間宮一であることは横浜市史、横浜市史稿、書物「鎌倉英人殺害事件」等に書かれているが、真犯人間宮一を探し出した「綱五郎」についてはどの書籍も触れていない。

この文書には神奈川御奉行支配市在取締出役の高桑藤三郎から鎌倉寄場組合惣代の梅沢与治右衛門に対し「御老中より格別の思召として出方綱五郎へ御褒美を渡す」とあり、鎌倉事件の顛末に関わる貴重な資料である。

綱五郎は岩瀬村栗田家文書、大船村大津家文書、公田村須藤家文書にも出てくるが、岩瀬村文書では「下役并目明」、大船村文書では「目明」、公田村文書では訟文が上野庭村縄五郎となっている。

行届の者にて、此度

御老中より格別の御仁愛思召を以、神奈川
御奉行水野若狭守殿へ被仰渡、為御褒美
拾五貫文被仰渡候に付、其村役人不輕可
取扱者也

十一月十一日

市在取締定廻

高桑藤三郎

鎌倉

梅澤与次右衛門殿

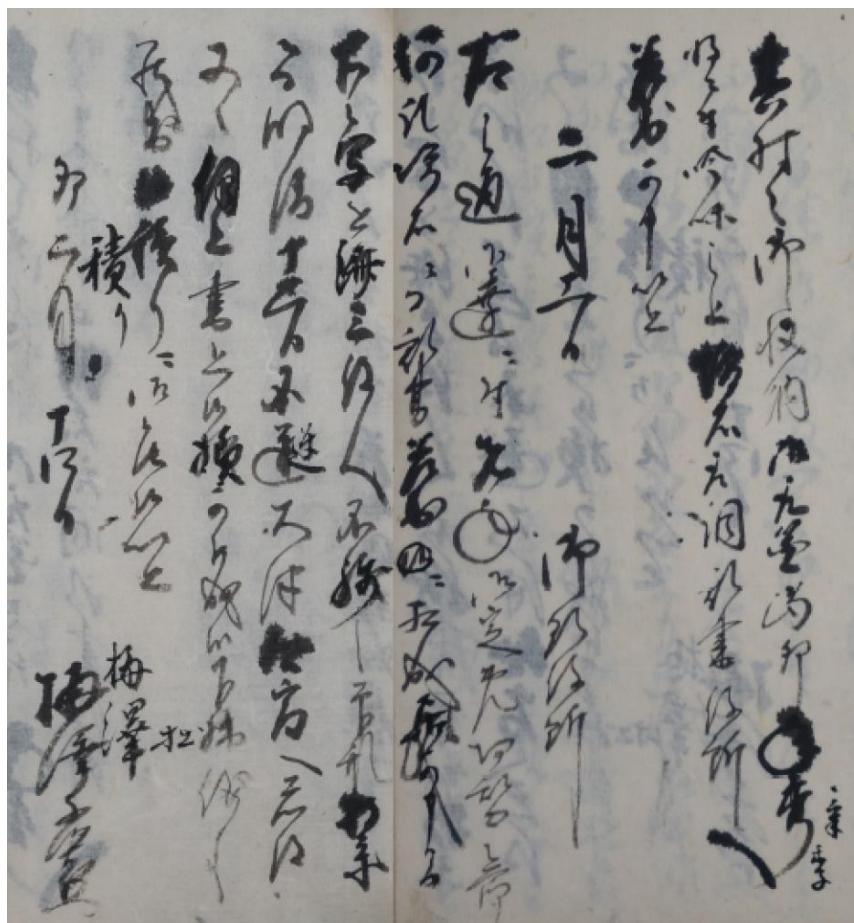
(注) 出方..案内人

(七) 増石取調願書

幕府は享保七年（一七二二）の改革で豊凶に関わらず一定の年

貢を納める定免法を採用した。

鍛冶ヶ谷村を始め十二ヶ村（上野村、中野村、鍛冶ヶ谷村、上野庭村、下野庭村、下倉田村、飯島村、公田村、桂村、小菅ヶ谷村、岩瀬村、今泉村）は安政四年（一八五七）より慶応二寅年（一八六六）まで十ヶ年は定免で、慶応三年卯年が年季明となつており、御預役所（領主佐倉藩堀田相模守）から当年（卯年）以降の増石について取調願書を差出せとの通達が出された。



其村々御収納・御取箇、當卯年季
明に付、吟味の上、増石取調願書、役所へ
差出可申、以上

二月十一日 御領役所

右の通御達に付、先年御定免切替の節、
何れ増石にて願書差出に相成居申間、
右の写を済、三役人不残の印形持参
にて、明後十六日、不遅大津郷宿へ着後
又々伺上書上候様可被成候、下拙儀も
罷出候積りに御座候、以上

卯二月十四日 梅澤与次右衛門

組合宿取締役

以廻状、得貴意候、春暖相催候得共、各々様

御勇健御勤役可被成御座候、欣喜の至

不斜奉賀上候、然ば組合宿取締役

山本伴蔵殿、小田原宿より廻状江差出候

旧冬、道中御奉行様御上京被遊、宿

助郷相続方歎願向の儀に付、来る廿一日

同宿近間の集會の趣に申越候に付、篤と

御談判の上、御出張も相願度、且又定例の大集會の儀も追々延引相成候、諸勘

定向并月平均等も難捨置、其上宿方

懸合等も可有之奉存候間、乍御苦勞段、明廿日

早朝無御不參御出張可被下候、委細は

其節万々可申述候、此廻状早々御順達、

明廿日

留り御村方より御出席の節、御返し可被下候、以上
卯二月十九日 助郷会所

当卯御年貢秋成金相納高

追て触日限延引不致様急度可相納候

峠村 觉

金壱両

小町村

金壱両

谷合四ヶ村

金三両

大町村

金三両

乱橋材木座村

金四両

坂下村

金四両

長谷村

金六両

津村

金六両

極楽寺村

金五両

片瀬村

金五両

腰越村

金四両

宮前村

金四両

弥勒寺村

金六両

元山田三育御上知

金六両

宮前村

金五両

渡内村

金五両

高谷村

金五両

小塚村

金五両

山谷新田

金三両

植木村

金三両

常盤村

金三両

笛田村

金三両

手廣村

金三両

梶原村

金三両

根岸九郎兵衛

金三両

上町谷村

金三両

寺分村

金三両

根岸九郎兵衛

金三両

大久保佐渡守

金三両

松前修理

金三両

山崎村

金三両

小袋谷村

金三両

元山田三育御上知

金三両

全村(今泉村カ)

金三両

大久保佐渡守

金三両

松前修理

金三両

山崎村

金三両

寺分村

金三両

常盤村

金三両

手廣村

金三両

高谷村

金三両

山谷新田

金三両

根岸九郎兵衛

金三両

大久保佐渡守

金三両

松前修理

金三両

山崎村

金三両

寺分村

金三両

常盤村

金三両

手廣村

金三両

高谷村

金三両

山谷新田

金三両

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

松前修理

金三丂

山崎村

金三丂

寺分村

金三丂

常盤村

金三丂

手廣村

金三丂

高谷村

金三丂

山谷新田

金三丂

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

松前修理

金三丂

山崎村

金三丂

寺分村

金三丂

常盤村

金三丂

手廣村

金三丂

高谷村

金三丂

山谷新田

金三丂

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

松前修理

金三丂

山崎村

金三丂

寺分村

金三丂

常盤村

金三丂

手廣村

金三丂

高谷村

金三丂

山谷新田

金三丂

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

松前修理

金三丂

山崎村

金三丂

寺分村

金三丂

常盤村

金三丂

手廣村

金三丂

高谷村

金三丂

山谷新田

金三丂

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

松前修理

金三丂

山崎村

金三丂

寺分村

金三丂

常盤村

金三丂

手廣村

金三丂

高谷村

金三丂

山谷新田

金三丂

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

松前修理

金三丂

山崎村

金三丂

寺分村

金三丂

常盤村

金三丂

手廣村

金三丂

高谷村

金三丂

山谷新田

金三丂

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

松前修理

金三丂

山崎村

金三丂

寺分村

金三丂

常盤村

金三丂

手廣村

金三丂

高谷村

金三丂

山谷新田

金三丂

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

松前修理

金三丂

山崎村

金三丂

寺分村

金三丂

常盤村

金三丂

手廣村

金三丂

高谷村

金三丂

山谷新田

金三丂

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

松前修理

金三丂

山崎村

金三丂

寺分村

金三丂

常盤村

金三丂

手廣村

金三丂

高谷村

金三丂

山谷新田

金三丂

根岸九郎兵衛

金三丂

大久保佐渡守

金三丂

</div

一 ノ 九 両	大 船 村	一 ノ 四 両 壹 分	岩 瀬 村
ノ 九 両 壹 分	公 田 村	ノ 五 両 壹 分	桂 村
ノ 拾 五 両	小 菅 ヶ 谷 村	ノ 拾 四 両 壹 分	飯 嶋 村
ノ 四 両 壹 分 武 朱 下 倉 (田 脱 カ)	上 野 庭 村	ノ 武 兩 壹 分 武 朱	下 野 庭 村
ノ 壹 両 三 分	中 ノ 村	一 ノ 六 両	鍛 治 ヶ 谷 村
ノ 拾 兩		一 ノ 拾 兩 三 分	上 野 村
右は其村の当卯御年貢秋成金、書面の通、来る			
朔日より十日迄、急度可相納候、此廻状村名下へ令請印			
早々順達、留り村より可相返候、以上			
卯八月十日	江川太郎左衛門	役所	

定免

江戸時代の年貢徵収法のひとつ。

従来の年貢徵収法は、毎年収穫量を見てその量を決める検見法が採用されていたが、これでは豊凶により領主の収入が安定しないので、享保の改革（享保7年）の一環として導入された。

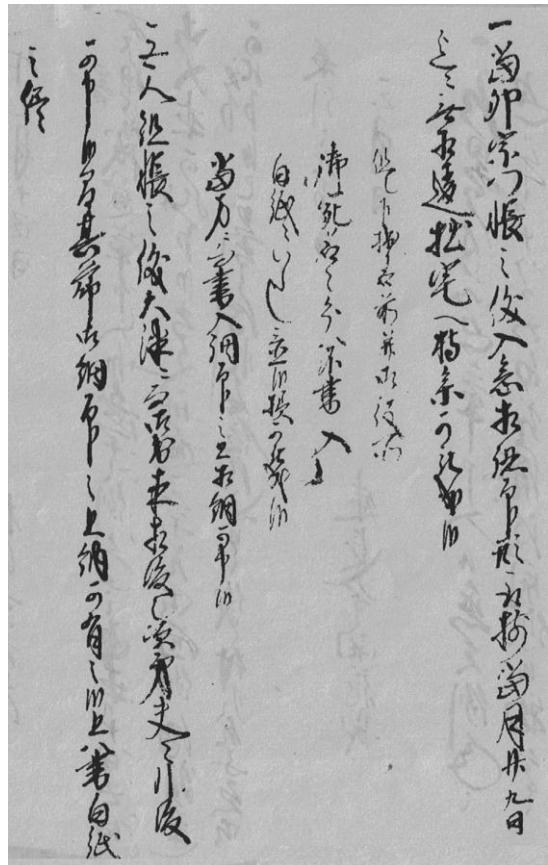
過去5年間、10年間または20年間の収穫高の平均から年貢率を決めるもので、豊凶に関わらず数年間は一定の年貢高を納めることになった。しかし、余りにも凶作のときは「破免」(年貢の大幅減)が認められることがあった。

定免の継続期間は享保13年（1728）3月の触書には5ヶ年、7ヶ年、10ヶ年、15ヶ年があるが、年期が終わると更に申請して年期を切り替え、従前の税額に増して定免を継続することができた（継年期）。

鍛冶ヶ谷村などは安政4年(1857)から10年間(慶応2年まで)は定免となっていた。

(八) 当卯宗門帳

当卯年の宗門（改め）帳を作成し、今月二十九日までに梅沢与次右衛門宅へ届けるよう各村へ通達。



の伝

- 一 去寅、村入用夫錢帳の儀、當月中出来次第、廿九日迄に可被差出候、尤奥印の處御宛名は當方にて書入候間、夫丈の処白紙にて可被差出候
- 一 去々丑年分、夫錢帳の儀、相調相済、押切御判の上此度御下げ相成候間、御用序に受取候様可被致候
- 一 諸帳入候袋は西の内袋へ上ハ書なく持参可有之候 以上

卯三月十四日 梅澤与次右衛門

一 六行 全消し

同 追信

宗門御改帳 入用夫錢帳

尚々御姓名・位付不具の儀は村順故不急

御承引可被下候

当卯宗門御改帳并去丑年村入用夫錢

帳、例の通二冊つゝ当月廿七日迄、不残拙宅迄に無相違拙宅へ持参可被成候
但し下拙の名前并御役所

御宛名の分は不書入
白紙にいたし置候様可被成候

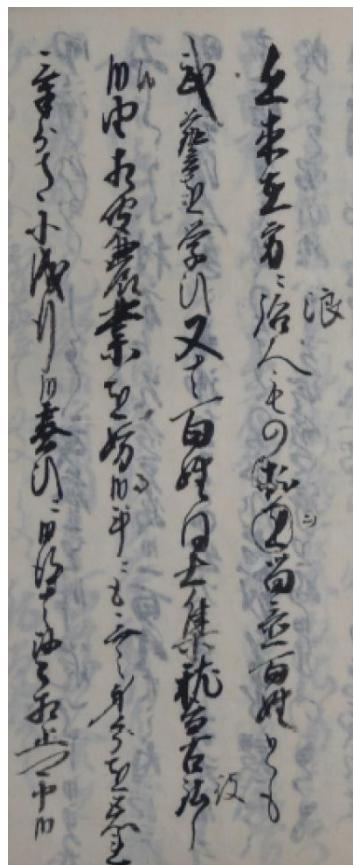
当方にて書入調印の上相調可申候

- 一 五人組帳の儀、大津にて御出来相渡し次第、夫々引渡可申候間、其節御調印の上、納可有之候上ハ書白紙

(九) 在方武芸稽古相慎

世上が不安定になると、農民も自分の身を守るために、武芸を習つたり、いわゆる用心棒がわりに武芸の立つ者を村内に留め置くようになる。これらの勢力が一定程度集まれば、権力者にてつく刃ともなる。

幕府は在方のこのような動きを常時監視して来ており、天保十年に触れを出しているが、この年、再び大津の役所経由で同様な触を出している。



在方武芸稽古相慎

近來、在方に浪人もの杯を留置、百姓ども
武芸を学び、又は百姓同士集、稽古致し
候由相聞、農業を妨る計にも無之、身分を忘れ
氣かさ（嵩）に成行候基ひに候得ば、堅相止可申候、
勿論故なくして武芸を師範いたし候もの等
みだりに村方へ差置間敷候、一百姓共の内、江戸
町方火消人足の身躰をまね、出火に事寄、大勢にて
遺恨有之ものなどの家作家財を打毀、或は
頭分と唱ひ、組合を立、喧嘩口論を好候ものども

も有之由相聞、甚以不埒の事に候、急度相慎
惣て風儀を宜可致候

右の通り天保十亥年相触置候処、近來心得違
の者共も多く有之儀に付、向後天保度相触置候
趣堅相守、百姓共猥に武芸致し、又は修行
者等留置候儀致間敷候、就ては万石以上
おいて農兵取立、釿術稽古等為致の面々も候はゞ
其場所に応じ、在方掛り御勘定奉行並へ
為問合候様可被致候

右の趣、関八州、御領・私領・寺社領共不洩様
可被触知候、尤於府内も百姓・町人共を
みだりに武芸の客分に致間敷候

右の通可被相触候

三月 日

右の通從

公儀被仰出候間、村中并寺社門前迄
不洩様可觸出候、此廻状早々順達、留村より

役所へ可相返候、以上

三月廿八日

大津

御預り役所

平尾桃岩齋の石塔

上郷の高橋家墓地に平尾桃岩齋の筆塚がある。

桃岩齋は天保 12 年（1841）に、この地に来訪、光明寺の子院であった坂上觀音堂に仮住まいして耕堂学舎という寺子屋を開き、近隣の子弟に読み書き算盤を教えていた。

更に国学者として国書を論じ、剣術や弓術を教え、近隣の人々に「桃岩さん」と慕われていた。

その後、勤王の志士として筑波山で挙兵した尊皇攘夷派（天狗党）の乱に参加したが捕えられ、元治元年（1864）江戸伝馬町牢屋敷で獄死した。

この石塔は、身の回りの世話をしていた高橋家や近隣の人達が敬意の念から建てた供養塔だとされている。



桃岩齋供養塔

（十）兵賦金納

各村高に応じて正人（農兵）を出すよう求められていたが、色々支障があるため、兵卒は抱人（専任の兵）を雇う事とし、そのかわりに各村高に応じ兵賦を差出すよう指示した文書。

稟文

兵賦金納の儀 廻状

此度

御役所へ御呼出の上、従

御代官様御達左の通

御料所兵賦の儀、関内関外共為差出、兵隊

御取立罷成候処、中には正人差出方難渋申立候

村方も有之、御料所東面の民情区々にて

彼是不都合不少候に付、以来兵卒は抱入に相成

候間、自今以後、正人不及差出候、右に付、高百石に付

金三両づゝの割合を以、御料所一般、兵卒代り

金納被仰付、兵卒給分其他陸軍御用途

の内へ被差向、大坂

御城御備兵をも右を以御取立相成候間、其段村々へ

申渡、無地高亡所引高の分、街道筋宿方助郷高

等の歩合免除の分は相除、懸高早々取調、當卯年より

取立上納可被致候、右上納金は自余の高掛りものとは

訛違、正人代りの儀に付、田方五分以上損毛免除の儀は

難相成候間、其旨も可被相心得候、且又方今米穀は

勿論、四木三草を始、都て土地生産の給物も作徳

利潤不少折柄に付、御趣意厚行届、上納致候様

可申渡候

四月

右の通、御代官へ申渡、先御役所の儀は

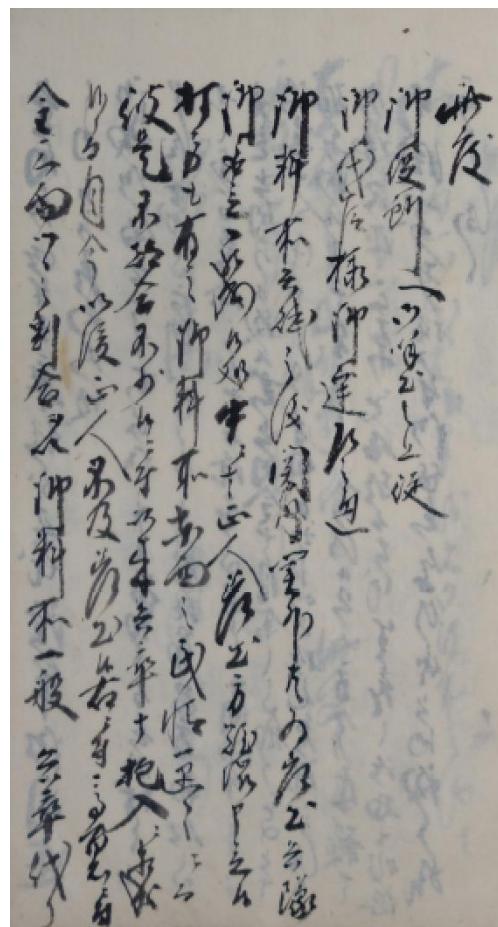
同様可被相心得候

右は村々へ及通達候様被仰聞候間、不

取敢廻状差出し申候、以上

卯五月廿五日

梅澤与次右衛門



農兵高

一一一一一一一	三人五分	農兵高	当村	百石に付六分当り
四人八分	武人	武人	武人	上之村
四人八分	武人	武人	武人	中之村
大船村	下倉田村	下野庭村	鍛冶ヶ谷村	
一一一一一一一	三人	四人	四人	
三人七分	武人六分	武人五分	壱人五分	
臺村	今泉村	岩瀬村	公田村	かつら村
				小菅谷村
				飯嶋村

一一 壱人九分 小袋谷
一一 上町谷
一 六分 植木村
一 四拾武人

兵賦（へいふ）

兵賦は幕末に定められた軍役。農兵隊に比べ人員不足を補うために浮浪人、無宿人、博徒などが多く質が悪いため、村々の不満も大きく慶応二年、兵賦徵発を断念し兵賦金を出させることで代用した。

幕府は初期に軍役を課する制を設けていたが、有名無実化していたので、新しい状態に応じて改革し実施したもの。

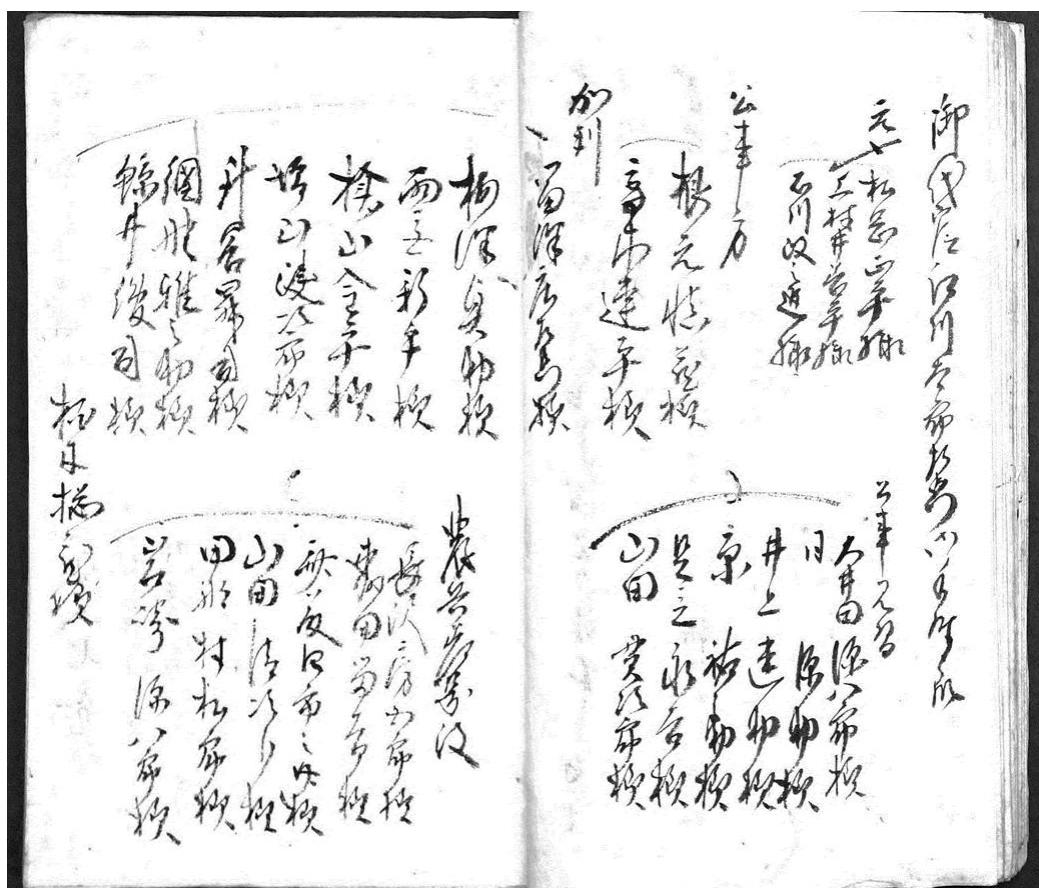
兵賦勤務中の食料は幕府が支給したが、給金は個々の主家から支給されたため、歩兵組は各主家によって給金に相違が生じ、不統一なものになり、また兵賦も期待どおり集らなかった。

そのため幕府は慶応2(66)年すべて金納とすることにし、ようやく統一的な傭兵制度が完成した。

(十二) 御代官様御手付衆

この地域はもともとは旗本領であつたが、江戸湾防衛に任じられた大名の預かり地となり、慶應三年六月に伊豆代官江川太郎左衛門の支配地となつた。

この文書はその江川太郎左衛門役所の役人の名簿である。



積文

御代官江川太郎左衛門御手附衆

元締 松岡 正平様

公事見習 上村井善平様

石川政之進様

公事方

根元

慎藏様

高木 連平様

梅澤

貞助様

富沢庄左衛門様

雨宮新平様

檜山 金平様

加判

増山健次郎様

針谷昇司様

網野雅之助様

鯨井俊司様

柏木捨藏様

長沢房五郎様

森田 留吉様

農兵差団役

齊藤四郎之介様

山田清治郎様

駒崎 清五郎様

岩崎源八郎様

富沢 長蔵様

長谷川新太郎様

田野村松郎様

駒崎 清五郎様

岩崎源八郎様

駒崎 清五郎様

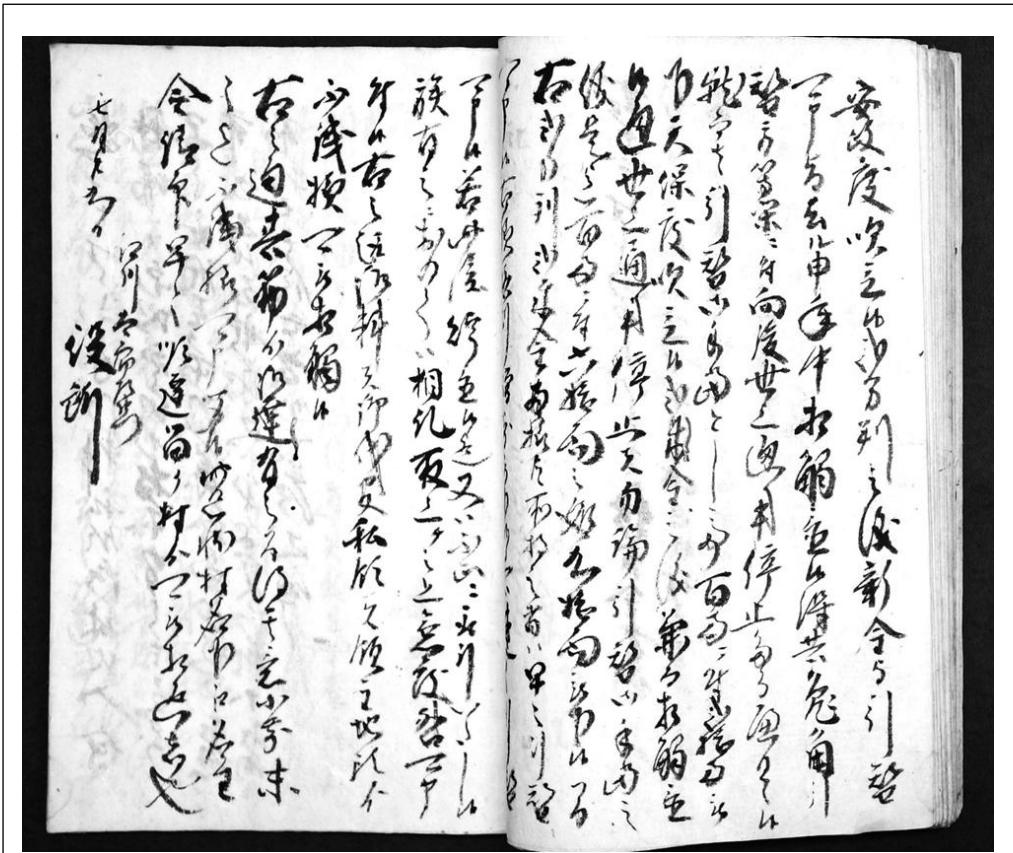
柏木捨藏様

(十二) 吹立二分判の引替について

安政時代に改鑄した二分判の通用が思わしくないため、

- ・旧貨幣は通用禁止

新貨幣への交換には二割の報奨金（引換手当）支給などを通達し、新貨幣の流通促進をはかつてている。



祝文

吹立式分判引替

安政度吹立候式分判の儀、新金と引替可申旨、去る申年中相触置き候得共、兎角

替方等閑に付、向後世上通用停止たるべく候

*万延元年

就ては引替御手当として、百両に付、式拾両被下、天保度吹立て候式朱金の儀、兼て相触置候通、世上通用停止は勿論、引替候御手当の儀、是迄百両に付六拾両の處、九拾両被下候間右式分判・式朱金両様共、所持の者は早々引替可申候、右様格別の増歩被下候上は速く引替可申候、若此後貯置候歟、又は不正に取引いたし候族有之においては、相糺取上げの上、急度咎可申付候、右の趣、御料は御代官、私領は領主・地頭より不済様可被相触候

右の通、其筋より御達有之間、得其意、小前末々迄不済様可申聞候。此廻状村名下へ名主令請印、早々順達、留り村より可被相返候者也

七月廿九日

江川太郎左衛門

役所

セキタ
役所

(十三) 浅草幸龍寺の配札

幸龍寺は浅草新寺町にあつた日蓮宗寺院。三代將軍家光の側室お夏の方（順性院、家綱の生母）の菩提寺であるが、こんな遠方の寺の配札がこの地まで及んでいた事がわかる。

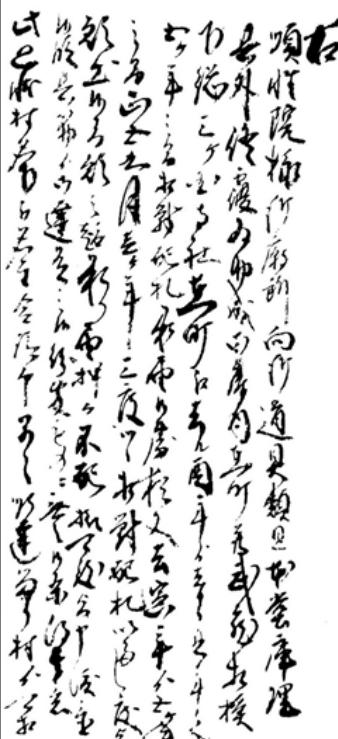
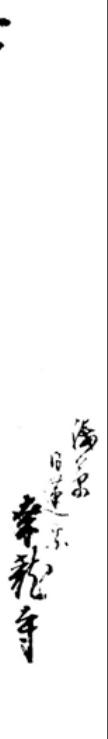
祝文

浅草 日蓮宗 幸龍寺

右
順性院様御廟所向御道具類、且本堂庫理
其外、修復為助成等御府内在町并武藏・相模・
下總三ヶ国寺社在町へ、去る西年より去々丑年迄
五ヶ年の間、相對配札承届候處、猶又去寅年より五ヶ年
の間、正・五・九月、壱ヶ年三度づゝ、相對配札いたし度旨
願出候間、願の趣承り届、押て不配様可致旨申渡置
候段、其筋より御達有之候、紛敷ものに無之候条、得其意
此廻状村名下へ名主令請印、早々順達、留り村より可相
返候、以上

卯八月十日

江川太郎左衛門 役所



(十四) 生糸改所の儀

幕末、輸出品の人割を占める主要輸出品目になつてゐた生糸の品質を維持するため、生糸改所で検査する旨の通達。

祝文

生糸改所の儀

三奉行へ

生糸改方の儀に付、去々丑年十二月中、相触候趣も有之
万石以上の面々へは改印御貸渡相成候處、関内村々
は、御料・私領悉入会生産糸相混じ、小給所の分
等に至ては口糸代金別して悉少分にて割渡方にも差支候趣に付、
当年は御領・私領生糸卷紙色分為致候處、領分知行
の者共、色紙にて小括致し候を難渋いたし
御料所へ流入多相成候由に相聞候、右様相成候では
是又御趣意に不相叶義に付、関内の分、以來色分
相止、私領の分共都て御料改所おいて、一ト手に相改
口糸代取立節、養蚕村々の高に応、領主・地頭へ割渡候間、
得其意御国内遣・外国行の分共、改請候様可致候、右の趣
関八州御料は御代官、私領は領主地頭より不洩様可被相触候
八月

右の通可被相触候

右の通御書付候條、得其意御書付の趣、小前末々
迄不洩様可申達候、廻状村名下へ名主令請印、早々
順達、留り村より可相返候、以上

卯八月九日

江川太郎左衛門

役所

生糸改所

19世紀、フランスのリヨンは欧州における絹織物の中心地だった。1855年、微粒子病という蚕の病気が欧州全体に蔓延し、生糸が払底した。そこで注目を浴びたのが日本の生糸。上質で病気に強く、染料をよく吸収する性質、しかも低廉。

ちょうど日本の開国時期に重なったこともあり、イギリスやフランスは、横浜港経由で大量の蚕種と生糸を輸入することになった。

特に上州、信州産の細糸は「前橋糸」と呼ばれ、細くて節がなく、堅牢な糸であったことから、欧州で好評を博した。

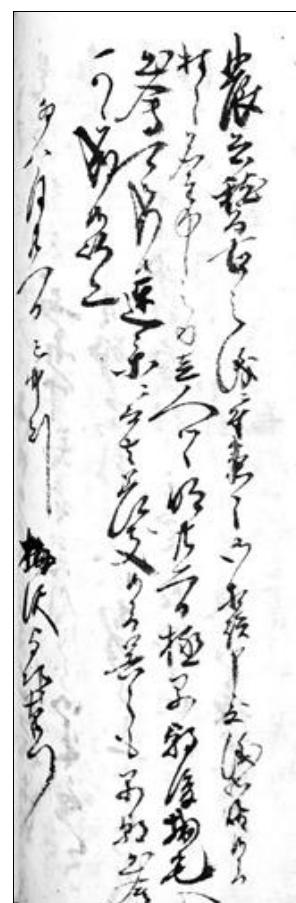
しかしわずか数年で日本産生糸の品質低下が指摘されるようになった。品質によってわけられるべき生糸の銘柄が混乱、色々の産地から出された生糸が混合して輸出されていたためである。

主要輸出物となっていた生糸の品質安定は喫緊の課題となつたため、慶應2年正月、勘定奉行小栗忠順により生糸・蚕種改印令が制定され、生糸改所が所定の手数料をもって旗本領、大名領、寺社領などから産出する生糸を検査、改印することになった。

(十五) 農兵稽古相談の儀

農兵は支配所百姓の内から強靱なものを選び、平時は農業その他に従事させ、非常時に兵の用をさせるものであり、幕末には、各地に農兵隊が次々と樹立された。当地は江川代官の支配下にあり、江川農兵隊とも呼ばれた。

祝文



農兵稽古相談の儀

農兵稽古の儀に付、兼々御相談申度儀御座候間

村々名主中の内、壱人つゝ、明廿二日、極早朝後、拙宅へ
出會可被成候、遅参にては差支候間、吳々も早朝出會

可被成候、以上

卯八月廿一日 巳中刻 梅沢与次右衛門

農兵稽古場所図面

農兵為稽古金沢へ御出張へ相成居候御役々様へ
此度罷出、御様子伺候処、其最寄の儀は、大人數に付
稽古場所二ヶ所に不相成候ては不都合に可有之間
當村の外、都合能所へ見立、申出候様被仰付

候間、岩瀬・大船村の方にて、御間に合可申相見へ候
場所見立、繪圖面致し、明廿八日昼後、拙宅へ
持参可被成候

農兵御台場詰

其村々農兵の儀、九月三日より御台場
詰に相成候間、二日昼後より金沢野嶋迄
罷出居、翌三日昼頃迄に鴨居村へ着

是追御番相勤居候農兵と交代

可被成候、且着替等の儀も未だ格別

かさばり候物も入用無之時節に付、銘々

持参の積りに御座候、くれぐれも遅参に

不相成様御取計ひ可被成候、以上

卯八月 朔日 梅澤与次右衛門

五人 飯嶋村 四人 下倉田村

三人 下野庭村

二人 鍛治谷

一ヶ月の
甘人

壱人 中之村
小菅ヶ谷

尚々無遲滞順達可被成候、左に廉々掛手無之
村々は出府には及不申候、以上

農兵と農兵隊

いわゆる農兵は支配所百姓の内から強じんなものを選び、平時は農業その他に従事させ、非常時の際は兵の用をさせるもの。幕末において農兵隊は次々と各地に樹立され、その組織や訓練には見るべきものがあった。

江川農兵隊は寄場組合を単位として結成され、慶応元年の農兵数は江川代官領全体で1,100名と報告されている。

農兵の取立は身元よろしき者という条件が付けられていたこともあって村役人の子弟や豪農層が農兵隊の多くを占めていた。

慶応3年には当初の結成目的であった海防のため、観音崎のお台場に一組合4~5名づつ派遣されることになった。

しかし、当初1カ月だった派遣期間が延長され、第二、第三の派遣命令が出ると農兵を含めた村民に不満がたかまつた。

それに加え代官屋敷警備に派遣されることにもなり、村々の負担は増大し一層不満が高まった。

農兵たちは治安維持のための武州一揆鎮圧には活躍したが、お台場警衛や代官屋敷警衛には消極的だったようだった。
(巻末考察 参照)

(十六) 長谷觀音永代千願法要

祝文

今日、改て鎌倉長谷觀音前において

天下泰平、并萬民快樂のため、年々

三月廿一日より十日の間、永代千願大法要取立申度候得共、自力に難及、彼是御信心の方々、經文壱軸の施主は、金百疋に相定て何卒多少によらず喜捨被下度奉希候、以上

鎌倉長谷觀音

別當 慈照院

現住

戒覺

戸塚宿	伊藤庄右衛門
成宮	庄助
星野	官兵衛
鈴木	才助
内山	佐助
味岡	小兵衛
田中徳左衛門	

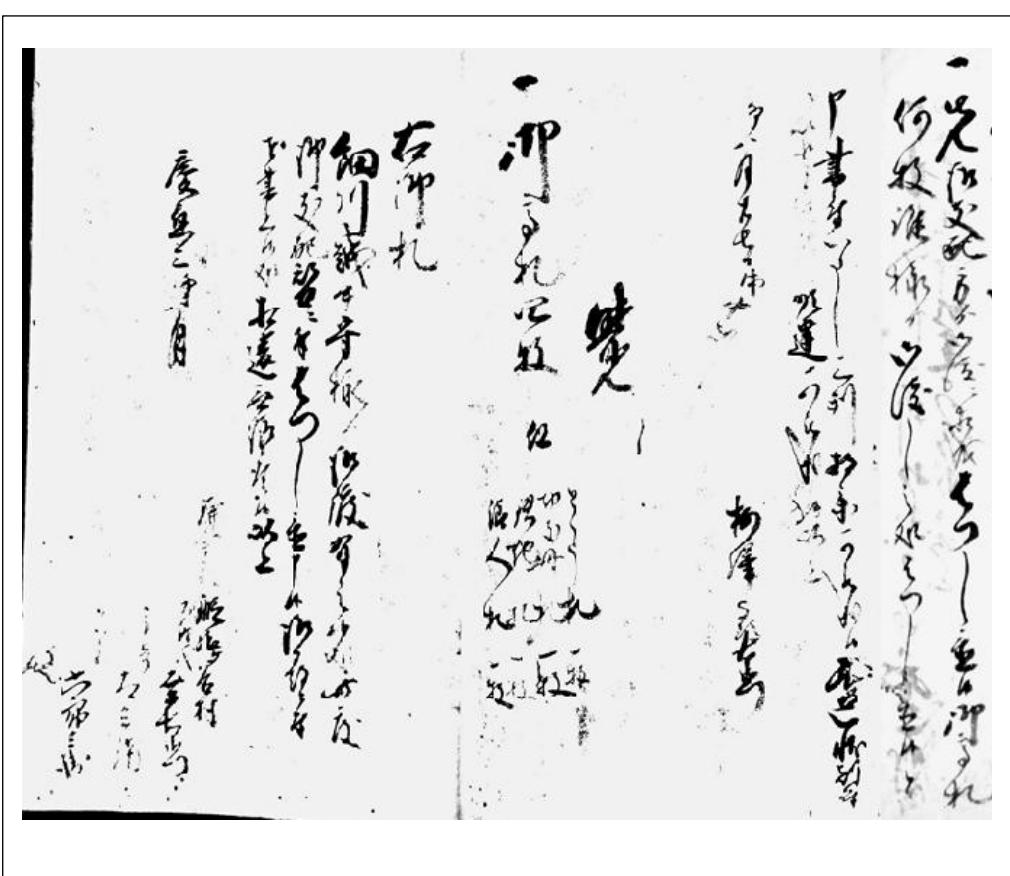
卯八月廿五日 奉納

村中勸化集
壹朱ト

四貫六百文

(十七) 外した高札の取扱い

幕末、鍛冶ヶ谷村をはじめとする地域は、海岸警備を命じられた大名の預り地となつたため、領主が何回もかわっている。この文書では前の領主から指示され、村内に掲示した高札をどのように処理しているかを報告している。



积文

一 先御支配方より御渡に相成、はづし置候御高札
何枚、誰様より御渡しの処、はづし置候と
申書付いたし、三判持参可被成候、此廻状、刻付
を以無遅滞順達可被成候、以上

卯八月廿七日 戌中刻 梅澤与次右衛門

一 御高札四枚 觉 但し とこう札 一枚
切支丹札 一枚 鉄炮札 一枚 浪人札 一枚

右御札

細川越中守様より御渡有之候処、此度
御支配替に付、はづし置申候、御尋に付
奉書上候処、相違無御座候、以上

积文

定免切替願い

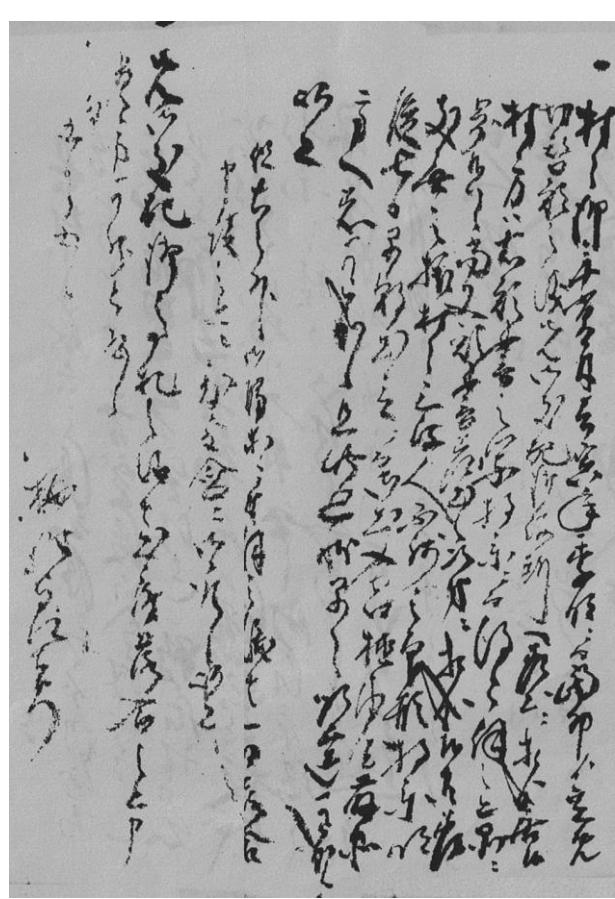
一 村々御年貢米、去寅年、季明にて当卯より定免
切替願の儀、先御支配御役所へ差出に相成居候
村方は右願書の写持参にて、得と伺の上、品に
寄候はづ、尚又願書差出の次第に相成候共、差
支無之様、村々三役人不残の印形持参、明
後七日早朝出立にて御出合植木屋藤兵衛
方へ着可被成候、且此廻状早々順達可被成候

鎌倉郡鍛ヶ谷村

百姓代 幸右衛門
年寄 太兵衛
名主 六郎兵衛

慶応三卯八月

(十八) 定免切替願い
鍛治ヶ谷村など十二ヶ村は、安政四年(一八五七)より慶応
二寅年(一八六六)まで十ヶ年は定免で、慶応三卯年が年季明となつており、定免切替の願いを出すよう指示があつた。



以上

但右の外、御触等に付、伺の儀は一同落合
申談の上に致度含に御座候、以上
先御支配御高札の儀は出府落合の上申
上候方可然と存候

九月五日

梅澤与次右衛門

支配の変遷と定免のその後（栗田家所蔵文書「見聞集」明治3年3月より）

鍛冶ヶ谷村を始め 12 ヶ村は、慶應3卯年3月に領主佐倉藩の役所に翌子年まで 10 ヶ年の増米を含めた定免跡請を願い出たが、同年6月、預地が江川太郎左衛門に引渡となり、江川役所からは、慶應3卯年は願い出た増米にて上納を命じられ、また、改めて「翌辰年から翌丑年までの 10 ヶ年の年季切替」を願い出た。

維新後、慶應4辰年(明治元年)12月、神奈川役所管轄となり、慶應4年辰年も前回同様、増米を以て上納を命じられ、辰年以降の跡請願書を差出すよう旨の達があった。

これに対し、定免年季明の村々は

「去卯年も増米致し、殊に山附辺鄙の土地で至って土性も悪く、其上、用悪水とも不便にて実り方宣しからず、就中、近年雨天がちにて違作打続き、漸く定免を保っており、村々増米には行届かず当惑している。併し乍ら、御趣意柄わきまえ、明治3午年(1870)より翌12卯年まで10ヶ年季切替仰付け成し下され度願上げ奉候」と、増米の2年間猶予を申請した。

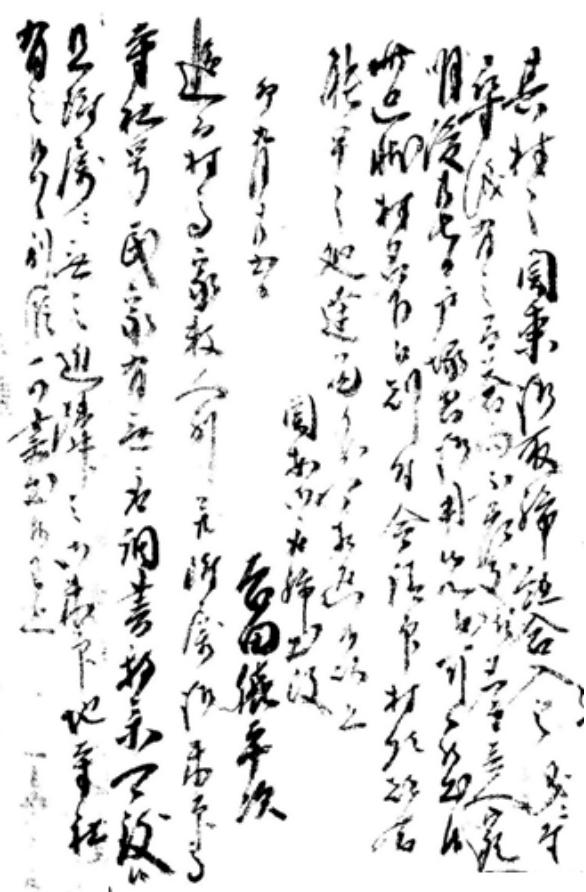
これが認められ、明治3年3月には鍛冶ヶ谷村を始め各村々は明治3午年以降の新規増米として、開墾や農法改良等の増産による定免新規増米分(1升から4升)の跡請を神奈川県役所に出願している。

(十九) 関東御取締組合入の儀

文化二年(一八〇五)幕領、旗本領、大名領が入り交じった関八州の犯罪取締を横断的に行う関東取締出役(八州廻り)を新設した。

更にこれを補完するために、文政十年(一八二七)、支配の形態に拘わらず、近隣の村々で組合を作つて小惣代をおき、そのいくつかをまとめて大惣代をおいて、共同して地域の治安・風俗を取り締まる寄場組合を作らせた。

しかし、鍛冶ヶ谷村などを含む地域は、海防の観点から川越・熊本などの大名の預かり地となつたため、他の地域とは別に寄場組合(小菅ヶ谷組)がおかれていいたが、慶應三年(一八六七)に近隣の寄場組合(戸塚組)に入り直すよう指示された。



関東御取締組合入の儀

栗田
甘糟
様

其村々、関東御取締組合入の儀に付
尋儀有之間、答向不差支様、名主老人宛
明後廿七日、戸塚宿御用先へ可罷出候

此廻状村名下へ刻付令請印、村順都合
能早々廻達、留りより可相返候、以上

卯九月廿五日

関東御取締出役

吉田僖平次

追て村高・家数・人別、並附属御朱印高
寺社号・民家有無取調書持参可致候

且附属に無之近隣の御朱印地、寺社
有之候はゞ、別段可書出候、已上

此間中は戸塚宿へ御出にて御苦勞千萬(抜字)にて
奉存候、私儀は藤澤宿へ罷越候処

御代官様御着後には候へども、御届無滞相済
昨朝御目見被仰付、御用筋相済、御出立有之、

昨夕帰宅仕候間、先は御安心可被下候

一 今般八州様より被仰渡候御取締組合入の儀

右組合と申談、取極方の儀一応御内談の上
夫々取極方規定等の儀御相談申度奉存候間

何共御苦勞様ながら今昼後早々拙宅へ
御集合被下度奉存候、先右申上置如斯御座候、已上

卯十月七日 梅澤与次右衛門

小岩井様

急以廻状得貴意候、陳ば兼々御配慮被成下候
御取締組合之儀漸取極に相成候に付ては、
是迄惣代共、所々出勤、雜費其外共わり合、
且、年来御懇意に相成居候御礼旁、離盃頂
戴仕度、就ては明九日正四つ時、過日御計居候通り
江の島江戸屋久五郎へ御付の御不安なく御
集合奉願上候、先は右貴意度、此廻状刻付
付を以無遅滯御順達、留り御村方より御返却
可被下候、以上

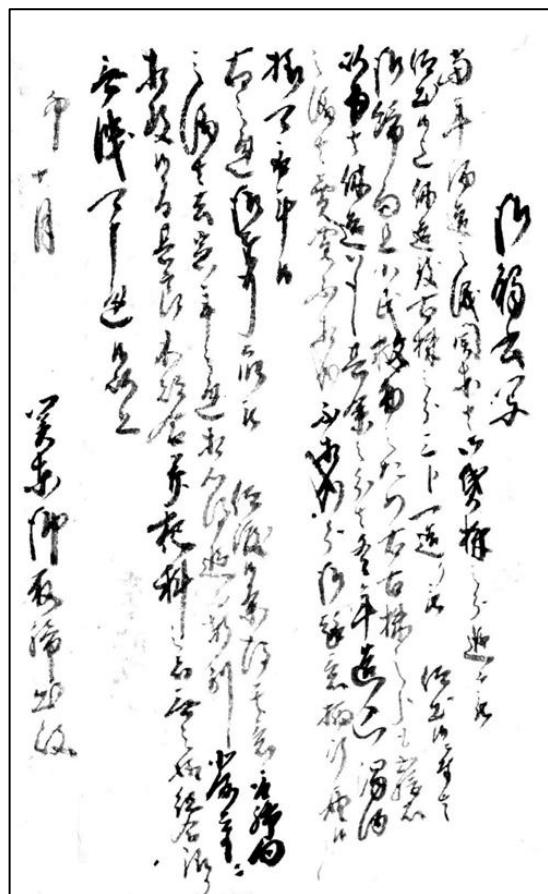
小袋谷	大船村	今泉	常盤村	小左衛門
岩瀬村	公田村	桂村	渡内村	清右衛門
鍛治ヶ谷	中ノ村	上之村	高谷村	七郎左衛門
小菅谷	飯嶋	下倉田	宮前村	弥五左衛門
上のば	下のば		片瀬村	庄太郎
メ拾四ヶ村				

尚々右わり合、当座取計仕度奉存候間
御村方高に応、少々づつ金子御持參、施行
の御刻限違ず御集会奉願上候、以上

(二十) 酒造のこと

酒造には大量の米を必要とするため、場合によつては庶民の酒食である米の不足、値上がりなども危惧されるため、幕府は酒造業を免許制とし、米の使用量、酒造量を管理統制していた。この免許を「株」と称し、株の貸借、譲渡なども行われていた。

この文書は不作による米不足のため、株を借りて酒造する業者は休業、以前から株を持っていた業者は酒造量を三分の一に制限するなどして、基幹食糧の米使用量を統制しようとする通達である。



寄場組合

文政の改革で、その土地の領主に関わらず、関東御取締が各寄場組合を作り、各村々を支配していたが、川越藩や小田原藩は独自に寄場組合を作っていた。

特に、川越藩は三浦郡・鎌倉郡の領主となり、海防に備え各村々を支配、鎌倉郡には小菅ヶ谷組、片瀬組、雪ノ下組などの寄場組合を設けた。

その後、細川・堀田の預地となり、海防の備えがなくなった慶應3年6月には幕府（代官 江川太郎左衛門）直轄地になり、同年9月に小菅ヶ谷組（小菅ヶ谷村、鍛冶ヶ谷村、中野村、上野村、公田村、桂村、岩瀬村、大船村、今泉村、飯島村、下倉田村、下野庭村、上野庭村の13ヶ村）は戸塚宿寄場組合に新組として入れられた。

戸塚宿寄場組合は古組37ヶ村と合わせ50ヶ村の大きな寄場組合となった。

また、片瀬組（片瀬村、腰越村、津村、川名村、弥勒寺村、宮前村、高谷村、小塚村、渡内村、手広村、笛田村、常盤村、梶原村、寺分村、上町屋村、山崎村、小袋谷村、台村、植木村、山谷新田の20ヶ村）は藤沢宿寄場組合に新組として入れられた。

(二十二) 歩卒市内遊歩の規定

農兵隊などに採用された歩卒（従来の足軽）が市中で無錢飲食食など不届きな行動が見られるため、市中遊歩の時は所定の印をつけるよう通達した触書。

积文

御触書写

当年酒造の儀、関東は御貸株の分、追て被仰出候迄休造致、古株の分、三分一造り被仰出候に付、其御締向、且小民救助のため、右古株の分も五拾石以下は休造いたし、其余の分は各年造込濁酒の儀は売買不相成、不相成分御趣意柄行届候様可取計候

右の通、御奉行衆被仰渡候条、得其意取締向の儀は、去寅年の通相心得、追て軒別嚴重に相改候間、其節不都合併犯科の者無之様、組合限り無洩可申通候、以上

卯十月

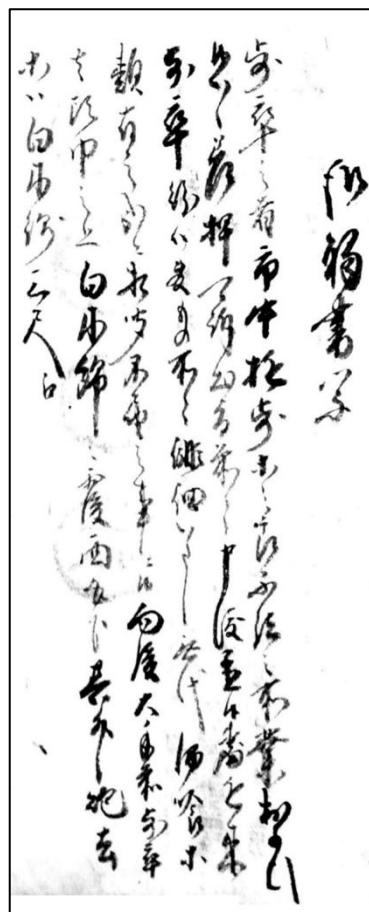
関東御取締出役

积文

御触書写

歩卒の者、市中遊歩等の節、不法の所業におよび候はゞ、差押可訴出旨、前々申渡置候處、近來

まささらほしき
歩卒紛は敷もの、所々徘徊いたし、無代酒喰等類有之哉に相聞、不届の事に候、向後大手前歩卒は頭巾の上、白木綿に覆、西丸より其外の炮兵等は白木綿三尺へ



(二十二) 江戸出張

の印有之を着し、屯所外へ出候筈に付、右印無之細袖等着なし紛はしきものは勿論、無代酒食等いたし候者有之候はゞ無用捨差押、月番の町奉行所へ召連可訴出候

十月三日

右御触の趣為心得相達候条、組合村々へ申達
右躰の者立廻り候はゞ、差押最寄廻村出役へ
可被申立候、以上

卯十月九日

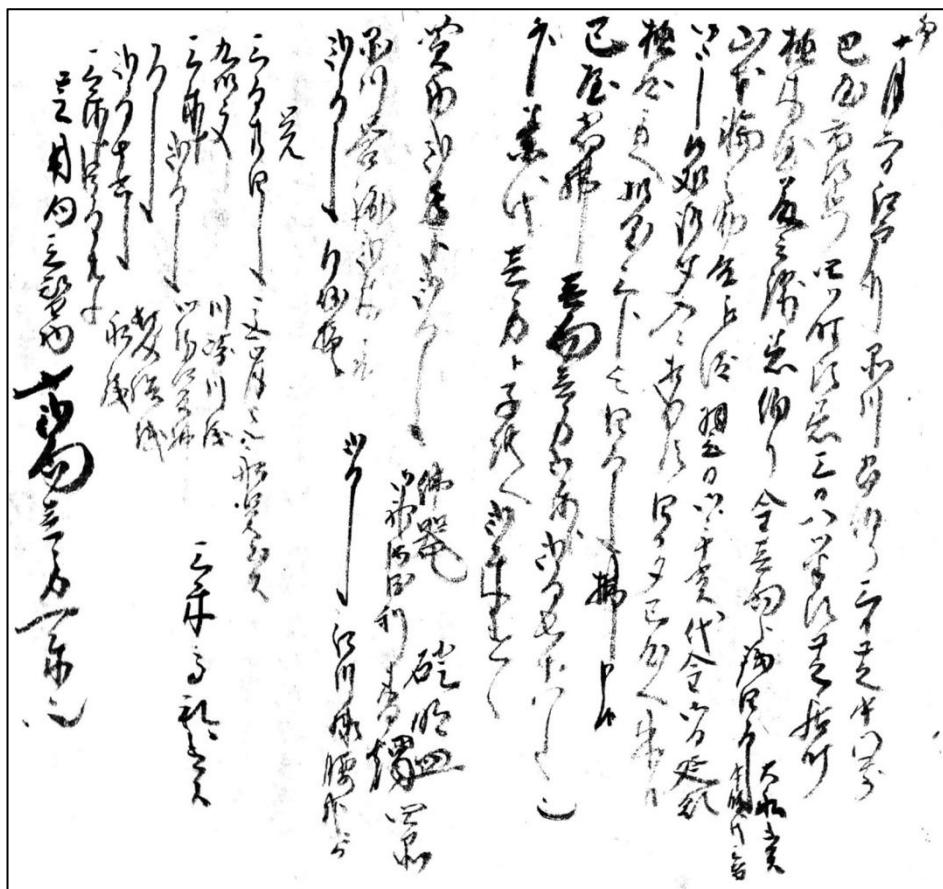
関東御取締出役

別紙御触書の趣、戸塚宿役人より
申来候間、写を以廻し申候、此廻状早々
順達、留村より返却可被成候、以上

卯十月十四日

梅澤与次右衛門

名主小岩井六郎兵衛が所用で江戸へ出張した時の控。
慶応三年十月二日に出発、五日に帰着している。
出張の目的は江川代官役所へ年貢代金先延の歎願であつたが、
私的の買物などを含む金銭支払いの記録があり、興味深い。



釈文
卯

十月二日江戸行、品川宿泊り、三日芝中門前

巴屋市左衛門、四つ時頃着、三日八つ半頃芝居町

植木屋藤兵衛着泊り、金壱両と銭四百文

山本輪之助殿へ渡、翌日御年貢代金御日延願

いたし候處、御聞入に相成ず、四日夕巴屋へ来る。

植（木）屋方へ扱金三分と四百文を払申候

巴屋宿払壱両壱分式朱式と百七十八文也

外茶代壱分と子供へ式朱遣候

買物式朱ト式百文 佛器・燈明皿・御神酒德利・秉燭四品

品川当脚 式朱と永式百文 江川様腰掛にて

二百文 白砂糖

覚

参百廿四文 宮岸迄 船賃出ス

九拾文 川崎川錢

三朱守礼出ス

三朱と式百文 御流覽払

百文 髮結錢

武百十六文 船錢

三朱と四百廿文

芝用向立替物 ペ式両壱分一朱也

郡中惣代

江戸行 小岩井 二日出五日帰り 四日（間）

兩人

山本 三日出五日帰り

釈文

(二十三) 金札による御用金調達

慶応三年、財政難にあつた幕府は、金札を発行し、御用金を

差出した者にこの金札を与えると市中に通達した。

翌々年「慶応五年」三月に正金と引替えるとしていたが、幕府崩壊で反古となってしまった。



今般御用金差出候もの共へ御用金高に
応じ金札可相渡候、右金札の儀は来々已年

三月迄に都て通用金銀同様に相心得、御年貢
其外諸公納物に相用不苦候間、御府内并

関東在方共、無差支通用可致候、尤一時融
通のため、通用被仰出候儀に付、心得違致
間敷、引替の儀は來々巳年三月より

三井八郎右衛門方において正金銀と引替可
相渡候

右引替に付ては歩合減等一切無之候間、不取締
無之様取引可致候

右の趣、関東筋御領・私領・寺社領共不洩様
可被相触候

十月廿日

右の通御書付出候条、得其意此廻状村名下へ
名主令請印、早々順達留り村より可相返候

以上

江川太郎左衛門

十一月二日 役所

以廻状得御意候、然ば御年貢米代并小物なり
国役并貯石代等の儀、当月廿九日晦日皆済
相成積に廻状差出候間、御承知可成候、然る処
先以領主より拝借に相成候金子納残りの分
元利共当月廿日限り拙宅へ持參可被成候
然る上は當人納人差出御返納可致候、此段無
間違様御取計可被成候、以上

卯十一月十五日

梅澤与次右衛門



幕末、幕府発行の金札

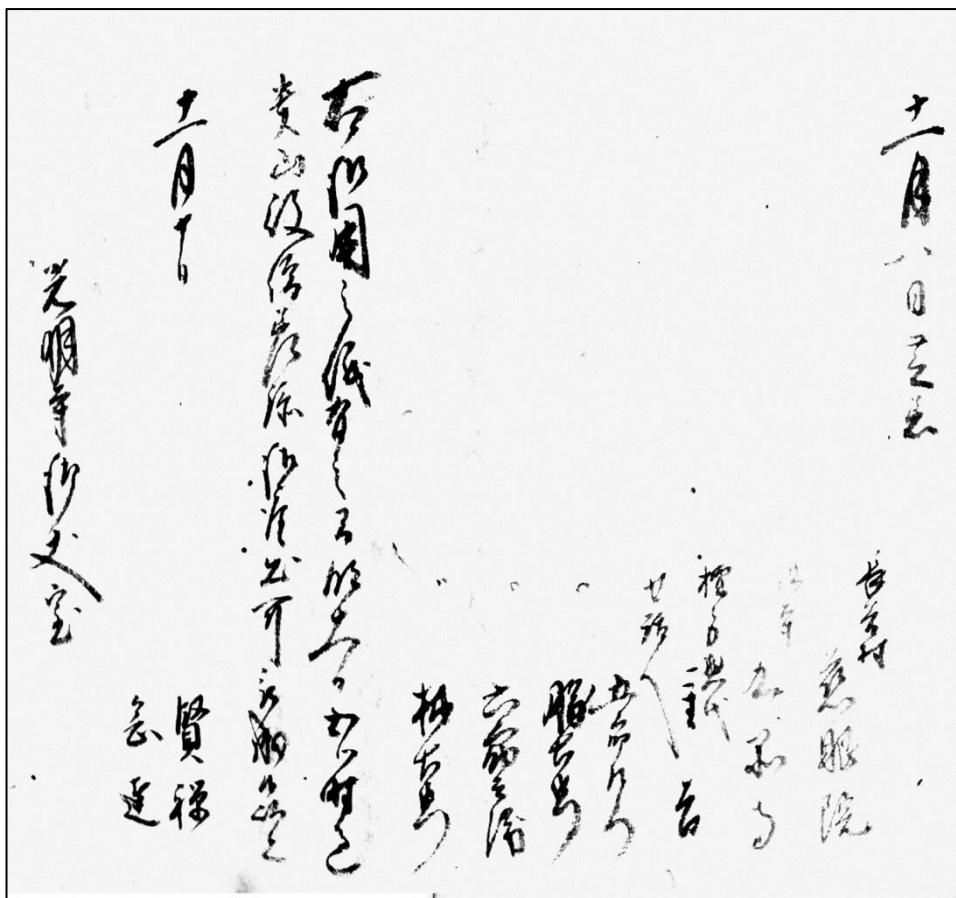
慶応3年に幕府が発行した金札には次の3種類があった。

- ・江戸・横浜通用金札
洋銀札通用の事態に対処するため
- ・江戸および關八州通用金札
御用金を両替商から上納させるため
- ・兵庫開港札
大坂の有力商人、商社の営業資金を確保するため

左は「江戸/横浜通用金札」(国会図書館)
同年末には幕府解体で流通停止となった。

(二十四) 光明寺からの呼出状

光明寺は、鎌倉材木座にある浄土宗の寺院。寺格は大本山。
小岩井六郎兵衛は同寺の壇方世話人の役にあり、「御用の儀」
があるので寺へ来るようとの呼出状。
慈眼院は光明寺の子院、後に横浜久保山に移転している。



釋文

十一月八日 昼着

長谷村 慈眼院
組寺 九品寺
檀方惣代 重吉
世話人 五郎左衛門
同 同 同 勝右衛門
賢禪 六郎兵衛
念達 林右衛門

右御用の儀有之間、明十一日五つ時迄
貴山役僧差添御座出可被成候、以上

十一月十日

光明寺御丈室

去る丑年中
知恩院御門主御方御参向被遊候節
拙寺儀、兼て
故宮御方御由緒有之候に付、
御同所様尊碑御安置、且御供養
料、并御道具類為在御寄附、難有奉存候、
就ては右御金減金に相成候ては、往々御供養
向御道具類御修復御手当等難渋仕
御崇敬筋奉恐入候間、右御金御貸附
いたし、右子分を以永世の御手宛に仕度
奉存候、尤

御名目の儀は不容易儀には可有御座と

奉恐察候得共、前件の通、永世御手宛に

御仕法御座候間、出格の御慈計を以、願の通

御貸附所御取建の儀、速御聞済被成下

候様、其御筋へ被仰被成下候様、只管奉

懇願候、以上

十一月十一日

相州鎌倉郡

長谷村

慈眼院

旦方惣代

重吉

世話人

五郎左衛門

勝右衛門

六郎兵衛

林右衛門

(一) 德川慶喜政権返上

(二) 不埒の者嚴戒に処す

(三) 慶喜変心に付き征討軍派遣

(四) 諸国脇往還人馬賃錢割増

御用留 慶応四年正月 德川慶喜政権奉帰の件

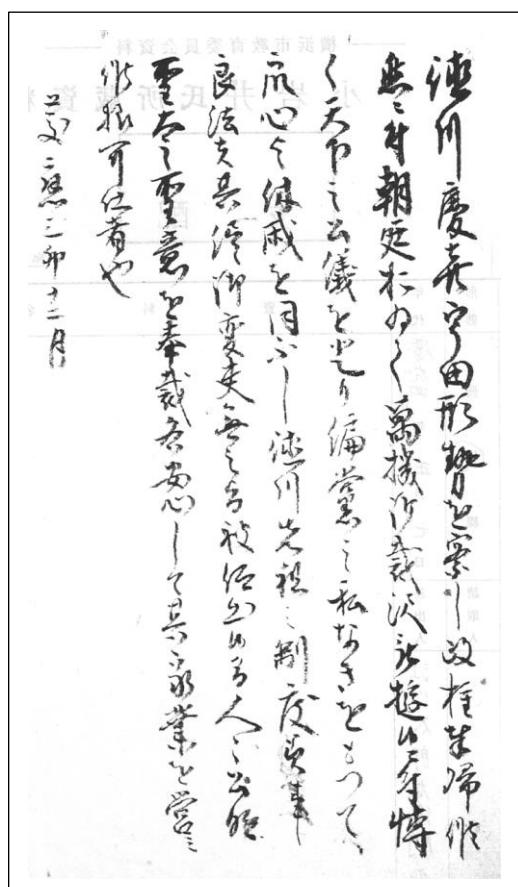
(資料番号 御用留-31)

慶応三年十月十四日、十五代將軍徳川慶喜は二条城で政権返上を天皇（明治天皇）へ奏上し、翌十五日に天皇が奏上を勅許した。このニュースは即刻全国へ伝えられたが、鍛冶ヶ谷村の御用留によれば、十二月にこのような通達で伝えられた。

(二) 德川慶喜政権返上

(三) 不埒の者嚴戒に処す

(四) 諸国脇往還人馬賃錢割増



徳川慶喜、宇田（内）形勢を察し、政権奉帰候、然に付、朝廷において万機御裁決被遊候に付、博く天下の公儀をとり、偏党の私なきをもつて衆心と休戚を同ふし、徳川先祖の制度美事、良法は其俟御変更無之旨被仰出候間、人々公明聖太の聖意を奉載、各安心して其家業を當み候様可仕者也

慶応三卯十二月

（二）不埒の者厳戒に処す

近來の處において、致暗殺候内には、罪状認、死骸に添有之候も不少、何れ陰悪陰謀憤り候之所業に可有之、全体不埒の者共は、得と吟味の上、刑典をもつて嚴重の御裁評被仰付、大政御一新の折柄
猶更御為筋に心掛、公然と可申出候所、其儀無之
に付、右等の者於有之は、吟味の上、急度厳戒に可被処候間、心違無様可被致事

慶應四年正月

戒法事務役所

右の通被仰渡候間、一流（統）急度相心違（不^脱_カ）可申候

者也

（三）慶喜変心に付き征討軍派遣

徳川慶喜、天下の形勢不得止を察し、大政返上、將軍

職辭退相願候に付、断然被聞食、既往の罪は不被為問、列藩上座に可被仰の処、豈_{あにはからん}國_{きこしらめされ}や、大坂城に引取候旨趣素詐謀にて、去る三日、麾下の者を引率し、剩帰國を被仰付候会桑等を先鋒として、闕下奉犯



大政奉還

二条城二の丸御殿大広間の展示

仁和寺宮

安政5年（1858）、仁孝天皇の猶子となり、親王宣下を受け純仁親王を号し、仁和寺第三十世の門跡に就任。

慶応3年（1867）、還俗を命ぜられ仁和寺宮嘉彰親王と名乗る。

明治維新にあっては議定、軍事総裁に任じられ、戊辰戦争では奥羽征討総督として官軍の指揮を執った。

候勢、現在彼より兵端を開き候上は、慶喜返状明白始終奉欺朝廷候段、大逆無道、其罪不可遁、此上は於朝廷御宥恕の道絶果、不被為得已御追討

被仰出候、兵端既相開候上は、速に賊徒誅戮、万

民塗炭の苦を被為救候

叡慮に候間、今般仁和寺宮征討將軍に被任候に付、是迄偷安怠惰に打過、或は両端を抱き、或は賊徒

に從居候者たり共、真に悔悟憤發、國家の為に尽忠の在之輩は、寛大の恩召にて、御採用被為在、尤此御時節に至り、不弁大儀賊徒に謀を通じ、或は潜居被致候者は、朝敵同様嚴刑可被処候間、心得違無之様可致候事

慶応四戌辰年正月

(四) 諸国脇往還人馬賃錢割増

諸国脇往還、人馬賃錢等、是迄割増申付置候

宿村も有之候へ共、右に不拘來正月より一般元賃錢の上へ人馬賃錢は六倍五割増、川場の分は二倍割増分、当分の内、御定賃錢に申付候間、其通可受取候、尤高札掛改方の儀は、其筋へ可申立事

一 御用に付旅行の面々へ被下候人馬共有之届持參、且諸向より差立候御用物等、都て無賃繼立、御免

人馬、川場共、夫々御定賃錢相払旅行いたし、差添
(無之御用物は、貰目に応じ賃錢相添)

差立候筈に候条、可得其意候、尤、京家の向、且前々人馬被下來候分、並証文相添差立候状箱、或は御用物、又は諸向より差立候御用状等は、是迄の通無賃にて繼立可申事

一 御用旅行の面々、木錢・米代、又は安旅龍払等相止、當分の内上下に不拘、壱人一泊錢七百文、一昼夜三百文宛相払候に候、尤、手輕に取賄可申車、

一 御用旅行の向、通行の節、案内として罷出候役人、多人數に不及、壱人罷出候様可致、杖拂の儀も、御朱印等重き品柄并諸役人旅行の節は格別、其余は見計ひ、不差出候ても不苦候事、

右の通、諸国脇往還継場有之候村々、御料、私領、寺社領共不洩様可被相触候、

十一月

(以下 略)

积文

一市中為御取締當分の間、御府内出口

所々口へ関門御取建、諸士の分は、其主

人又は其役より何方へ、家来差出候旨断書、

百姓町人は所役人の添書持參無之においては、

出入共一切通行差留、尤断書添書は関門にて

相改め怪敷子細も無之候得は、於同所右切手

相渡候て関門相越候間右切手所持、不致旅人は、

御府内は勿論、道中筋并在々にて、決て旅宿

為致間敷、且右改不請押て通行可致旨仕

儀又は旅行切手所持不致旅人は無用捨召

捕、尤手向および候はば、切捨候筈候 当時出府

途中にて関門通行方不相弁者共は、関門において

得と相糾、怪敷無之趣候得は相通せ候筈に候、

右の趣、御料は御代官、私領寺社共不洩様可

相触候

右の通、可被相触候

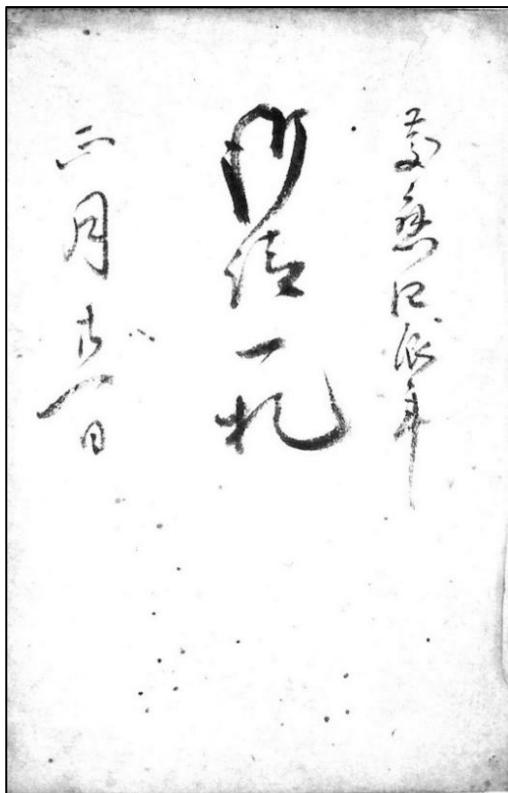
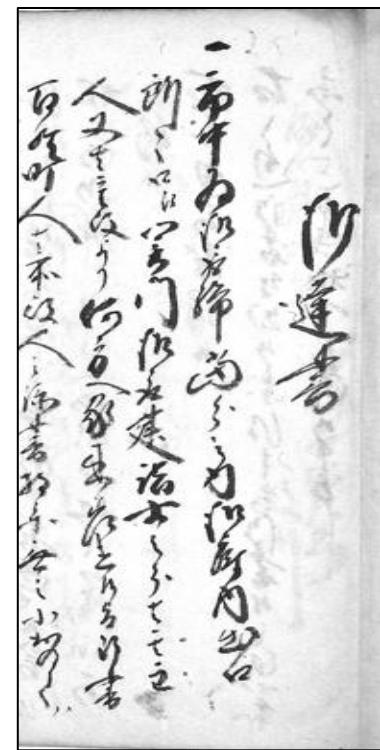
右の通、御書付出候条得其意御書付の趣、小前

末々迄不洩様可申達候事

江川太郎左衛門

役所

辰正月五日



(二) 御達書 市中為取締の件

本資料は江戸市中への出入りの取締りに関する御達書と村人の請書とからなる。御達書は江戸市内の関門通行時に主人の断書又は役人の添書きが必要なこと、不審な旅人を宿泊させないこと、諸国往還の人馬賃を定めている。

諸国脇往還人馬賃錢等迄割増付置候、宿村の有之候得共右に不拘來正月より一般元賃錢の上へ、人馬賃錢共六倍五割増川場の分式倍増と当分内、御定賃錢相払旅行いたし、差添差立候筈候条、可得其意、尤京家向前々人馬被下來候分并證文相添

差立候状箱、或は御用物又は諸向より、差立

候御用状等は、是迄の通り、無賃にて継立可申事

御用旅行の面々、木錢米代又は安旅籠

払候分相止め、当分の内、上下拘す一泊七百文

一昼夜三百文を相払候筈候、尤手軽に取賄

申事可

御用旅行の向、通行候節、案内として罷

出候役人多人数に不及、壱人罷出候様可致候

杖払之義は、御朱印等重き品柄斗御役人

旅行節は、格別其余は見斗不差出候ても

不苦事

関東筋在々において、醤油・味噌・味林酒又は

濁酒等造込五穀漬渡世のものは、穀物取

扱候渡世のもの、猥に相成候趣相聞、凶年等

の節、御取締筋に拘り候間、以來鑑札相渡

稼方差免候積に付、右取調のもの廻村

為致候醤油造のものは、壱ヶ年造候高

穀屋共は、壳捌石高三ヶ年平均取調可

申立候

右の通り、関東八ヶ国御料は御代官、私領は

領主地頭不洩様可被触知もの也

十一月

方今御時節柄に付、其村方の

東海道筋近敷事故、定て京坂

筋風聞可有之間、怪敷風聞も

承り候ばば、早々其段可申立旨

被仰聞候、就ては小前においては御伝馬

御用崎(先)にて何歟怪敷風聞承り候はば、

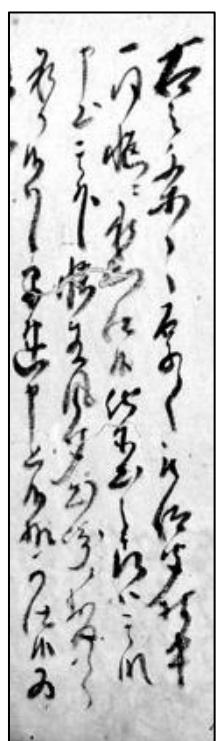
早々其段申出候、実事に無之共、

風聞の事柄に候へば、御とかめ無之間、

無遠慮可申出候

(二) 請書 村中一同慥に承知仕候

この文書は前の御達書での定めを守ること、街道筋の怪しげな風聞を届け出ことの請書であり、村人二十二人が連印している。



稟文

右の条々厚く被仰聞、村中

一同慥に承知仕候、他所出の節は其段

申出、其外怪敷風聞出崎(先)において

承り候ばば、早速申上候様可仕

後證、御受連印一札差上申処如件

十一月

乙右衛門 印

与三左衛門 印

作左衛門 印

幾右衛門 印

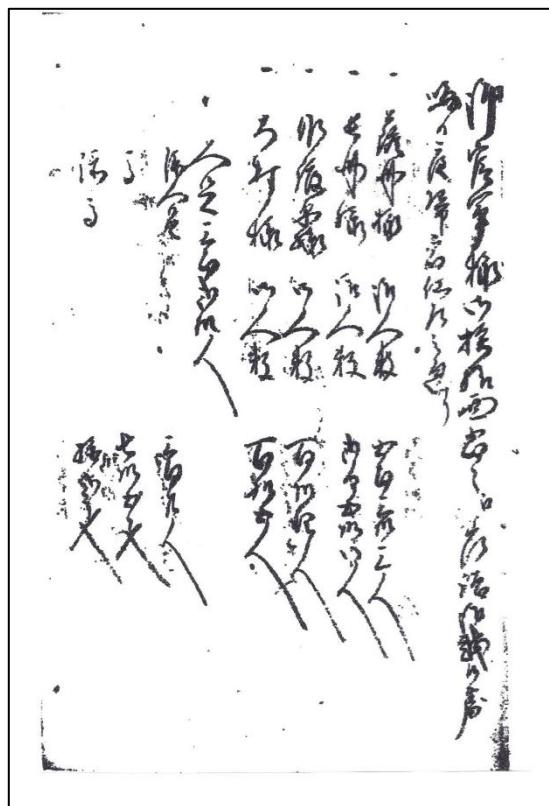
藤左衛門 印

十一月

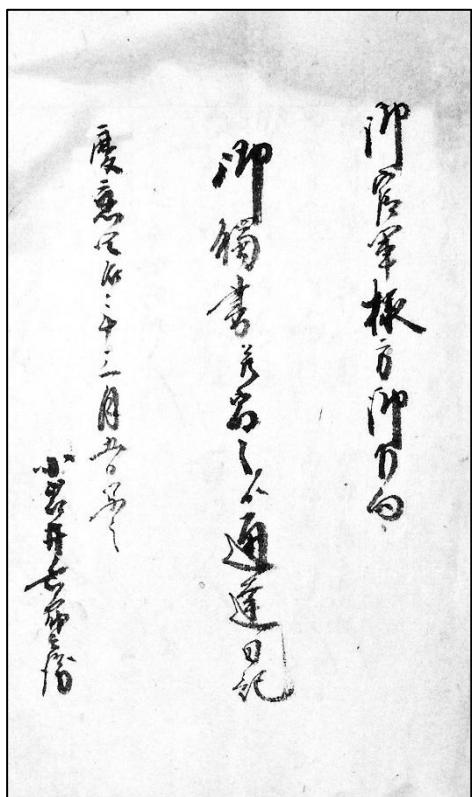
同名主年寄

七郎左衛門	茂左衛門	宗左衛門	清左衛門	久右衛門	甚兵衛	忠安	六兵衛	孫右衛門	忠五郎	藏	兵衛	儀兵衛	忠伊助	清兵衛	忠七	新右衛門	八右衛門	四郎左衛門	八郎左衛門	德右衛門	幸右衛門	源左衛門	齊兵衛	五兵衛	仁兵衛	太兵衛	勝右衛門	六郎兵衛
-------	------	------	------	------	-----	----	-----	------	-----	---	----	-----	-----	-----	----	------	------	-------	-------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	------	------

印 印



(一) 官軍の編成・規模と行程



御官軍様方御下向 御触書并宿々より通達日記

慶応四辰年三月五日（資料番号 触書・回章-15）

桐油其外雜費として金式拾五両被下、役場帳付へ

金拾五両人足賄のものへ金五両被下、右は宿の御掛

の御大名様より御手当被下候由

一 嶋田宿より沼津宿にて御請持に付不取敢、宿駕籠

桐油其外雜費として金式拾五両、猶又宿役人

助郷惣代へ金拾両被下、其余の儀は、沼津様にて

追々御手当被下候趣被仰出候、右の趣、沼津宿

安五郎より承り候趣に御座候

廿八日

一 沼津宿御泊込

薩摩様 御人数 五百三拾三人

但し御宿三十三軒

長州様 御人数 弐百八十七人

左渡原様 御人数 百廿八人

但し宿拾軒

右は、翌廿九日御出立にて三嶋宿・箱根宿両宿へ御泊りの趣に付、昨夜三嶋宿承り候處、左渡原様御人数、外に薩州様御人数都合貳百人余、俄に廿九日八ツ時頃二本松

新田佐野村御泊り御越に相成、御殿場通り御通行の由
一 昨晦日、三嶋宿へは薩州様・長州様御人数五百人程
御泊りに相成り、宿内両口へ拾四人位御出張に相成上下
御通行のもの、壱人別厳重御調立の事

一 箱根宿へは、薩州様・長州様御人数五百拾人余御泊りに相成候、右は同宿へ出役のもの承り取調候處、御同勢宿々御逗留歟、亦は御出立向等更に相分不申、時々御模様為相知承り候廉々、凡御しらせ申上候

一小田原宿へは昨晦日、大村様御同勢六拾七人程當宿

御泊り込に相成、弾薬三拾六棹・大砲壹組・其外玉箱

并籠長持七棹・荷物四棹・両掛け壹荷べ省(差)當、凡

人足百貳拾人余、当宿より烟宿迄、人足差上御泊込に

相成、尤着の上、上下御通行、自余嚴敷御取調有之候事

一日光様、今以御逗留に相成候、別段相替り候儀無御座候

委く混雜致、御通し可被下候

一 薩摩様・長州様・大村様、追々当宿へ御泊りに相成候

御出立の模様、更に相分り不申、此段凡為念申上候

早々以上

右の通り、西宿より申来候間、此段写を以為御知ら
(御知らせ)申上候以上

三月朔日

大磯宿

問屋 孫 平

市右衛門

平塚宿

田中孫右衛門様

原田勝右衛門様

平田 又平衛様

其宿々御掛り紺屋町并久能御出張御方とも御模様
早々御通達被下候、沼津宿にては追々御知らせ御座候
大意竹挾を得御意候、然ば此度
御官軍御繼賄為心得、府中宿の儀、年寄本陣兼

平左衛門并帳付重立候もの、先日中より西宿迄出役致

右、平左衛門儀今朝帰宿度候處、袋井より先宿々在々の

様子等相分候得共、中々以存外成賄の由に御座候、

別して御休泊宿々においては、莫大の手数相掛り然る

処、右の御先方御道中掛り分は、其宿々御受持掛り

大名衆其外の御出役方へ、都て懸合相成候趣御座候

得共、是以詰り宿役人并本陣の手を放候訳には

相成不申、且弾薬・長持五拾五棹へ悉、車にては受け置

場等も無御座、御厳重被仰付候由、既に袋井宿にては

右置場・新規建物も致候趣御座候、問屋場并東西

見附には、其宿掛り御出役様方は勿論御固め被成、

幕を張有之由、且御取賄向の儀は、逆も難尽

筆紙候、江尻宿おいて宿役人并本陣共明け、

丸子宿迄三四人出役被下候、興津宿より蒲原宿迄の

儀も、必御油断無之様可被成候、逸々御心得に相成候儀等申入度候得共、実々書取兼候儀に御座候、御察し可被成候

橋本様 明廿八日駿府宿着に御座候

柳原様 明廿八日駿府宿着に御座候

一 有栖川様外五頭様へも一昨夜荒井御泊りの由、弥々追々御下りに相成候

御両卿様、駿府御逗留には相成申間敷と奉存候
昨日駿府へ御入込に相成候、御同勢は多分明日にも、
御逗留に可相成歟、今日必御出立には不相成趣に御座候
先は、右の趣申入度、吉原より三嶋迄の儀も可然御通し
可被下以上

辰二月廿七日

駿府出役

野村平作

御同勤中様

大磯宿

先々

小田原宿
浅井 吉兵衛
関村佐五兵衛

追て今般の御取賄の向は、本文申上候通りに付、次宿より心得触杯を便りに被成候得は、差向手違等出来可申哉奉存候、此段為御心得申上候、左様御承り可被成候
前書の通、申越候間、御通達致候

御同勤中様

江尻宿
蒲原宿
夫より
三嶋宿迄

二月廿九日 三嶋宿

問屋

年寄

箱根宿

御問屋

中様

御年寄

中様

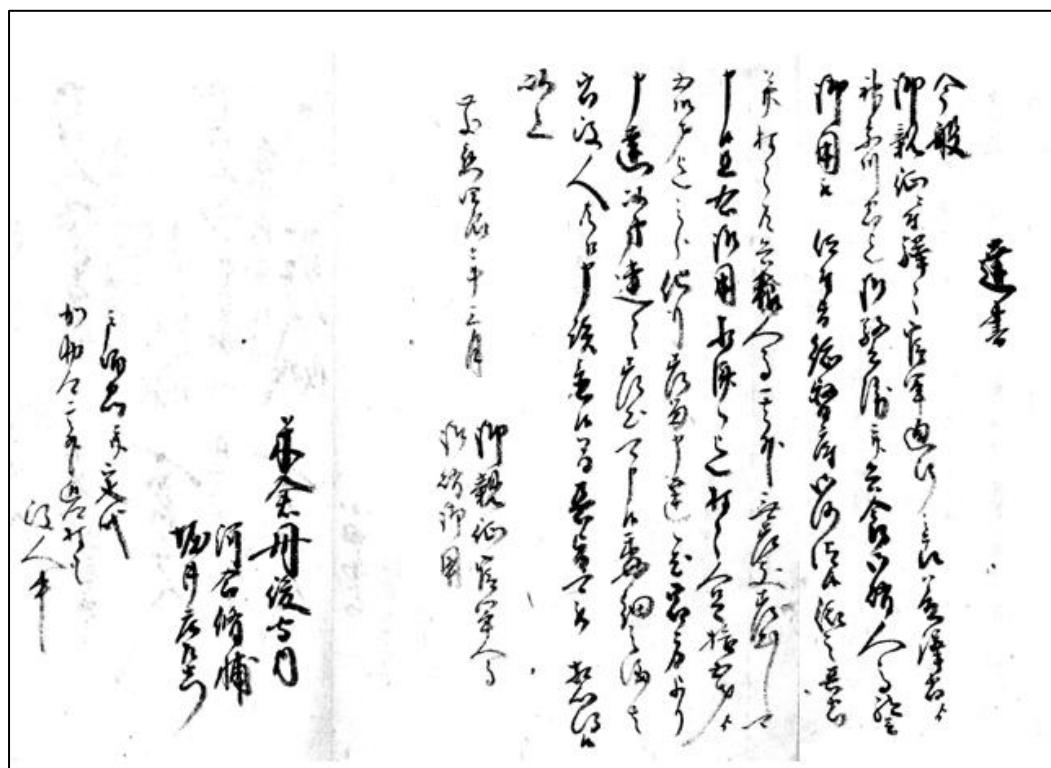
前書の通、箱根宿より宿知らせ到来仕候間差送り
申候御写取、平塚宿より先宿へ御繼立可被下候

2-15 官軍様東下 人数など一覧

部隊名	人 数	人 足	添 人 足	馬	添 馬	引 馬	御手拂人	御手拂馬
薩州様	533							
長州様	258							
佐渡原様	114							
大村様	115							
		320	320	75	12		400余	
尾州様	1140							
紀州様	425							
		332	85			2	150	15
備前様	450					3		
肥後様	928	465	115	15		3		
御勅使様	2	柳原様 橋本様						
藤堂様								
吉田様								
岡崎様								
亀山様	1300							
合 計	5265	1117	520	90	12	8	550余	15
	人 数	人 足	添 人 足	馬	添 馬	引 馬	御手拂人	御手拂馬

(二) 達書 御親征に付駿々官軍通行の節

官軍に恭順した米倉丹後守が藤沢宿から神奈川宿まで御親征官軍の警衛、兵食、人馬継立御用を仰せ付られたことを知らせ宿々に協力を指示する旨の達書である。



達書

今般

御親征に付、駆々官軍通行の節藤沢宿より
神奈川宿迄御警衛并兵食御賄人馬継立

御用被仰付旨、總督府御沙汰候、依之其宿
并村々共、兵糧・人馬其外無差支差出し可
申候、且右御用相済候迄、村々人足拾五才より
五拾才迄の分、他行差留申達候、尤宿方より
申達次第速々差出可申候間、委細の儀は
宿役人共へ申談置候間、其旨可被相心得候
以上

慶応四辰年三月 御親征官軍人馬

御賄御用

米倉丹後守内

河合 倏輔
堀井庄左衛門

戸塚宿并定代

加助郷其外近郷村々

役人中

三月六日御着

薩州様壱番隊

篠原冬一郎様(組) はりまや市兵衛

廿拾四人

下人武人

様 ペ武拾六人

御同人様式番隊

山口孝八郎様組

武拾壹人 様

下方武人 様

御同人様三番隊

吉田喜蔵様組

十九人 様

下(人)武人 様

御同人様四番隊

若松重(十)左衛門組

武拾壹人 様

下(人)武人 様

官軍諸役者

千田伝一郎 様

有馬休八 様

藤井直二(次)郎 様

隅元一(四)郎右衛門 様

有馬意運 様

付足輕武人 様

下人六人 様

ペ拾三人

木くりや仲五郎

ペ武拾三人

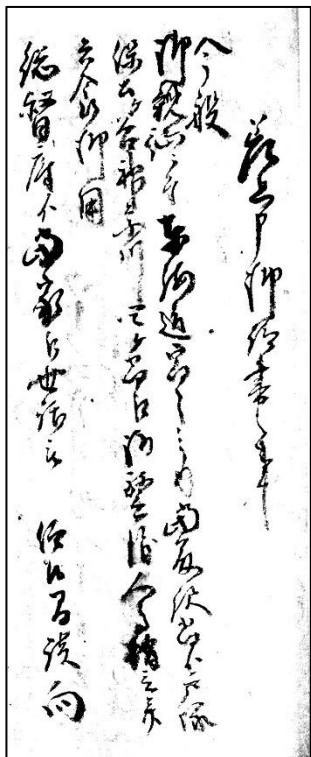
金澤屋源右衛門

ペ廿一人

松沢屋龜太郎

(三) 差上申御請書之事

前書の触書に従つて御用のお受けすること及び賄などの内容を記している。



〔文〕

今般

御親征に付、東海道宿々の内、当藤沢宿より

戸塚・保土ヶ谷・神奈川四ヶ宿御警衛人馬賄立并

兵食御用

総督府より、当家へ世話被仰候間、諸向

ケ条左の通り

御休泊御賄方の事

但

一 昼飯壱人分 錢百文 白米弐合の見賦御沙汰の事

一 泊壱人分 金壱朱と白米四合の見賦御沙汰の事

一 御膳部入念候様、尤宿々問屋見競候上、可申付事

一 金穀の事

但

宿助郷始最寄村々物持共より、為差出印書相渡置、追て代料御下げ次第、引替可申に付、兼て白

米用意致置、何村誰何俵と申、員数前以
書出し可申事

松明の事

但

是は、近郷村々より高割を以可差出候事
一 臨時御用駕籠の事

但

東海道筋何れの宿方にても、差支勝に有之
次第及間合候處、畢竟我物に不取扱より紛失

致候儀故、此度

御親征御用中は、宿助郷共高割を以何挺も
補理置、人馬操出し高に応じ、助郷よりも差出置、
御用駕籠不用にて外荷物より多分入込分は、

助郷惣代出張の者より、切手引替に相預り
置、御用弁専一の事
人馬操出御賄立の事

但

是は、宿方は是迄御定の通、人馬相立助郷は定
助郷と唱候分は不及申、加助郷に至迄除高に
不拘、戸塚宿より附属致來候分は、其村々毎

人別帳に有之候男子の分、村役人を引除、十五才
より五拾才まで名前并年齢・人足・馬等不洩
落書出置、御用の節は、戸塚宿役人共相触
次第、無滞差出可申事

代加近(郷村)合

最寄村々

名主

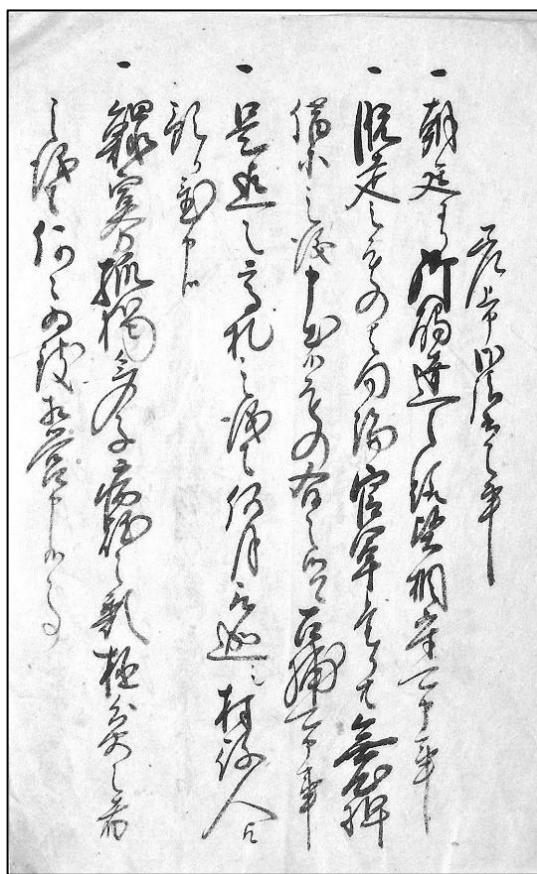
組頭

連印

一
御改革高百石に付、金壱両宛、明六日伊勢屋
清左衛門方へ持参の事
并夜着・布団・員数取調申出の事
右同断、金両両来る十日持参の事
一一一
松明三千本用意の事
駕籠へ遣候布団両百枚用意の事

差上申御請之事 慶應四年（資料番号 触書・回章 16）
この文書は朝廷からの通達、脱走者の召捕り、これまでの高札
の取外し、鰐寡・孤獨・多子・病難の者の待遇の実施などを、宿
場組合にて守る旨の内容の請書である。

（二）差上申御請書之事



狀文

差上申御請之事
朝廷より御触達の趣、堅相守可申事
一 脱走のものは勿論、官軍たり共、無心・押
借等の儀申出候もの有之候はば、召捕可申事
一 是迄の高札の儀は、何月（皆以）取廻し、村役人へ
預り置申候

鰥寡孤獨・多子・病難の類・極貧の者の儀は何々為致相當申候事

脱走体のもの潜居罷在候はば、早速可訴出事人別帳の外、下男食客のもの左に

壱人 隣村何村より当辰二月より来る巳の二月迄壱季相雇申候

壱人 同 食客のもの 有 無
同 同 無

一 脱走賊の類、多勢群來り制止難出来
一 売人たり共、出所不分明の者止宿の儀、
被仰渡候事
一 節は、其所の名主より直に、注進可及候の事
関東取締方付属御廻村の事
右の条々、今般被仰渡承知奉畏候、万一
脱走の類、立廻申候節は、急速御注進
可奉申上候 以上

慶応四年辰年七月日

組頭 名主 同州同郡何村
相模国鎌倉郡 戸塚宿組合

鰥寡孤獨(カンカコドク)

鰥：老いて妻のいない夫

寡：老いて夫のいない妻

孤：みなしご

獨：子のない老人

身寄りがなく寂しく暮す独り者、またはその寂しいさま

出典 「孟子」 梁惠王

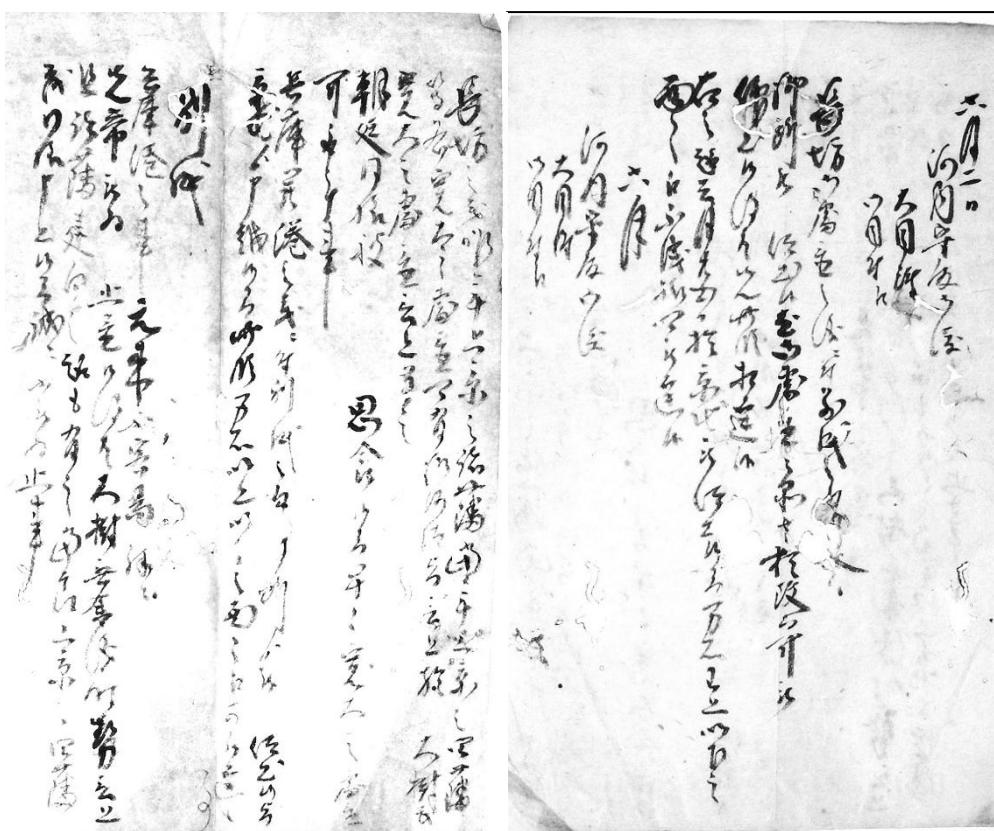
国家法制の始まりとなる平安期の律令において「鰥寡、孤独、貧窮、労疾」に対し要援護、要救済の対象と規定している。

明治維新政府は慶応四年三月十五日、太政官布告による「五榜の掲示」で「鰥寡孤独廢疾ノモノヲ憐ムベキ事」が出されている。新政府の支配下にある地域の高札場に掲示された。

鰥寡孤独の者に対する憐みの推奨は江戸幕府の統制をそのまま踏襲したものであるが、明治新政府も改めてその旨を諸藩に示した。

御触書(断簡) 慶應四年十月 (資料番号 触書・回章-20)

この資料は幕府内における第二次征長後の長州藩の処置、兵庫開港についての触書、私的な書状部分(判読不可部分が多い)、新帝即位と改元の触書部分、などの集成である。



(二) 長防の儀
〔积文〕 六月二日

河内守殿御渡

大目付

御目付へ

長防御処置の義に付、別紙の通り

御所被仰出候、尤御処置の品は、猶改て、可被

仰出候得共、先、此段相違候

右の趣、去月廿五日於京地被仰出候間、万石以上以下の面々へ、不洩様可被達候

(二) 長防の儀 触書本状
〔积文〕 六月

河内守殿御渡

大目付

御目付へ

長防の義、昨年上京の諸藩、当年上京の四藩等、各寛太の処置可有御沙汰旨言上、於大樹

寛大の処置言上有之候

朝廷同様被思食候間、早々寛大の処置可取計事

(三) 兵庫開港の儀

狀文

兵庫開港の儀に付、別紙の通、御所より被仰出候旨

京地より申越候間、此段万石以上以下の面々へ可被達候事

別紙

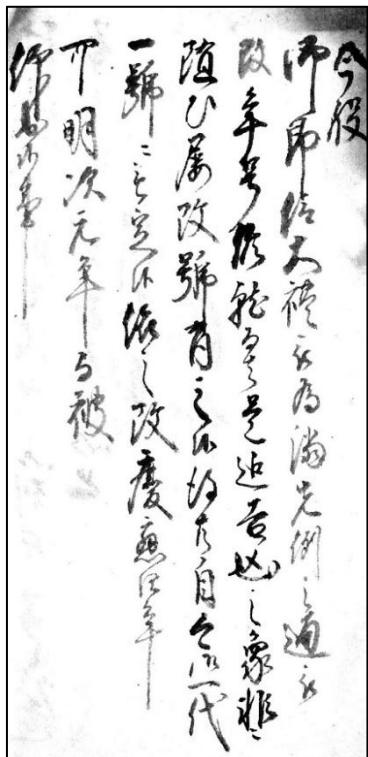
兵庫港の事、元来不容易、殊に

先帝被為止置候得共、大樹、無余儀時勢言上、

且諸藩建白の趣も有之、当節上京の四藩

も同様申上候間、誠に不被為止事

(四) 新帝即位と改元の定



今般

御即位大礼被為済、先例の通、被

改年号候、就ては是迄吉凶の象兆
隨ひ、屢、改号有之候得共、自今御一代

可(為)明治元年旨、被
仰出候事

九月

一号に被定候、依之改慶応四年

右の通、御書付出候条、得其意、此廻状

村名下へ名主(令)請印、以刻付早々順達
留り村より可相返候 以上

辰

九月廿四日

江川太郎左衛門

役所印

践祚と即位

践祚：先帝の死去あるいは譲位の直後に
皇嗣が天皇の位を継ぐ儀式。
皇室行事。

即位：天皇践祚の後、即位の大礼を行い
天下に布告する儀式。国家行事。
現行皇室典範では即位に統一。
出典「広辞苑」

慶応から明治への経緯

慶応2年 12月 25日 孝明天皇崩御
慶応3年 1月 9日 瞞仁親王践祚
第122代天皇
慶応4年 8月 27日 瞞仁親王即位
明治天皇

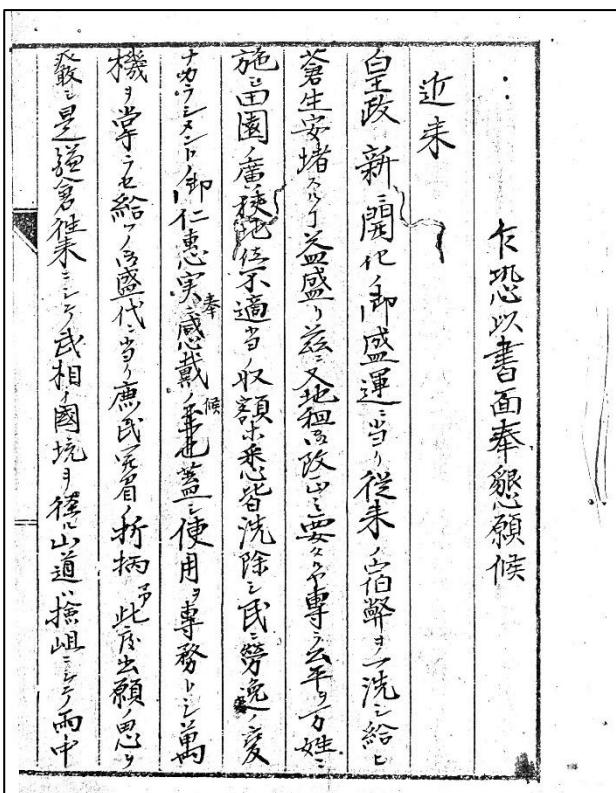
明治元年(慶応4年)9月8日 改元の詔、
慶応4年を元日に遡って明治元年とする。
一世一元の勅発布。

乍恐以書付奉懇願候 明治九年七月

(資料番号 新道開拓関係-2-)

この文書は開国に伴い鍛冶ヶ谷村から上大岡・横浜方面への交流が盛んなり、従来の鎌倉道経由の相武国境を通行するのは難渋するので、新しい道路の開拓改修を願い出る文書である。

(二) 新道開拓願書



ナカラシメントノ御仁恵実ニ奉感戴候蓋シ使用ヲ専務トシ萬機ヲ掌ラセ給フノ御盛代ニ当リ庶民開眉ノ折柄予此度出願ノ思ヲ發シ是鎌倉往来ニシテ武相の國境ヲ経ル山道は撫(嶮)岨ニシテ雨中人馬ヲ通スル「能ハス又於茲年ヲ経ル」僅シテ變死ノ憂ヲ見ル「妻々也予七十有余ニシテ何ソ積善ノ志ヲ立ン」ヲ願ニ

其近傍ニ居シテ之ヲ

傍観坐視スルニ忍ヒ斯然リ累年ノ心慮ニシテ新ラタニ街道ヲ開キ人馬往来ノ救助セン「ヲ願フニ其地同縣下第貳大區五小區日野村之配所ニシテ之ヲ自由ニ開拓スルヲ得ス虽(雖)然予積年ノ心慮ヲ損スルヲ悲然ル開化ノ御盛代ニ当リ奮發止ヲ得ス今般日野村へ示談及候處夫々配慮ヲ得ルニ固ヨリ農民作地ヲ減スルハ生身ヲ断セラルゝ力如ク

候處開墾地半臨シ木道ヲ作ルヲ先々スルカ如シ方今外交モ

嫌フハ平素ニ

盛ネレハ偏邑ノ諸品運輸ノ便ヲナスハ國益ノ一助也ナラント

之ヲ賞シ

テ其筋地方ニ關スルモノ一名トシテ無漏脱示談行届依之

場所ニ望ミ築造の

目算スルニ從前作地ノ往来ヲ元トシテ之ヲ切廣ケ新ラタニ

漬地聊何畝分ヲ通ス

因テ双方内得之上戸長江申出候処乍尤其義一存ノ承諾ニモ相成兼

臨時ノ議會ヲ催シ其左右ヲ可決答トノ後集評ノ畢竟夫々關

係ノ衆人苦情無之於ハ聊防ケ無之趣因茲示談確定ス其後

宮ヶ谷根古其子細ヲ不論無筋ニ不服之もの有之ト申示談証各

調印ノ上障害ノ為メ上言スルヲ得ス日夜苦心焦思ヲ以如此ナルハ

実ニ九腸寸断ノ至也ヨシテ老父ガ切迫ノ至リ堪ス仰冀此章ヲ以

御採用之程奉願上候

書下し文

乍恐以書面奉懇願候

近來皇政新ニ開化ノ御盛運ニ當リ従来ノ宿弊ヲ一洗シ給ヒ

蒼生安堵スル「益盛リ茲ニ又地租御改正之要タルヤ

専ラ公平ヲ万姓ニ

施シ田園ノ廣狭地位不適當ノ收額等悉皆洗除シ民ニ勞逸ノ変

近來皇政新ニ開化ノ御盛運ニ當リ従来ノ宿弊ヲ一洗シ給ヒ

蒼生安堵スル「益盛リ茲ニ又地租御改正之要タルヤ

専ラ公平ヲ万姓ニ

施シ田園ノ廣狭地位不適當ノ收額等悉皆洗除シ民ニ勞逸ノ變

書下し文

乍恐以書面奉懇願候

近來皇政新ニ開化ノ御盛運ニ當リ従来ノ宿弊ヲ一洗シ給ヒ

蒼生安堵スル「益盛リ茲ニ又地租御改正之要タルヤ

専ラ公平ヲ万姓ニ

施シ田園ノ廣狭地位不適當ノ收額等悉皆洗除シ民ニ勞逸ノ變

近來皇政新ニ開化ノ御盛運ニ當リ従来ノ宿弊ヲ一洗シ給ヒ

蒼生安堵スル「益盛リ茲ニ又地租御改正之要タルヤ

専ラ公平ヲ万姓ニ

第拾六大區十一ノ小區

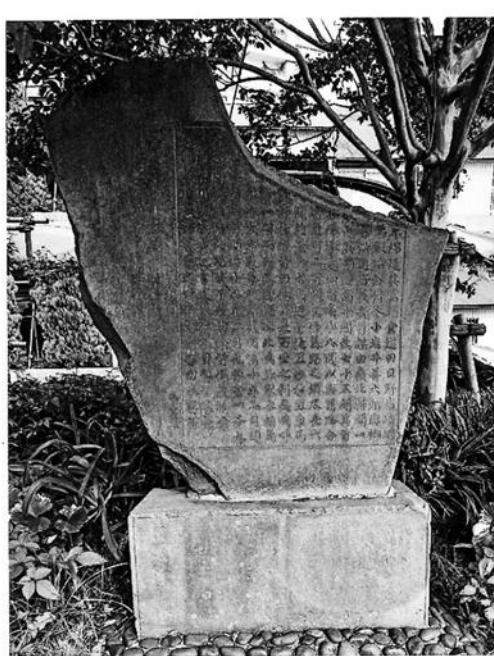
相州鎌倉郡鍛冶ヶ谷邑

九年第七月

神奈川縣權令

柳下 勝右衛門

小岩井六郎兵衛



七曲道祖供養塔・道標

七曲鎌倉新道記念碑

辰割付 明治元年十月 (資料番号 年貢割付状-66)

明治になつてからの年貢割付である。発行者は新政府蘿山県で受取人は鍛冶ヶ谷村の名主、組頭、惣百姓であり、幕府時代と同じく村単位である。石高はじめ内訳は以前とほぼ同じである。

(二) 辰御年貢可納割付之事

積文

當年定免

一 高三百九拾六石九斗壹升九合
内高壹斗弐升四合 山高小物成
此反別三拾九町六反廿七步



田高武百三拾九石九斗武升壹合	高九石五斗七升	拾五
此反別拾八町五反八畝三歩	上田烟成六反三畝廿四歩	反米武斗四升武合
此取米七拾五石三斗武升五合	高拾石武斗四升八合	拾三
烟高百五拾六石九斗九升八合	中田烟成七反八畝廿五歩	反米武斗壹升九合
此反別貳拾壹町武畝廿四歩	高五石五升三合	拾才
内高五升	下田烟成五反拾六歩	反米武斗
此反別壹拾壹町武畝廿四歩	高四拾武石四斗三合	拾
残高百五拾六石九斗四升八合	上烟四町武反四畝壹歩	反永百五拾四文四分
此反別貳拾壹町壹畝廿四歩	高武拾八石九斗五升	八〇一三
此取米四石貳斗八升壹合	中烟三町六反壹畝九歩	反永百武拾文九分
永拾八貫百八拾壹文八分	内三町三反九畝廿七歩	山烟取下 反永拾文
去卯同	武反壹畝拾武歩	山崩引
去卯同	高七拾壹石七斗五升六合	五
上田七町五反壹畝壹歩	下烟拾町三反五畝拾八歩	
中田五町五反壹畝廿九歩	内高五升 壱畝歩	
高五拾石三斗五升	高五拾壹石七斗三升	
下田五町三畝拾五歩	残拾町三反四畝拾八歩	
高五拾石三斗五升	内七町六反武畝廿三歩	
下々田五反壹畝拾八歩	武町七反壹畝廿五歩	
反米武斗三升六合八勺武才	反永七拾四文八分	
拾	山烟取下 反永拾七文九分	
高八石八斗七升		

屋敷八反八畝廿壹歩

拾
反永百四拾七文九分

取合 米七拾九石六斗六合

内田米七拾五石三斗弐升五合

畠米四石弐斗八升壹合

永拾八貫百八拾壹文八分

外

一永壱貫四百拾弐文

此反別 拾四町四反九畝廿四歩

一永六百弐拾八文七分

一永七百五拾文

一米弐斗三升八合

掛高弐百四拾八石九斗壹升九合

外高百四拾八石 助郷高免除

山年貢

小物成

質屋冥加永

御伝馬宿入用

御藏米入用

一永六百弐拾弐文三分

掛高外高 右同断

一米四斗九升八合

六尺給米

納合 米八拾石三斗四升貳合

永弐拾壱貫五百九拾四文八分

右は、当辰壱ヶ年定免御取箇其外
書面の通候条、村中大小の百姓入作の
もの迄不残立会、無高下割合之、

来る極月十日限、急度可在皆済
もの也

明治元辰年十月

韮山県

右村
組頭
惣百姓

韮山県の概要

慶応4年(1868)6月29日 - 伊豆国田方郡に
あつた韮山代官所に韮山県を設置。従来の代官所
の管轄下にあつた幕府領（幕府領は伊豆国、相模
国、駿河国、武藏国などに存在した。）に加え、旗
本領の一部、さらに小田原藩領・沼津藩領・荻野
山中藩領の一部も加え管轄した。知事は前韮山代
官江川英武。

但し、管轄地域となつた相模国東部と駿河国の
支配は明治2年までに順次、神奈川県、静岡県に
移管された。

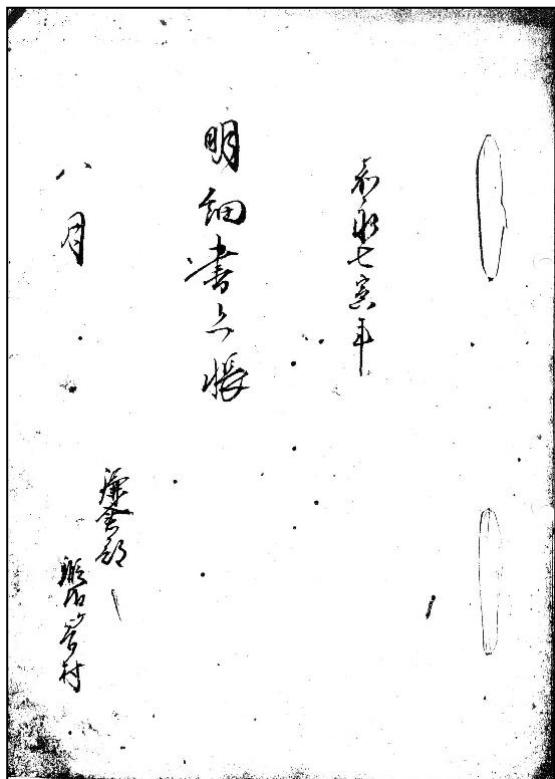
当鍛冶ヶ谷村の属する相模国鎌倉郡は明治元年
12月に神奈川県に移管された。本文書から鍛冶
ヶ谷村は明治元年10月時点では、まだ、韮山県
の管轄下にあつたことが判る。

明治4年(1871)11月14日 - 第1次府県統
合により相模国西部と伊豆国内の3県（韮山県、
小田原県、荻野山中県）が合併して足柄県となり、
韮山県は廃止となった。出典「韮山町史 六巻,七巻」

明細書上帳 嘉永七寅年八月 (資料番号 村政・村況 77)

この明細書上帳は鍛治ヶ谷村の領主が川越藩から熊本藩に替わった際に、熊本藩へ提出したものである。村高、村の大きさ、家数、人数、農間稼、四季打鉄砲など村の様子が記載されている。

(二) 明細書上帳



積文

嘉永七寅年

明細書上帳

八月

鎌倉郡鍛治ヶ谷村

一 高三百九拾六石九斗壹升九合

相州鎌倉郡鍛治ヶ谷村

江戸迄道法 十二里

大津御陣屋迄道法 七里

方角巳午の方

反に百廿文九分

中畠 三町六反壹畝九步 盛八〇一三

内 武反壹畝拾武歩 山畠取下 反に十文

(残) 三町三反九畝二十七歩

上畠 四町武反四畝壹歩 永百五十四文四分

反米三斗六升五合 盛十

下々田 五反壹畝拾八歩 盛十

内 五反拾六歩 番成取下 反武斗

残五町三畝拾五歩

反米四斗四升四合壹勺六才余 盛十三

下田 五町五反四畝壹歩 盛十

内 七反八畝廿五歩 番成取下 反武斗壹升九合 盛十五

残五町五反四畝廿九歩 盛三十

上田 八町壹反四畝廿五歩 残七町五反壹畝壹歩 盛三十五

内 六反三畝廿四歩 番成取下 反武斗壹升九合 盛三十五

中田 六町三反廿四歩 残五町五反四畝廿九歩 盛三十五

内 七反八畝廿五歩 番成取下 反武斗壹升九合 盛三十五

内 壱斗武升四合 山高小物成
此反別 三拾九町六反廿七歩
内 武拾町五反壹畝八歩 田方
拾九町九畝拾九歩 番方
内壹畝歩 諸引
残三拾九町五反九畝廿七歩
此訛

内壹畝歩

諸引

内壹畝歩

諸引

一 御除地 畑 壱反六畝歩 本寺鎌倉郡玉縄村(渡内村)天嶽院末
曹洞宗正翁寺中

一 御除地 畑 式畝廿六歩 正翁寺支配

一 御除地 畑 拾式歩 觀音堂屋敷

一 御除地 畑 式拾四歩 同寺支配

一 御除地 畑 拾式歩 同寺支配

一 御除地 畑 拾式歩 薬師堂屋敷

一 御除地 畑 拾式歩 村持八幡社中

一 御除地 畑 拾式歩 権現社中

一 御除地 畑 拾式歩 神明社中

一 御除地 畑 拾式歩 社軍神中

一 御除地 畑 拾式歩 天王森社中

一 御除地 畑 拾式歩 子之神社中

右の通、明細奉書上候処、相違無御座候 以上

嘉永七寅年八月 右村 百姓代 儀兵衛

年寄 源左衛門

名主 勝右衛門

小岩井六郎兵衛

細川様より、明細帳差出候様被仰付候に付、
差出候控に有之候

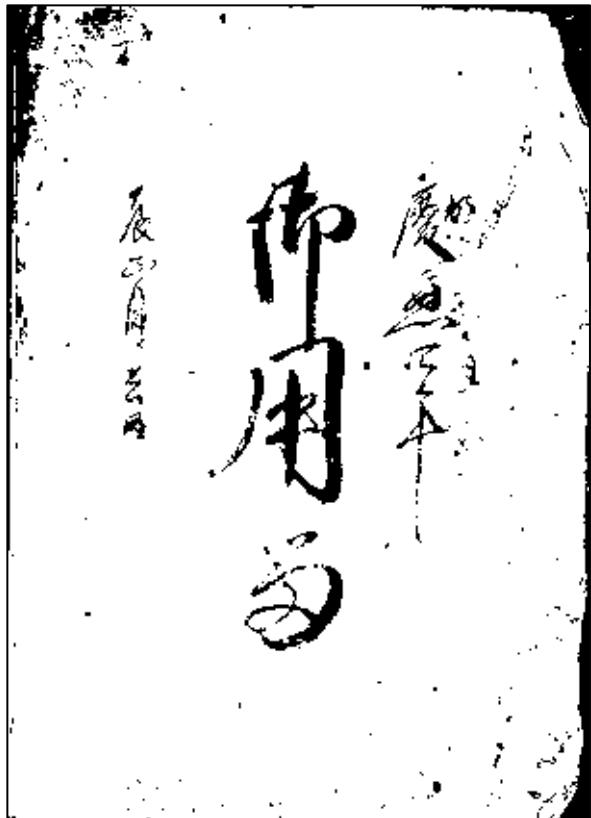
註 森村…森雜色村・森公田村、中原村…森中原村

松平織丸 上州吉井一万石 (紀州分家)

御用留 慶応四年（一八六八）辰正月吉日

（資料番号 御用留-32）

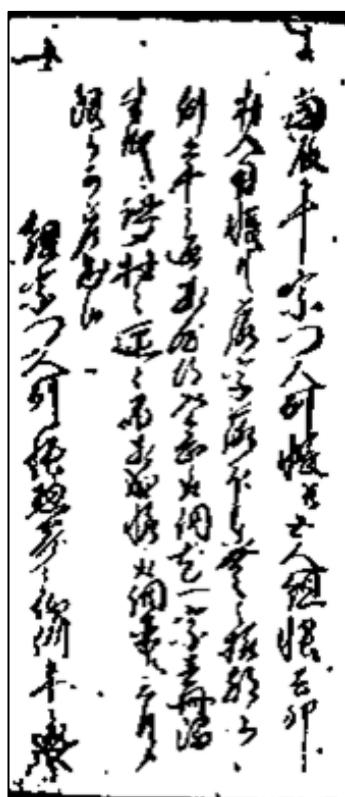
慶応四年一月三日、鳥羽伏見の戦い（戊辰戦争）が起こり、新政府軍と旧幕府勢力との戦乱は全国に及んだ。農村部では、戦乱の影響で物資不足や治安悪化が生じる一方、旧体制の崩壊により農民の生活や土地所有に関する変革が始まった。



（二）宗門人別帳の差し出しの触書

宗門人別帳は、村から支配役所へ毎年提出する帳簿の一つである。もともとはキリストン取り締まりを目的として作成され、提出が命じられていた。五人組帳は、村の中で近隣の五戸で一組をつくり、村役人とともに署名捺印した帳簿である。その目的は、租税滞納や犯罪などに対する連帶責任と共同生活における村の秩序や相互扶助などを規定した。五人組証文ともいう。

この文書は慶応四年正月時の支配役所である幕府傘下の葦山代官江川太郎左衛門からの触書である。



〔釋文〕

一 当辰年宗門人別帳並びに五人組帳、去卯
村入用帳共落字落印等無之様致、すべて
例年の通相心得、入念取調、尤一宗壱冊限
半紙に認め、村々區々不相成様取調、来る三月
限り可差出候

但、宗門人別帳惣寄の儀、例年の通り
別帳に認め、可差出候

宗門人別帳

下の文書は明治3年に鎌倉郡岩瀬村名主栗田源左衛門が神奈川県御役所に差出した宗門人別帳に書かれている一節で、村の各家族单位に石高、檀徒として属する宗派寺院名、及び名前と年齢などが記載されている。寺院が刻印を以て浄土宗檀徒であることを証明し、禁じられている切支丹門徒ではないことを示している。

明治新政府は明治6年2月に太政官布告によつて切支丹禁制を解除するまでは、キリスト教徒を厳しく取締まっていた。

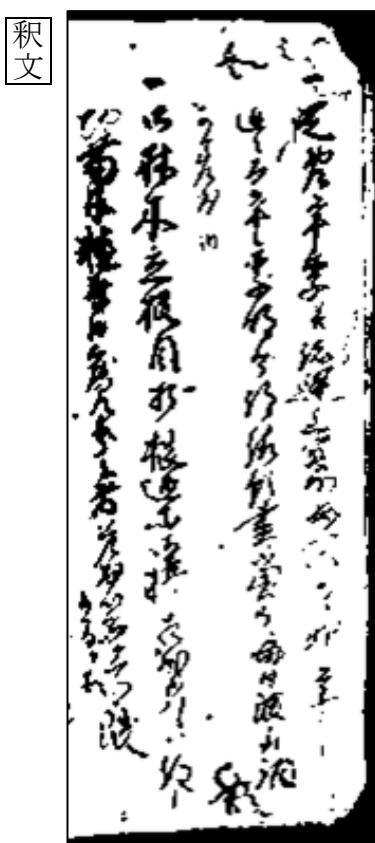
		鎌倉郡岩瀬村	高式拾石七升九合武勺
		一 淨土宗大長寺	印 旦那
		安右衛門	印
同人伴	物助	年五十二才	
安太郎妻	安太郎	年廿九才	
安右衛門伴	はま	年廿八才	
同人伴	千代吉		



(二) 定免年季明け後の跡請の差し出しの触書

「定免」とは、過去五年から一〇年の収穫高を平均して税額を定め、一定の年限を限つてその間は豊作・不作にかかわらず定められた税額を徴収すること。災害が大きい年は、特に「破免検見」という税額を減じる措置がとられた。

「跡請」とは定免の期限になり次の期間に差出す年貢のこと。



〔釋文〕

一定免年季並びに諸運上冥加等閑、去卯年

迄にて年季明分跡請願書当月晦日限、取調べ

可差出候

一 御林木立根風折根返等御払相成候はば、跡地苗木植付候分見分の者差出候間、ケ所限植付木数仕訳尽取調、当三月中迄に

可差出候

一定式御普請所村々七八月差入迄にケ所附帳差出、御普請可相願尽休年と候はば其段同月

上旬迄に書面可差出候

一 村々貯穀の儀、去卯年貯並びに請戻候分共未だ小前帳不差出分早々取調、當月

晦日迄に可差出候、尤貯無之分も何ら訳柄

を以貯無之段書付に認、同月迄に無相違可

差出候

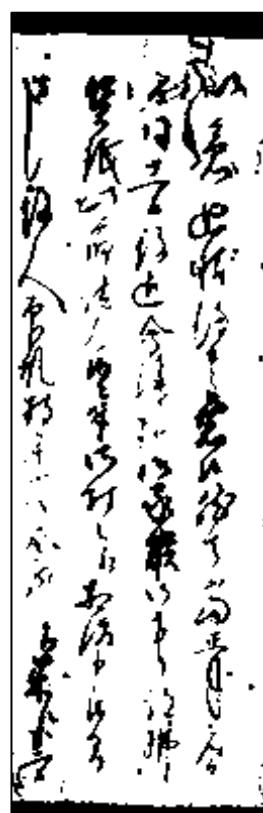
右の通、相心得、村々名主令請印

刻付を以順達留村より可相返すもの也

江川太郎左衛門

役所

辰正月五日



〔釋文〕

以急廻状得貴意候、然ば當正月元日

より同十一日朝迄、会津様御家族御下り跡払
賃錢此節請取候に付、御村々へ相渡申候間
さし役人印形持參當会所へ来る廿二日

御遣し可被下候様、御取計被成候、此廻章
順達留り御村方より其節御返し被成候 以上

辰正月廿日

助郷
会所

(三) 会津様御家族の東海道下りの賃錢渡し

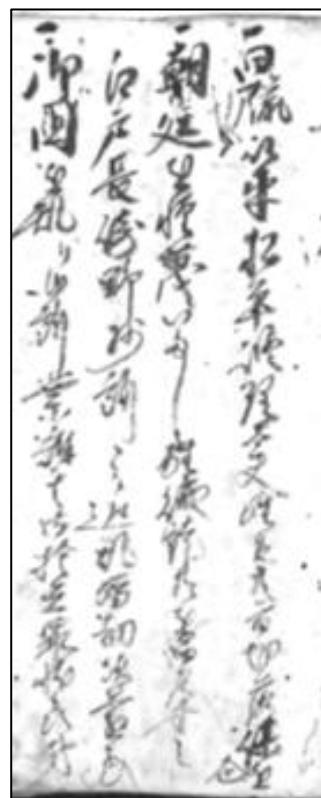
王政復古により京都守護職が廃止された。左の文書は、
そのため会津侯御家族の江戸へ下りに際して村々に
掛かつた賃錢の請取の達書である。

辰年御用留 慶応四年（一八六八）七月

（資料番号 御用留-33）

（二）薩賊与党の乱妨劫盜（正月十一日）

これは幕府が薩摩藩の罪状を触れ知らせたものである。寄場組合の総元締である関東取締出役から各寄場組合の役人に伝えられた。



积文

- 一一 旧臘以来、松平修理大夫奸臣共首切落、謀を企
朝廷を輕蔑いたし、殊賊徒共を唱導し、
江戸、長崎、野州所々へ趣（赴）、乱妨劫盜をよび
御国を乱し候所業、難被御捨置罪状の次第
大事件尽衆儀旨、被仰出候処、去月九日突然
非常御変革を口実にいたし、奉侮
- 一一 幼主、諸般御所置、糺（私）論を主張候事
主上御幼冲の折柄、先立帝御依托被為在候
摂政殿下、被廢止參内候事
- 一一 私意を以、宮堂上方を恣に黜陟せしむる事
九門其外御警衛と唱え、他藩のものを煽動し、兵仗を以

慶応四年（辰年）御用留について

本御用留めは前次とあり、正月11日付の触書から始まっている。小岩井家所蔵資料には慶応四年御用留が他に2冊あり、慶応3年末から慶応四年正月のことが書かれている。慶応四年の表紙はあるが、共に数枚のみで冊としてまとまっていない。推察するに、本辰年御用留と一体となっていたものが、何らかの事由にて切り離され、別々な資料として扱われたものと思われる。また、江川太郎左衛門役所からの触書は、上記の表紙の史料には正月5日とあるが、それ以降、本辰年御用留の5月6日まで出て来ない。

この慶応4年正月は鳥羽伏見の戦いで幕府方が敗北し、新政府軍が3月15日の江戸城総攻撃を控えて東海道を進軍し始めた時期である。幕府の傘下にある越後守官江川は、支配する村々に農兵を組織して出兵を準備し、いろいろ触書を出していったことと思われる。しかし戦況を配慮して、これらの触書を江川が御用留から取り外す指示を出したことが推量される。他村でも同様の指示が1月16日に出されている。

一 宮闕に迫り候条、不憚朝廷大不敬事
一家來浮浪の徒を語合屋敷へ屯集、江戸
市中押込強盜いたし、酒井左衛門尉人數
屯所へ炮發乱妨、其他野州相州所々燒討
劫盜および候もの証跡、分明に有之候事
右の通り候処、城州伏見辺に於て奸賊共より
理不尽に御人數へ及炮發候に付不得止、御誅戮
相成候間、其旨相心得先般申渡置候趣も有之候通、
此上は薩賊余党のもの共潛伏いたし居候はば、
速に召捕討取、可令誅戮もの也

月日

冒頭に登場する「松平修理大夫」について

島津氏29代当主、薩摩藩12代の最後の藩主島津忠義のこと。天保10年（1840）4月、島津家分家の重富家当主・島津忠教（久光）の長男として生まれる。

安政5年（1858）12月に襲封し、修理大夫に任じられる。14代将軍・徳川家茂から偏諱（「茂」の字を授かり、「茂久」と改名した。

討幕運動の強硬派で、大政奉還後は西郷、大久保、小松らの進言を容れ、藩兵3千を率いて上洛。王政復古の大号令に貢献し、議定に任じられて小御所会議にも参席した。

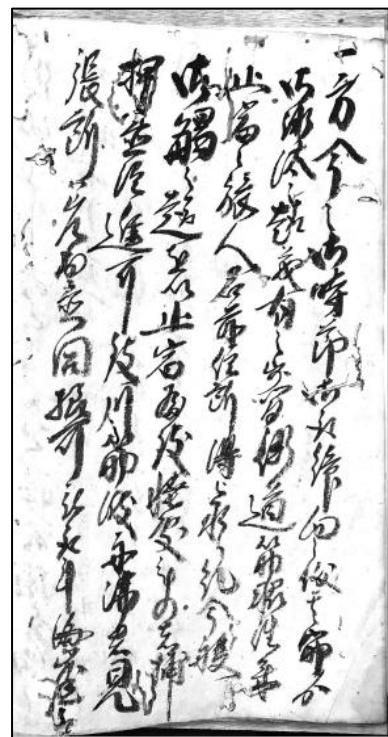


積文

一方今御時節、御取締向の儀、其筋より
御沙汰の趣も有之候間、街道筋脇往来
止宿の旅人名前住所得と承り糺、今般
御触の趣を以止宿為致、怪敷ものは捕押置
注進可致、川筋渡舟場は見張所差出置、
同様可被取計、海崖の場所は乗船上陸共
取締方、嚴重可被取計候、追々自分共廻村の上、
委細は可仰渡候得共、此段不取敢、相違候
大小惣代寄場役人申合、組合村々役人共へ
申談、無手抜様可被取計候、此廻状村名下
令請印、刻付を以急速順達、留りより
可被相返候 以上

正月十日

中村政平
百瀬章蔵
関東御取締出役



(二) 街道筋の取締り (正月十二日)

関東御取締出役から薩摩の罪状を伝えると共に街道筋、脇往来の旅人など嚴重に取り締るよう伝えられている。

一別紙の通御書付出候間、被得其意
村名の下へ令請印、急速刻付を以
順達、留り村より可被相返候

正月十二日
申中刻
戸塚宿
寄場
役人

江戸に向かって進む東征大総督軍の行列

(部分)

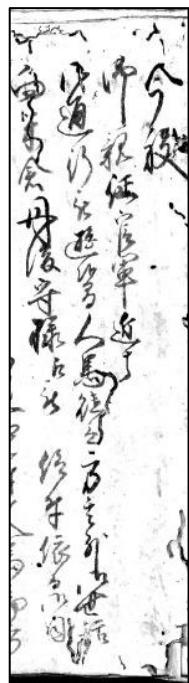


この図は、藤沢宿大久保町の名主堀内悠久の息子郁之助（数え15歳）が進軍する行列を見て描いたと伝えられている。

大総督有栖川宮熾仁親王は4月12日に藤沢宿に入り、遊行寺に宿泊、翌13日に同宿を出発した。

出所：「戊辰の横浜」（2018年7月横浜市ふるさと歴史財団発行）

（三）御親征軍御通行（三月七日）
今般、
御親征官軍近々御通行被遊候間、
人馬繼立方其外御世話向、
米倉丹後守様へ被仰付、依て御同家より
ご沙汰有之候間、右に付人馬勤方
請印いたし候間村々三判持參、来る四日四ツ時、
重立候役人中の内、老人宛御出張可被成候、
其節此廻状御返却可有之候 以上



(四) 官軍御通行仰付松明夜具割合 (三月七日)

戸塚宿助郷会所から各村々の名主衆中に松明差出しの申渡しが出された。



祝文

以急廻章得貴意候、然ば昨夜兼て

御談御座候、今般

官軍御通行の節、被仰付候松明夜具

割合左の通

一 松明 長サ四尺四、五寸より五尺迄位

廻り七、八寸位

右の振合にて左の割合の通、用意備置

右の内、四分一は来る九日本宿問屋場へ

向け御遣し可被下候、尤残りの儀は追て

御達し申上候節、御遣し可被成候

一夜具蒲団の儀は最寄村々へ、左の通

割合いたし置候間、用意備置、追て入用

の節、宿方より可申趣候間、無差支御貸遣し可被下、

尤損料の儀は当会所にて引請

宿方より請取御渡し申候間、無御心置御貸遣し

可被成候、此廻状刻付を以早々順達、

留り御村方より、御返し可被成候 以上

会所

舞岡村

一 松明九拾五本
右之内 四分一 廿三本

夜具 八通
右之内 廿八本

一 松明百拾五本
右之内 廿八本

夜具 八通
右之内 四本

一 松明拾式本
右之内 拾本

一 松明四拾式本
右之内 拾本

一 松明四拾五本
右之内 拾本

一 松明四拾三本
右之内 拾壹本

一 松明六拾八本
右之内 拾七本

一 松明四拾八本
右之内 拾本

一 松明四拾八本
右之内 拾本

一 松明六拾八本
右之内 拾七本

一 松明六拾八本
右之内 拾七本

一 松明六拾八本
右之内 拾七本

上野庭村
中之村
鍛冶ヶ谷村
上之村

右村々

御名主衆中

(五) 村々や街道筋の取締り（三月十三日）

新政府軍のうち横浜市域を通行したのは東海道軍で、その先鋒総督は橋本実梁（さねやな）である。三月十五日に定められた江戸城総攻撃を控え、交通の要衝や多摩川の渡船場を固めた。



釈文

今般、鎌倉表へ總督橋本殿、柳原殿
御進軍に相成候、依て海岸は不及申、在村
有論（胡乱）の者、立廻り候はば早々雪之下
宿所へ、注進申べくもの也

辰三月十三日

備州
宿陣所

鎌倉郡
三浦郡

海岸附

在村々
役人中

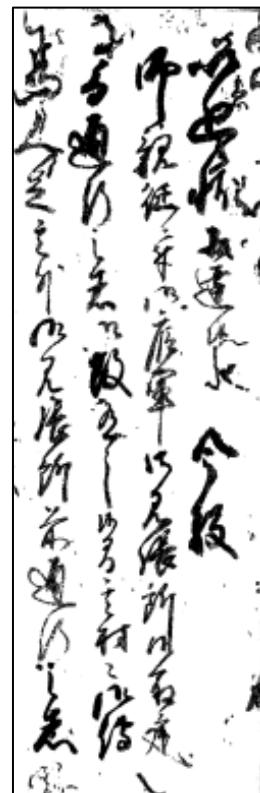
右の通被仰出候趣、雪之下村会所より
写を以申来候間、被得其意、此廻状村名下へ、
致受印、刻付を以早々順達、留り村より可
被相返候 以上

辰三月十三日 申下刻

梅澤与次右衛門

(六) 村々や街道筋の取締り（三月十八日）

三月十四日に翌日の江戸城攻撃が中止なったが、引き続き見張所前の通行の者が何村の誰かをよく調べる旨の達しが出されている。



釈文

以急廻状相達候、今般
御親征に付、御官軍御見張所、御取建
候て、通行の者御改有之候間、其村々御伝馬
人足其他、御見張所前通行の者、
何村誰何方迄罷越候趣、行返の相断通行可致候、
此段、小前末々へ不洩様御達し可被成、
此廻状、村名下へ令請印刻付を以
順達、留り村より返却可被致候、以上

辰三月十八日

戸塚宿

問屋
年寄
佐助

所左衛門

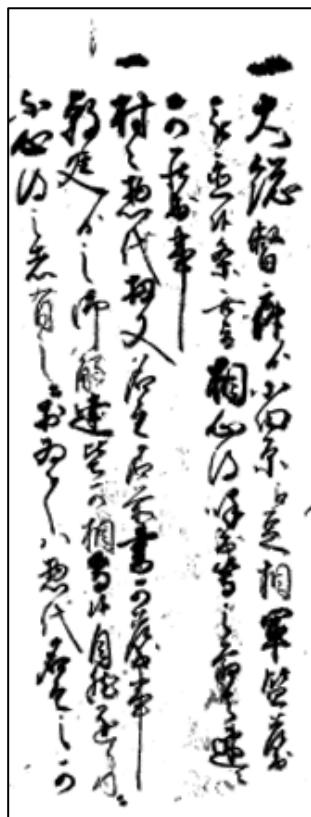
右の通被仰出候趣、雪之下村会所より
写を以申来候間、被得其意、此廻状村名下へ、
致受印、刻付を以早々順達、留り村より可
被相返候 以上

辰三月十三日 申下刻

梅澤与次右衛門

(七) 大総督府監軍差出被置候条(七月十三日)

四月には旧幕府脱走兵や遊撃隊が房総から真鶴に上陸するなど不穏な動きがあつたため、五月に大総督府は伊豆・相模鎮撫の軍監を設置した。軍監が遊撃隊に殺害されるなどがあつたため、横浜軍監安永が代わつて小田原軍監になり、七月に豆相軍監となつて、新政府軍の村々取締りと新たな支配が始まつた。



釈文

- 一 大総督府より小田原へ、豆相軍監差出被置候条
此旨相心得、呼出等の節は速に可罷出事
一 村々惣代、扱又名主名前書可差出事
朝廷よりの御触達、堅可相守候、自然懸り内に不心得の者、有之においては惣代名主の可為越度候之事
一 脱走ものは勿論、官軍たり共無心押借等の儀、申出候者有之候はば可召捕候、手向いいたし候者依時宜、切捨候ても不苦候事
一 是迄高札は皆以取迦し候間、軍監府へ可持出候、最早取迦しに相成居り候向々其段可申出候事
一 鰥寡孤独多子病難の類、極貧者の有無、書付を以可申出候
一 脱走体の者、潜居罷在候はば早速可訴出候

訴人へは為御褒美、白銀弐十枚以上被下べく候若又隠置候の儀、於露見には其家財、令没取候儀は勿論、組合尚又名主の者へ越度可申付候事

一 村々宿々共役人共より家々人別を改、下男又は食客の類、其所人別帳外の者は不残出所名前を認、何の何月より雇置候と申儀可相届候

尤右等の者、必追放いたし候儀にては無之候間、其旨為相心得候事

但、無宿人足体の者は其所の問屋役人より

取調可申届候

一 売人たり共、出所或は商売向、分明ならざる者は宿をかし申間敷候、且又出所差分り候ものたりとも二宿目より以上は、其所の役人承届置可申事

関東取締方附属杯と申村方へ入込候者、仮令大総督府の命受たる由申聞候共、

小田原出張軍監府よりの導引無之候はば取敢申間敷、禁令触達の旨を申聞、其所に留置、軍監局へ可相伺候、自然逃戻候体の儀有之においては召捕差出し可申

一 自然脱走賊の類多勢群来制止難出来節は其所の名主より、直に可及注進候の事
一 至急の儀、又は村方役々に致関係候儀は直に仕立飛脚を以可申越候、其外相伺候儀、致出来候節は書付を以可申越候

為其兼て村々人足繼立、遲延不致様可申合置き候、尤日々人足集置候には不及候事

右の条々相達候もの也

辰七月

小田原城出張

軍監 御印

有栖川宮熾仁親王

たるひと

天保6年(1835)生まれ。新政府樹立の際、最高職である総裁に就任。戊辰戦争では自ら東征大総督の職を志願し、勅許を得て新政府軍を率いた。

その一方、恭順を条件に慶喜の助命や東征中止まで意図していた。明治政府では元老院議長、陸軍大将など要職を歴任。

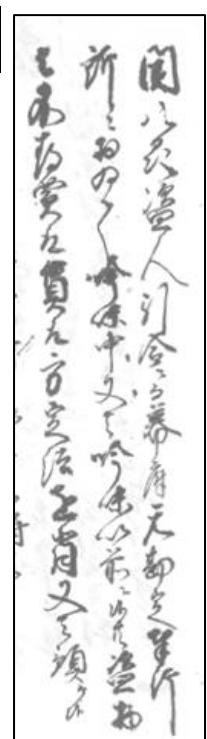
西南戦争では官軍のみならず、逆徒の薩摩軍をも救護する「博愛社」設立を認可し、後に日本赤十字社初代総裁を務めた。

明治28年(1895)没。享年59歳。



廻状を以相達申候、然ば今般、小田原城御出張御軍監方より別紙の通、被仰渡候間、其村々巨細に取調、名主組頭印形持參、来る廿日、当宿方へ御出張可被成候此廻状、刻を以早々順達、留り村より、返脚可有之候 以上
辰七月十三日 戸塚宿 役人

(八) 主上御元服の御大礼恩赦 (七月二十三日)
新政府は明治天皇が正月十四日の元服に際し、それ以前の旧幕府元勘定奉行により吟味された不埒な行為の罪は咎めないと恩赦を発した。



恩赦文

関八州盜人引合にて、幕府元勘定奉行所において吟味中、又は吟味以前に候共、盜物と不存買取質取方、定法を背又は預け候もの共、何れも不埒の至には候得共、当正月十五日以前の分は、今般

朝政御一新

主上御元服の御大礼、被為濟候御赦に御咎御免被遊、盜物被盜主共へ預け置候分は其従致遣候間、難有可存事、右の趣夫々呼出可申渡の処、遠路出府いたすも可為難儀間、格別の訛を以触流候条、関八州村々役人小前末々迄無渉可報知もの也

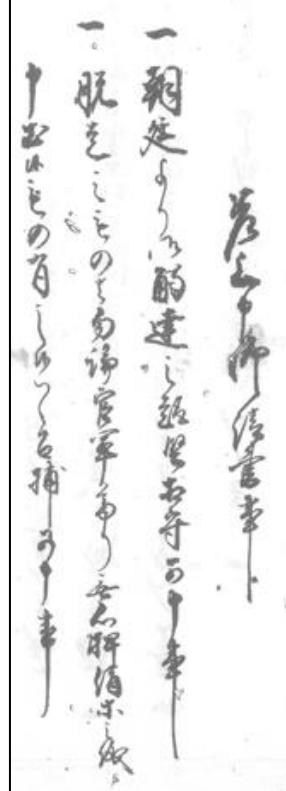
辰七月廿三日

民政

裁判所
相州鎌倉郡
戸塚宿
組合村々
役人

(九) 差上申請書事 (七月)

豆相軍監からの指示で関東取締方付属の村々に対して当村の宗門人別帳に書かれていない他村から来て定住している者などについて詳細の書上げを差し出している。豆相軍監による村々への取締りの一環である。



狀文

差上申御請書事

- 一 朝廷より御触達の趣、堅相守可申事
- 一 脱走のものは勿論、官軍たり (共) 無心押借等の儀
- 一 申出候もの有之候はば、召捕可申事
- 一 是迄の御高札の儀は昨卯年四月中、堀田
- 一 相模守様御預所の砌、取迦可申旨、被仰付候に付、其砌取調、村役人方に預置申候
- 一 鰥寡孤独多子病難の類、無御座候
- 一 極貧者の儀は日雇等、出相嘗申候
- 一 脱走体のもの潜居罷在候はば、早速可訴出事
- 一 人別の外、下男食客の者左に
- 辰二月より、巳二月迄一季
- 一 壱人 隣村小菅ヶ谷村より相雇申候 傳左衛門
- 辰二月より、巳二月迄一季
- 一 壱人 近村(永) 谷村より相雇申候 彦太郎
- 一 壱人 近村宮前村より相雇申候 藤造

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 一 壱人 近村小菅ヶ谷村より相雇申候 紋次郎 | 一 壱人 同小菅ヶ谷村 相雇申候 宇太次 |
| 一 壱人たり共出所不分明のもの止宿の儀、被仰渡候事 | 一 壱人たり共出所不分明のもの止宿の儀、被仰渡候事 |
| 立廻り申候節は、急速御注進可奉申上候 以上 | 立廻り申候節は、急速御注進可奉申上候 以上 |
| 名主より、直に注進可及候事 | 名主より、直に注進可及候事 |
| 一 関東取締方附属御廻村の事 | 一 関東取締方附属御廻村の事 |
| 右の條々、今般被仰渡承知奉畏候、万一脱走の類 | 右の條々、今般被仰渡承知奉畏候、万一脱走の類 |
| 立廻り申候節は、急速御注進可奉申上候 以上 | 立廻り申候節は、急速御注進可奉申上候 以上 |
| 一 脱走賊の類、多勢群来制止難出来候節は其所の | 一 脱走賊の類、多勢群来制止難出来候節は其所の |

戸塚宿組合の内

相州鎌倉郡鍛冶ヶ谷村

名主

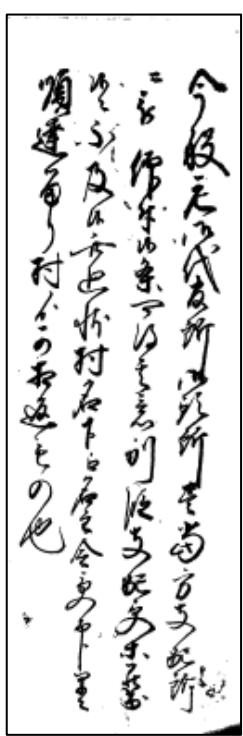
小岩井六郎兵衛

年寄
重兵衛

慶応四辰年七月

(十) 菩山代官所支配から菩山県支配へ（七月四日）

新政府により当年六月には菩山代官所は菩山県になり、代官江川英武は知県事になつてゐる。左記の文書は、この支配替を役所の名で通達してきたものである。尚、江川は慶応三年六月に幕府直轄地を菩山代官所の代官として支配していたが、慶応四年一月の幕府方敗北後、二月には新政府に恭順してゐる。尚、八月には小田原軍監・豆相監察の安永又吉から命じられ、従来、関東取締出役が担つていた相州の取締活動を知県事が行うこととなつた。これを小田原出張監察の名で相州村々に通達している。江川の支配体制が回復したものと思われる。

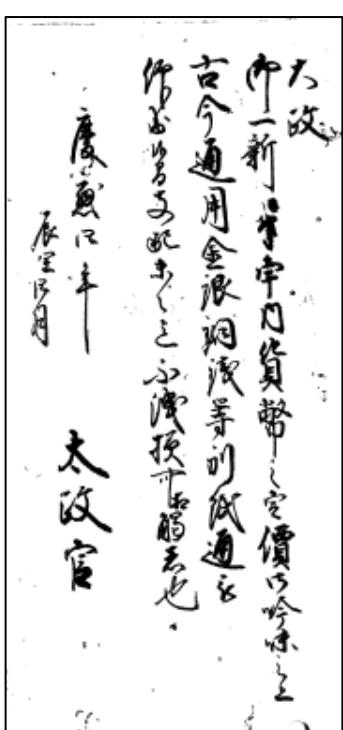


积文
今般、元御代官所御預所、尽、当方支配所に、
被仰付候条、可得其意、別段、支配受等罷出候に不及候
此廻状、村名下へ名主令受印、早々、
順達、留り村より可相返もの也
辰 七月四日 江川太郎左衛門 役 所 武(相)州鎌倉郡 峰村始

(十一) 通用金銀銅錢の両替の触（七月十二日）

新政府は四月に太政官が貨幣の定価を吟味し、古今通用の金、銀、銅、錢等の両替の基準を示した。左記の文書は、この基準を裁判所から菩山知県事に伝えられ、江川太郎左衛門役所として鎌倉郡各村へ通達したものである。

太政官会計局が出した貨幣取調書には、悪金吟味方法として硫黄とポットアス（カリウム）を使った硫化溜母液製法などが書かれている。



積文
太政

御一新に付、宇内貨幣の定価御吟味の上、
古今通用金銀銅錢等、別紙通
被仰出候間、支配末々迄無漏様可相触者也

辰 閏四月 慶応四年

太政官

一慶長金 小判 百両目方四百七拾六匁 内金四百壹匁二三六
一分判 銀七拾四匁七七四
此通貨九百五兩壹分式朱替

一武藏判

右同断

一乾字金	百両目方式百拾五目	内金式百拾匁七三	銀三拾九匁二七
此通貨四百七拾五両式分替			
一元禄金	一分判 百両目方四百七拾六匁	内金式百七拾三匁〇	小判
六三			
一享保金	小判 百両目方四百七拾六匁	内金式百七拾三匁〇	武朱
一分判	此通貨六百三拾五両三朱替	内金四百拾三匁〇六六	
一古文字金	小判 百両目方三百五拾匁	内金式百三拾目	銀式百武匁九三七
一分判	此通貨九百三拾兩壹分式朱替	内金四百拾三匁〇六六	
一真字式分判	此通貨五百廿八両式分式朱替	内金百九拾七匁	銀六拾武匁九三四
一分判	此通貨五百廿八両式分式朱替	内金百九拾七匁	
一百両目方三百五拾匁	内金百九拾七匁	四三五	
一文政金	銀百五拾武匁	四六五	
一分判	此通貨四百六拾両替		
一壹朱金	百両目方六百目 内金七拾武匁三二八七		
一草字式分判	銀五百廿七匁六七壹三		
此通貨武百廿七両壹分三朱替			
一百両目方三百五拾目 内金百七拾壹匁壹一壹			
此通貨四百四両式分替	銀百七拾八匁八八九		
一武朱金			
此通貨四百四両式分替			
一百両目方三百五拾目 内金百武目六六六六			
銀式百四十七目三三三三			
一寬永鑄錢	但 当通用拾武文代り式拾四文		
天保百文錢一枚に付			
四枚を以替			
一五両判	此通貨武六拾両三朱替		
	百両目方百八拾目	内金百五拾壹目七二四	
		銀式拾八目二七六	
一保字金	小判 百両目方三百目	内金百七拾目三武二六	此通貨三百四拾武両壹分式朱替
			銀百武拾九目六七七四
一正字版	小判 百両目方式百四拾目	内金百三拾六目二二五	壹分判
			此通貨三百九拾六両式分壹朱替
八壹	八壹	八壹	
一分判	此通貨三百拾七両壹分替	内金五拾八目六六六六	
一安政式分判	此通貨三百拾七両壹分替	内金五拾八目六六六六	
	壹分判	銀百三目七四壹九	
三			
一分判	此通貨百六拾壹両三朱替	内金五拾八目六六六六	
一元禄大判	壹枚目方四拾四匁壹分	内金式拾六匁六壹五四	
	此通貨六拾壹両三分三朱替	内金五拾八目六六六六	
一享保大判	壹枚目方四拾四匁壹分	内金三拾四匁六	
	此通貨六拾壹両三分三朱替	内金五拾八目六六六六	
一慶長大判	右同断	銀七匁九	
一新大判	一枚目方三拾目	内金拾壹匁	
	此通貨七拾八両壹分替	銅壹匁九	
一寬永鑄錢	但 当通用拾武文代り式拾四文	銅三匁	
天保百文錢一枚に付			
四枚を以替			

一 寛永銅錢 当通用六文代り拾武文 天保一枚に付
八枚を以替
一文久銅錢 当通用八文代拾六文 同段に付
六枚を以替

但 天保百文銭ハ是迄如如通用

右の通、
太政官より、被仰出候得共、未だ、心違ものも有之哉に付、

尚、可相達旨、裁判所において御達相成候条、
得其意、此廻状、村名下へ、名主令請印

早々、順達、留り村より、可相返もの也

江川太郎左衛門

役所印

辰七月十二日

武(相)州鎌倉郡

峠始

四拾五ヶ村

上ノ村留り

〔稟文〕

一 神奈川十里四方、於当府可有支配旨鎮將府より
被仰出候条、其旨相心得、右郡内村々へは
最寄宿方並びに親村等より、早々相達候様可致候
此廻状、刻付を以繼送り留り村より可相返もの也

一
神奈川
裁判所

東海道保土ヶ谷宿より

大磯宿迄

相州大住郡

同 愛甲郡
同 高座郡
同 鎌倉郡

右寄場役人

右の通、被仰出候趣、戸塚宿寄場役人より申來
候間、被得其意此廻状、村名下へ致請印、刻付
以、早々順達、留り村より返却可被成候 以上

辰九月朔日

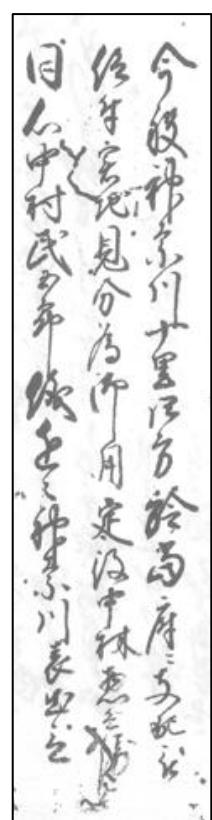
梅澤弁吉

(十二) 神奈川十里四方の支配 (九月一日)

この文書は、神奈川裁判所から相模国大住郡、愛甲郡、高座郡、鎌倉郡に対し神奈川十里四方は当府の支配になると鎮將府から仰せ付けられたことを伝えたものである。

(十三) 神奈川府から村明細差し出しの通達（九月五日）

神奈川府裁判所から相州鎌倉郡、三浦郡に対して各村々の明細帳、絵図面、社寺の朱印高を差し出せとの通達が出された。



〔釈文〕

今般、神奈川十里四方、於当府に支配被仰付、実地見分為、御用定役（使）中林惣兵衛、同心中村民五郎儀、近々神奈川表出立、十里期程周回の道筋、廻村いたし候条、

於場所、左の通取調可受候

一 村差出明細帳

一 村絵図面 但し 神奈川 直径凡何程 隣村境等、記

路程凡何程

一 社寺相渡置候朱印高

右の通、取調廻村先へ差出すべて差支無之様可取計候、此触書早々継送、別紙調印帳へ令印形、留り村より可相返もの也

神奈川府

辰九月五日

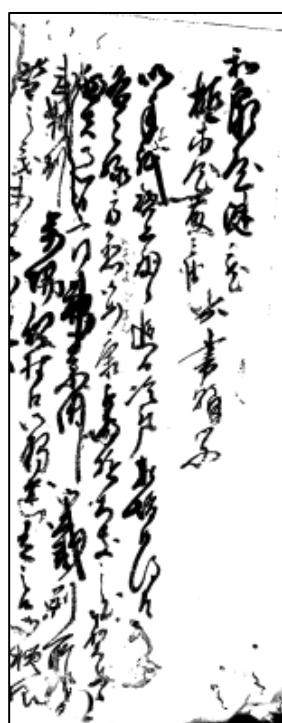
裁判所

相州鎌倉郡
相州三浦郡

(十四) 神奈川府支配模様の風聞（九月十四日）

この文書は、韮山県に出入りの商人で、韮山支配地の年貢等の取りまとめなどの実務を担っていた和泉屋と植木屋が書いた書簡の写しである。

神奈川府の「十里四方の支配の触れ」に対し、和泉屋と植木屋が各郡の寄場組合の総代に対し今後の支配所の見通しを伝えている。書簡には「鎌倉三浦両郡 武州金沢辺ハ神奈川裁判所支配相違無之、武州八王子辺村境丈ヶ未タ取調中二而決滞候」とある。また、支配御方に付き希望があれば嘆願せよと伝えている。実際に相模国西部の曾根村、伊勢原村、飯山村、足柄上下郡では、神奈川府までは遠く負担が大きいと引続き韮山知県事付属の小田原軍監の支配を望む嘆願が出されている。



〔釈文〕

和泉屋健蔵

植木屋藤兵衛より書翰写

以手紙啓上致候、追々冷氣相増候得共、

各々様方、愈御安康被為遊、大慶の至奉賀上候
切者、過日一同、神奈川御裁判所様より
武相州寄場組村へ御触遣有之候御模様替の義、
未だ御支配御役所、表向御達し無之候得共

専の風聞有之、翰には御案内の通
鴨居御詰の御方も有之事実に候はば、

御手縕の次第も有之旁、御役所において

其筋に相伺候処、鎌倉並びに三浦両郡

武州金沢辺は無論、神奈川御裁判所御支配所

相成に相違無之、武州八王子辺村境だけ

未だ取調中にて決縛候趣に候へ共、

是迄通、以御治だけ御免御遣上、

右御村触有之、郷村付は御承知有之處、扱も、

両宿は不存申に御役所御改所、立決□に

おいても残念に被思召 尤何連、属□、

神奈川御召取分御最寄すべて御弁利に付筈の程、

難斗候得共、一応御知らせ事申上候

当方定宿の異変無之

勝手ヶ間敷義に候へ共、是迄御模様替有之節は

前以、御方より御歎願申上候次第も有之共、

相成難に候はば組合無詮候事に候共、一と先、

御歎願は如何に候哉、且は旦那様旁において

寄場重立迄、右の儀可申通旨の御内議なされし

夫役申合、持廻を以御達し申遣候

勿論、歎願の義は、強て御進め申上候義は、毛頭

無之、且は神奈川御裁判所より御触書写取

不敢、御出府御配慮被下候

御旁共有之故、一応御通達奉申上候

乍御手数、組合村々へ御風聴被下度、奉畏候

先是右申上度得其意、如斯御座候

頓拝

辰九月十四日

和泉屋健蔵
植木屋藤兵衛

金沢寄場
永島龜一郎様

秋谷村寄場
若命源左衛門様

雪ノ下寄場
黒川庄輔様

堀内村
葉山太七様

小菅ヶ谷村
永島庄助様

梅沢与治右衛門様

鍛冶ヶ谷村
小岩井六郎兵衛様

藤沢

堀内七郎左衛門様
廣瀬藤右衛門様

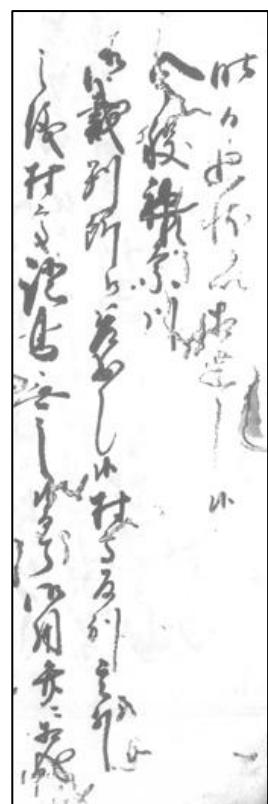
木曾村(*)
石川縫右衛門様

追て乍御手数、右村賄方の儀、
郡代に右次第様々石川様より御通達被下度、
奉願上候以上

(*)木曾村＝現在の東京都町田市

(十五) 神奈川府差出の明細帳の證拠物の持参（九月二十四日）

この文書は、神奈川府支配下になる見込みの村々に九月五日に出された村高など明細に付き、その證書が無くては充分ではないのでその證拠物を持参せよ、と出された通達である。



狀文

昨日、廻状を以相達し候

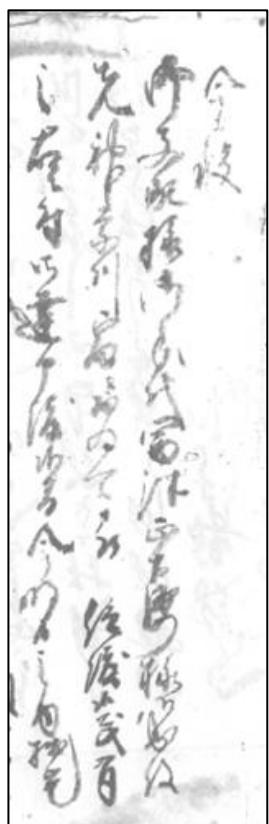
今般、神奈川御裁判所へ差出し候村高反別其外の儀、村方證書無之候ては御用弁に相成り不申旨、今朝被仰渡候に付、證拠物御持参早々御出張可被成候此廻状、刻付順達
留り村方より返却可被成候 以上

明治元辰九月廿四日

戸塚宿
役人

(十六) 江川手代富沢正右衛門からの仰渡（三月晦日）

この文書は、江川太郎左衛門の手代である富沢正右衛門出役から神奈川宿において発出された達しを伝えるため、組合総代の梅沢与次衛門の宅に集まる旨、与次衛門の伴梅沢弁吉の名で出された廻状である。



狀文

今般、

御支配様御手代富沢正右衛門様御出役
先神奈川宿において、被仰渡候義有
之右に付御達申渡候間、今明日の内拙宅
へ御出可被成此廻状、刻付を以順達
留村より、御返却可被成候 以上

辰三月晦日

梅沢弁吉

(補足説明)

本文書は日付が三月晦日となつており、冊末に後付されたものと思われる。ここには書かれていないが、内容は「小筒などの預け」に関わる事柄である。岩瀬村栗田家文書「見聞集」に本件の内容が左記のように書かれている。

『右者富沢庄(正)右衛門様神奈川江御出役ニ而与治右衛門御

呼出之上御談御座候右ニ付書面式通小菅ヶ谷江差出ス

覚

一 鎌倉郡小菅ヶ谷組

同村 梅沢弁吉 取集置申候

右組合村之農兵御渡し御小筒并取持筒共□打かね前書名
前者共江取集預置申候間御用之節ハ奉差上候以上

辰三月廿五日

備州御隊長

丸子村御下隊

□□

水野三郎兵衛様

吉田万治様

南石藤三郎様

□□源八郎様

草野治郎左衛門様

右御名前御方様江江川様御手代富沢正右衛門様より御掛

合

ニ相成其上三郡總代之者江神奈川宿ニ而被仰渡候 以上

鎌倉郡組合總代

公田村名主六左衛門

上之村年寄徳兵衛 兩人より』

右の栗田家文書から、本文書にある「御支配様」は代官江川太郎左衛門であること、および「御達申渡間」の御達は支配者である江川が組合村の農兵に渡した小筒や取持筒を取り集めて預かり置き、親征軍が御用の折りに差し出す旨の内容であることが分かる。

また、この御達の日付は三月二十五日となつて有一方、梅沢弁吉発出の本文書は三月晦日付となつており、この御達の内容を村々に周知すべく急ぎ梅沢宅に来るべき旨の廻状を出していいることが分かる。栗田家文書には、この御達の内容を鎌倉郡惣代公田村名主六左衛門、上之村年寄徳兵衛兩人から伝えられていることが分かる文書も残つており、廻状は本文書日付の三月晦日の前後に組合惣代から発

せられたものと推量される。

幕末維新期における百姓の鉄砲使用及び農兵について

— 岩瀬村栗田家文書に見る江川農兵取立 —

鍛治ヶ谷村の鉄砲に関して、小岩井家文書の「御用留（嘉永五年）」には百姓の四季打鉄砲使用許可に関する記述、及び「御用留（慶応三年）」には鉄砲札（高札）にその記述が遺っている。農民に武器を持たせることは、幕府の基本姿勢である「兵農分離」の原則を破る特筆すべき大きな出来事であった。

一方、「農兵」に関する史料として、鍛治ヶ谷村の隣の岩瀬村において名主を務めた栗田家に戊辰戦争直後に書かれた貴重な史料「江川代官所農兵御取立名前」、及び「御預証文之事」が遺つており、これらを基に当時の農兵取立について考察する。

一 百姓の鉄砲使用

豊臣秀吉の刀狩り後、百姓はすべての武器が没収された。しか

し、猟師には鑑札が交付されて鉄砲の使用が許されていたこともあって、徐々に村の中に鉄砲が隠密に浸透して行つた。そこで江戸幕府は、村に広まっている鉄砲を登録する「鉄砲改め」に着手した。

その鉄砲改役として、寛文期（一六六一～七三）には大目付が職掌した。寛文二年令では猟師以外の者の鉄砲所持を禁じていたものの、鳥獣害対策を目的とした百姓の鉄砲使用は許されていた。

しかし、享保二年（一七二六）、百姓が「隠し鉄砲」を所持していることが発覚し、領主の管理不徹底が露見したことから、完全なる鉄砲摘発が行われ、関八州に鉄砲規制の基本法となる享保一四年令が出された。その概要是以下のとおりである。

① 激しい獣害への対応には鉄砲の使用を許可すべく、それまでの月日単位許可制から常時預け制に変更。

② 御拝場・江戸一〇里四方は、それまでどおり、発砲不可。

③ 原則、四季打筒は通年（四季の間）発砲を許可。二季打筒は四月朔日より七月晦日まで（二季の間）許可。

（注）四季打筒が使用できるのは、通年と言つても十一ヶ月すべてではなく、冬場の火災予防や年末年始の治安維持の観点から、十二月と一月を除く二月から十一月までであつた。

幕末の天保期（一八三〇～四三）になると、商品経済の浸透化に伴つて土地を失う百姓が増え、無宿のアウトロー（ならず者、悪

党）が増加して行った。増加するアウトローの鉄砲所持問題に対し、幕府は天保九年令を発して、改革組合村主導による隠し鉄砲の摘発が始められた。この天保九年令を推進したのは老中・脇坂安董やすただで、天保の改革を推進した水野忠邦も幕閣として加わっていた。天保の改革は天保二年（一八四一）に始まつたが、綱紀肅正、儉約励行、風俗是正、上知令などを主とする政治改革は幕府内部の対立も生み、改革は三年を経ずして失敗に終わる。隠し鉄砲の摘発はそれ以前の天保九年（一八三八）から始まつていたが、アウトロー対策は一貫して、百姓には武器を使わせないことが基本姿勢であつた。

二 農兵および農兵隊

異国船の出現や世直し一揆など内外情勢の不安定化に対応すべく、豆州葦山代官・江川太郎左衛門英龍は百姓を一時的に武士に取り立て、武器を持たせて地域を守らせる、という施策を幕府に進言した。その実現には時間もかかり、文久三年（一八六三）になってようやく農兵の採用が認められ、農兵隊が結成された。江川農兵隊の誕生である。それは、慶応二年（一八六六）の武藏・上野国で起き

た武州一揆に対して農兵が武力鎮圧したこともあるって、各地に農兵隊が組織されて行った。こうして、一時的にせよ、百姓も農兵になることで、公然と武器として鉄砲を使用するようになった。

鍛冶ヶ谷村でも農兵稽古が行われるようになり、その稽古場が岩瀬村と大船村に設けられるようになったと梅沢与次右衛門は慶応三年八月一七日に記している。

三 江川農兵

ここで、栗田家文書の「江川様御代官所農兵御取立名前」、及びそれに続く「御預証文之事」を各々見てみよう。前者には取り立てられる者の名前が村毎に記されている。

江川様御代官所農兵御取立名前

御預証文之事

江川様代官所農兵御取立名前

〔叢文〕

世話役 平左衛門 繁八 岩吉 仙松 作兵衛 忠左衛門 源藏
上之村 柳助 熊藏 恒吉 栄十郎 七兵衛
中之村 鍵治郎 兵吉 安治郎 鍛治ヶ谷村 平左衛門 忠右衛門 吉五

郎

上ノバ村 庄助 和吉 国藏 下ノバ村 安左衛門

下倉田 与助 彦太郎 勝左衛門 勝蔵 桂村 庄三 代吉

飯島村 藤太郎 伊之助 角治郎 基治郎 孫太郎

小菅ヶ谷村 為八 源藏 忠左衛門 小三郎 平蔵 千代松

公田村 松之助 仙松 太郎助 清蔵 今泉村 作兵衛

岩瀬村 繁八 八十吉 熊治郎 安太郎

大船村 岩吉 小松郎 基作 喜代藏 長治郎 裕次郎 勝治郎

△四拾八人 小菅ヶ谷組

金沢泥龜新田組名前

(段八郎 保藏 物五郎 (木古庭 喜二郎 権治郎 (町谷 物佐衛門
五助

(洲崎 平吉 平七伝吉 (野卜浦 幾治郎 繁松 米吉

(上山口 瀧藏 寅藏 清治郎 (下山口 辰五郎 吉五郎

(逗子 幸太郎 竹三郎 (久野谷 権右衛門 佐助

(小坪 忠七 歌之助 (沼間 寅之助 伊之助 (長柄 新吉 権左衛門

(葉山 浜治郎 寅吉 善四郎 (桜山 繁藏 利左衛門 德太郎

(三ヶ浦 梅吉 (大町 貞蔵 (十二所 庄之助

(山野根 与右衛門 (一色 伝一郎 代吉 (川名 金五郎 兼吉

(手広 和助 平吉 鉄之助 (材木座 恵八 (坂之下 倉太郎 (片瀬 庄吉

(長谷 治郎吉 (材木座 恵八 (笛田 富治郎 慶治郎 作治郎

(腰越 喜太郎 岩太郎 (津村 千代松 龜口

太鼓打 勝太郎 △五拾七人 金沢組

田戸組名前

(久郷村 基太郎 浦太郎 定吉 惣五郎 孫次郎

(浦郷村 三五郎 于吉 芳吉 万蔵 章吉

(大津村 德左衛門 民五郎 治兵衛 茂助

(逸見村 紋藏 弥助 龜藏 (不入斗 吉兵衛 平治郎

(佐野村 茂吉 □蔵(勘藏力) (横須賀 平吉 金太郎

(長浦 □松 直吉 (田浦 定五郎 政吉 (深田 五兵衛

(森崎 治郎助 (金谷 三郎 右衛門 (小塙 春吉

(山崎 松太郎 太吉 定治郎 文治郎 (梶原 啓蔵 鎌之助 八郎左

衛門

(常盤 藤七 由太郎 (弥勒寺 茂太郎 新太郎

(寺分 慶治郎 辰五郎

△四拾四人

御預証文之事

狀文

一 和製ケヘル御筒 但 剣附 八挺

右者相州觀音崎御台場御筒之内書面之通御拝借奉願上候処
御渡ニ相成慎奉受取候然上者火盜難無之様可仕者勿論親子兄
弟たり共他江決而貸渡申間敷候尤御入用之節者何時成共
無相違御上納可仕候依之御預証文差上申候処仍如件

慶応四辰年一月

当御支配所

相州鎌倉郡岩瀬村

名主 源左衛門

公田村

名主 德左衛門
差添 高橋勝七

これらの文書は、栗田源左衛門周敏が慶応二年から明治元年の間に御預地支配の御方様からの触書や村内外の出来事を「見聞集」として書き留め、次の当主である伴、源左衛門孝俊に引継いだものである。「江川様御代官所農兵御取立名前」および「御預証文之事」は、この「見聞集」の一部に記載されている。また、後述の「郷兵」についても記載されている。

「江川様御代官所農兵御取立名前」および「御預証文之事」に記載されているポイント及び興味深い箇所を以下に挙げる。

(一) 世話役

世話役には、次のように村を代表する名主、百姓代などの村役の伴が就任している。

小岩井平左衛門(鍛冶ヶ谷村)、栗田繫八(岩瀬村)、甘糟岩吉(大船村)、須藤仙松(公田村)、磯崎作兵衛(今泉村)、茨木忠左衛門(小菅ヶ谷村)、田中源藏(小菅ヶ谷村)

(二) 村々の農兵数

小菅ヶ谷組の村々の石高と取立農兵数は、次のように書かれている。

上野村(六七一石)五人、中野村(四二九石)三人、鍛冶ヶ谷村

郷兵指図役 梅沢弁吉

(三五六石)三人、上野庭村(三八五石)三人、下野庭村(一五四

小頭 小岩井平左衛門、栗田繁八

石)一人、下倉田村(五〇八石)四人、桂村(一九四石)一人、飯島村

に次いで、三十人の郷兵の名前が挙がっている。

(六四二石)五人、小菅ヶ谷村(七九八石)六人、公田村(四七三

不明な点が多いが、他の文献などによると農兵隊が結成され、態勢

石)四人、今泉村(一四七石)一人、岩瀬村(四九五石)四人、大

が整った後、対外的に出陣して扶持米を取るのが農兵、一方で郡内

船村(九二七石)七人

の治安に当たるのが郷兵とされたようである。前述の三十人は、大

他の組では、金沢組は太鼓打を含めて四拾七人、田戸組(横

部分は小菅ヶ谷組の村々の小前であるが、農兵と重複していない名

須賀・鎌倉の人々)は四拾四人と書かれている。

前が少なからずあり、手分けしていたようである。

各村とも石高百石に付き七割から八割にて取立てた農兵数になつ

た。また、小菅ヶ谷組以外の上町谷村、小袋谷村、台村の小前も入っ

ていて、小岩井家文書では農兵の取立は「百石に付き六分当り」と

なつていたが、割合が引上げられている。

これは、本文書を書き付けた日付が慶応四年二月で戊辰戦争が始

まつて間がない時期であることから、軍備として農兵取立の割合を

高くしていることを示していると考えられる。

(四) 郷兵

太鼓打として金沢組の勝太郎の名前が挙がっている。太鼓打の役

職が明記されているということは、進軍の際に隊列を組んで進む、組織的な農兵隊が編成されていることが分かる。

主に郡内の治安を担つた郷兵については、

(三) 郷兵

(五) 和製ケヘル御筒（注 「ケヘル御筒」とはゲベール銃のこと）

岩瀬村名主源左衛門および公田村名主徳左衛門から出された
たゲベール銃八丁の拝借願いを支配所（奉行所）が許可する文書
である。



農兵隊の装備
ゲベール銃、木銃、江川笠、
農兵刀



農兵隊の装束イメージ
筒袖・裁付に江川笠でゲベール
銃を携行

ゲベール銃とミニエー銃について

ともにフランスで開発された西洋式銃である。日本における
ゲベール銃は天保3年(1832)にオランダから輸入された。ゲ
ベール銃の特徴は銃身に施条（ライフリング）が入っていない
こと。密集した敵の中に打ち込んで敵陣を攪乱させることを目的
とし、射程は短く、命中率は高くない。

一方、ミニエー銃の特徴は銃身に施条があり、ミニエー弾と
いう特殊な弾丸を使うライフル銃である。そのため長射程で命
中率が飛躍的に向上した。日本には元治元年(1864)にオラン
ダから輸入された。

ゲベール銃は幕末期には旧式となっていたが、安価であった
ため、戊辰戦争における幕府軍の主力武器はゲベール銃であっ
た。

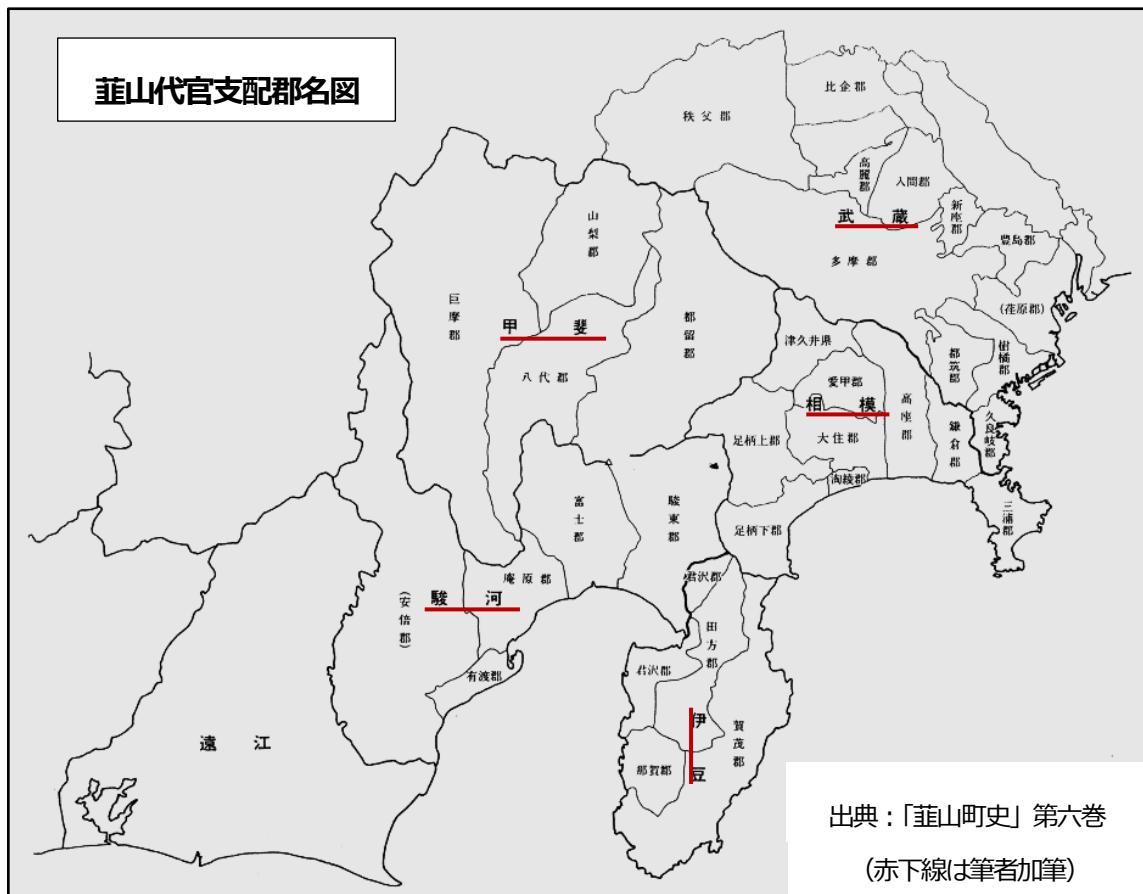
ゲベール銃



ミニエー銃



薩摩藩や長州藩は早い段階で射程や命中率の良いアメリカ製のミ
ニエー銃を輸入した。戊辰戦争において幕府軍は主力兵器としてゲ
ベール銃を、一方の新政府軍はミニエー銃を使用した。やがて各地
の農兵隊でもミニエー銃が使用されて行つた。



四 農兵の解散

明治維新によつて幕府という母体を喪失した韋山代官の農兵は、旧幕府最後の將軍徳川慶喜の駿河移封に伴い、まず駿河府の農兵から解散して行つた。江川英武は農兵用小銃の返還命令を受け、治安維持のために鉄砲所持を願い出たが、許可されなかつた。一方、新政府に恭順して支配地を引き継いだ韋山県における農兵はしばらく存続したが、小銃類は返納を余儀なくされた。

このような変遷を経て、徵兵の詔が発せられた明治五年（一八七二）、韋山代官が創設した農兵は廃止されて行つた。

【参考文献】

- 樋口雄彦 「幕末の農兵」 現代書館
- 武井弘一 「鉄砲を手放さなかつた百姓たち」 朝日選書
- 淺川道夫 「江戸湾海防史」 錦正社
- 町田市立自由民権資料館 「武装する農民」

小岩井家文書「幕末維新編」関連年表

幕末維新前後における鍛冶ヶ谷村の管轄変遷		
1697	元禄10年	幕府直轄領、旗本牧野・高林領二給
1812	文化8年	6月 会津藩領
1821	文政4年	5月 川越藩領
1853	嘉永6年	12月 熊本藩預所(幕領) (神奈川県史 資料編10近世(7) 解説 p. 18-19)
1863	文久3年	8月 佐倉藩預所
1867	慶応3年	3月 佐倉藩預地御免 幕府直轄地 (神奈川県史 資料編10近世(7) p. 488-489)
1867	慶応3年	6月21日 江川御役所から支配請申渡 (横浜歴博資料第20集 村政・村況-92)
1868	明治元年	6月 埼玉県、12月 神奈川県
1873	明治6年	5月 十六区十一番組
1874	明治7年	6月 第十六大区十一小区
1878	明治11年	11月 神奈川県鎌倉郡に編入、旧村に戻る。大区小区制廃止、郡区町村制法

西暦	和暦	出来事 (日付:陰暦)	当地の状況 〔 太字 : 本編所収小岩井家文書名 資料番号 書添 〕
1825	文政8年	2-18 異国船無二念打払令	
1827	文政10年	2 幕府、文政の改革に着手 (関東全域に改革組合村の結成を指令)	2月 寄場組合結成、関東取締出役の下部組織45ヶ村を基準に、助郷村の村落連合体を利用
1829	文政12年	9 幕府、シーボルトに帰国を命じ、再渡来を禁ず	12月 川越藩鎌倉郡13ヶ村寄場組合編成 上野庭, 下野庭, 下倉田, 飯島, 峠, 岩瀬, 今泉, 桂, 公田, 上野, 中野, 鍛冶ヶ谷, 小菅ヶ谷 寄場:小菅ヶ谷村 (御取締方御趣意 触書・回章-7)
1845	弘化2年	3 米捕鯨船マンハッタン号浦賀来航	2月 鍛冶ヶ谷村8ヶ村、警備人足を出す
1847	弘化4年		11月 旧小岩井家主屋上棟
1853	嘉永6年	6-3 ペリー浦賀来航 <幕末の始まり>	
1854	嘉永7年	1-16 ペリー再来航 3-3 日米和親条約(神奈川条約)	1月 川越藩傘下の寄場組合は関東取締出役の下部組織に戻る (神奈川県史 資料編10近世(7) 153) 4月 細川様御預所ニ相成候節、書物之覚(村政・村況-76) 8月 明細書上帳、熊本藩へ差出し (村政・村況-77)
1858	安政5年	6-19 日米修好通商条約 8 外国奉行設置 9 安政五か国条約	
1859	安政6年	1-13 神奈川奉行所設置 6-2 横浜開港	

1864	元治元年	7-19 禁門の変 8-5 4国連合艦隊、下関砲撃	
1866	慶応2年	12-25 孝明天皇崩御	
1867	慶応3年	1-9 睦人親王践祚 8-15 緒幣発行通用開始 10-13 討幕の密勅 10-14 大政奉還 12-9 王政復古の大号令 <明治維新の始まり>	正月 卯用留 (御用留-29) 3月 佐倉藩預地は御免となり、幕府直轄地となる。寄場組合は小菅ヶ組として継続 3月 本郷六村(笠間村除く)は幕府直轄地 5月 卯用留/兵賦金納の廻状 6月 江川董山代官所から鍛冶ヶ谷村に支配所となる旨、仰渡される 9月 鎌倉郡の寄場組合は小菅ヶ谷組は戸塚宿寄場組合に、雪ノ下組・片瀬組は藤沢宿組合に編入 10月 卯用留/金札通用触書
1868	慶応4年	1-3 鳥羽伏見の戦 1-6 慶喜、大阪を出帆。江戸に向かう 2-9 有栖川親王、東征大総督 2-13 慶喜、寛永寺に謹慎 2-15 東征軍進発 2-13 西郷・勝会談 3-14 五ヶ条の御誓文 4-11 江戸城無血開城 閏4-21 政体書布告、府藩県三治体制始まる(各行政区画に知事を置く) 7-17 江戸を東京と改称、東京府を置く	正月 政権奉帰御用留 (御用留-31) 慶応四年御用留(朱書明治元年) (御用留-32) 御請一札(市中取締触書) (触書・回章-14) 2月 武州金沢藩主、新政府に恭順 2月 江川太郎左衛門、新政府に恭順 3月 御官軍様下向御触書、通達日記 (触書・回章-15) 辰御用留/夜具松明徵發 3月 新政府、神奈川奉行所を接收し、横浜裁判所と改称 4月 横浜裁判所は、神奈川裁判所に改称 6月 神奈川裁判所、神奈川府に改組 江川代官所、董山県に改組 川越藩主導から戸塚宿寄場組合に編入、明治5年11月まで 御触書(断簡)長防・兵庫開港の儀 7月 辰御用留(御用留-33) 7月 差上申御請之事(朝廷御触達)

1868	明治元年	8-27 明治天皇即位 9-8 明治に改元 10-13 江戸城を皇居とする	9月 神奈川府、神奈川県に改称 10月 御触書 断簡(触書・回章-20) 10月 辰御年貢可納年割付之事 (年貢割付状-66)
1869	明治2年	5-18 五稜郭陥落(戊辰戦争終わる) 6-17 版籍奉還 官制改革(太政官中心の官制)	
1870	明治3年	8-10 藩政改革を布告(職制・財政等の大本を示す)	
1871	明治4年	4-5 戸籍法 7-14 廃藩置県	7月 鎌倉郡全域、神奈川県管轄
1872	明治5年	4-9 庄屋・名主・年寄を廃し、戸長・副戸長を置く 12-3 改暦。この日を明治6年1月1日とする	8月 司法裁判所として神奈川県庁内に神奈川裁判所設置
1873	明治6年	7-28 地租改正条例布告 12 秩禄奉還法制定 <明治維新の終わり>	5月 鎌倉郡は16大区と17大区に分れる 本郷の村々は16大区 9小番組(小菅ヶ谷, 笠間) 10小番組(桂, 公田, 岩瀬, 今泉) 11小番組(上野, 中野, 鍛冶ヶ谷)
1874	明治7年		6月 小番組制から小区制に替る 16大区 9小区(小菅ヶ谷, 笠間) 10小区(桂, 公田, 岩瀬, 今泉) 11小区(上野, 中野, 鍛冶ヶ谷) 17大区1小区(金井, 小雀, 田谷, 長尾台, 飯島, 長沼) 2小区(上野庭, 下野庭, 上倉田, 下倉田) 3小区(下柏尾, 上柏尾, 永谷, 舞岡)
1876	明治9年	8-1 国立銀行条例改正	7月 乍恐以書面奉懇願候(新街道開拓につき) (神奈川県権令宛) 9月 神奈川裁判所は横浜裁判所に改称
1878	明治11年	7 政府「三新法」公布 11-17 郡区町村編制法	11月 鎌倉郡発足 鍛冶ヶ谷村、鎌倉郡に編入 「大区小区制」廃止 郡役所新設 府県-郡-町村の地方統治機構形成
1884	明治17年	3-15 地租条例制定 5 体制改正	5月 笠間, 小菅ヶ谷, 桂, 公田, 中野, 上野, 鍛冶ヶ谷, 上野庭, 下野庭の9カ村で管掌区。 戸長: 梅沢与治衛門 戸長役場: 鍛冶ヶ谷村
1889	明治22年	4 町村制施行 7-31 土地取用法公布	4月 本郷村成立7カ村 (笠間, 小菅ヶ谷, 桂, 公田, 鍛冶ヶ谷, 中野, 上野) 村長: 梅沢与治衛門

あとがき

本郷ふじやま公園の「六つのねらい」の一つに、「ふるさとの歴史、文化を学び伝える」があります。私たちはその具体的な活動として、鍛冶ヶ谷村の名主を務めた小岩井家に遺された古文書の解読を続けています。

今回刊行の『幕末維新編』は、小岩井家に伝わる多くの古文書の中から、幕末から明治維新という歴史の転換期に焦点を当てたものです。当時の人々の暮らしや村の運営、新政府への対応の様子が生々しい筆致で記録されています。判読の難しい文字や古い言い回しに苦労しながらも、少しずつ解読を進め、このたび皆さまにお届けできることを嬉しく思います。

歴史を知ることは、過去の理解だけでなく、自分の住む地域への愛着を深めることにつながります。古文書に記された暮らしの知恵や生き方は、今を生きる私たちにも多くの示唆を与えてくれます。

小岩井家に遺る古文書は約五千点にもおよび、解読作業はまだまだ道半ばです。後継者不足という課題も抱えていますが、「この地域の歴史を知りたい、読みたい」というお気持ちがあれば、どなたでも気軽に参加できます。本小冊子が、地域史に関心を持たれる契機となれば幸甚に存じます。

解読過程では、横浜歴史博物館の小林紀子主任学芸員をはじめ、多くの方々のご支援をいただきました。厚く御礼申し上げます。

令和七年 十二月

古文書解読グループ一同（五十音順）

栗田 洋一 佐藤 礼子 田島 芳伸 田代 真治 田中 百合子
一杉 勝 松木 義文 矢嶋 紀明 山田 喜代信